

令和元年度

環境報告書

(平成 30 年度実績報告)



国分寺市

(再生紙使用)

(表紙の写真)

上段： ヒヨドリ（日吉町にて撮影）

中段： 旧本多家住宅長屋門（市重要有形文化財）（西元町）

下段： アキアカネ（西恋ヶ窪にて撮影）

～平成30年度実績（フォトショット）～



取組No. (3)
「湧水及び地下水の保全・活用」

＜緑と建築課＞

湧水めぐりをすることによって、市民の湧水や地下水への関心が高まるように実施しました。（写真は西元町を湧水めぐり散策中）



P 22



取組No. (23)
「生産緑地の追加指定」
＜まちづくり計画課＞

農業と調和した都市環境の形成を図るため、生産緑地の追加指定を行いました。（写真は生産緑地の追加指定による看板の設置作業）



P 27



取組No. (25)
「市民農業大学」

＜経済課＞

農業者の指導のもと、市民に野菜づくりの一連の作業を体験する場や植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く学べる場を提供しました。（写真は農業体験学習の様子）



P 28



取組No. (27)
 「市内農園などにおける野菜
 収穫による農とのふれあい
 活動」
 <子ども子育て事業課>

各保育園の園庭で野菜作りや
 収穫を行いました。(写真はこく
 ぶんじ保育園じゃがいも掘りの
 様子)

⇒ P 29



取組No. (29)
 「給食への市内産農産物の活
 用」
 <学務課>

学校給食食材への市内農産物
 を積極的に活用することで地
 産地消を図ることができます。
 (写真右下:ミネストラ野菜ス
 ープのキャベツが市内産農産
 物)

⇒ P 30



取組No. (33)
 「飲食店等における地場野菜
 の活用促進」
 <市政戦略室>

国分寺市内で生産された野菜
 「こくベジ」のPRとこくベジ
 を使った食事メニューのPRを
 行いました。(写真はこくベジの
 じかんクリスマスマルシェの様
 子)

⇒ P 32



取組No. (76)
「文化財とのふれあい推進」
＜ふるさと文化財課＞

市内文化財めぐり，市外文化財めぐりなど，文化財を理解促進するイベントを実施しました。（写真は市内文化財めぐりの様子）



P 49

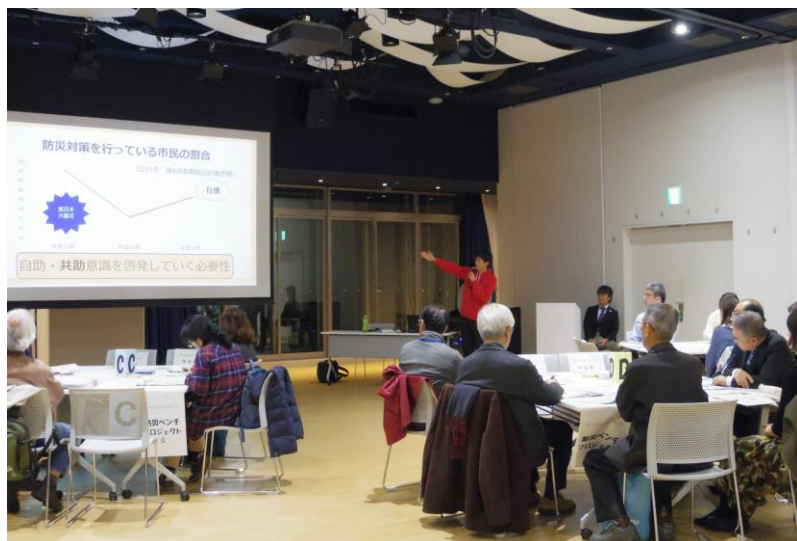


取組No. (100)
「3R講座の開催」
＜ごみ減量推進課＞

市のごみの現状と処理について理解し，市民と行政が協働して地域のごみ問題を解決する3R講座を開催しました。（写真は清掃センター工場見学の様子）



P 57



取組No. (68)
「地域づくり」
＜協働コミュニティ課＞

多くの市民による参加と協働が推進され，地域コミュニティの活性化を目指します。また団体間の交流を主目的とした「こらぼ de サロン」を年2回開催しています。（写真はこらぼ de サロンの様子）



P 62

目 次

はじめに

第1章 環境基本計画の概要	1
第2章 市内の現状	8
第3章 重点プロジェクト	17
重点プロジェクト1 「在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進」 ..	20
重点プロジェクト2 「地産地消の推進による都市農業の支援」	27
重点プロジェクト3 「野川, 用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用」	35
重点プロジェクト4 「安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供」	38
重点プロジェクト5 「自転車・公共交通機関の利用促進」	43
重点プロジェクト6 「歴史的景観や文化財の保全・活用」	47
重点プロジェクト7 「資源循環型のまちづくりの推進」	51
重点プロジェクト8 「環境負荷の少ないライフスタイルの促進」	59
重点プロジェクト9 「環境面における参加と協働による地域の活性化の推進」	62
第4章 具体的施策	66
【自然環境】 基本方針1 緑と水が調和した潤いのあるまち	
1-1 緑と水のネットワークの形成	68
1-2 緑の保全	69
1-3 まちなかの緑化	72
1-4 水環境の保全・整備	74
1-5 都市農地の保全・活用	76
1-6 生き物の生息空間の保全	78
【生活環境】 基本方針2 安全・安心に暮らせるまち	
2-1 生活環境の確保	80
2-2 生活環境のモニタリング	83
2-3 化学物質対策の推進	84
2-4 食の安全性の確保	85
【都市環境】 基本方針3 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち	
3-1 環境に配慮したみちづくり	88
3-2 環境に配慮したまちづくり	90
3-3 地域性豊かな景観の形成	96

【地球環境】基本方針4 資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち	
4-1 地球温暖化対策の推進	97
4-2 省エネルギー・省資源の促進	99
4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	99
4-4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進	100
【環境教育・環境学習】基本方針5 地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち	
5-1 環境教育・環境学習の推進.....	102
5-2 人づくり、仕組みづくり.....	107
第5章 各課の環境学習・啓発活動等一覧	110
第6章 委員会等の活動経緯	119
1 国分寺市環境審議会	119
2 国分寺市環境推進管理委員会.....	119
3 環境ひろば	120
4 環境ひろば・国分寺市で共催した事業	121
第7章 国分寺市の環境活動	122
1 環境基本計画実施計画.....	123
2 地球温暖化防止行動計画	124
3 グリーン購入.....	126
4 国分寺市の環境年表.....	128
第8章 環境測定データ編(平成30年度年度環境調査結果)	131
1 大気環境分析調査.....	131
2 騒音・振動及び交通量調査.....	134
3 酸性雨調査	136
4 野川の水質状況.....	137
5 野川の底質状況.....	138
6 湧水の水質状況.....	139
7 井戸水調査	142
8 野川水生・底生生物調査	145
9 放射線と放射性物質への対応について	149
10 環境基準一覧.....	150

はじめに

令和元年度環境報告書について

本報告書は、第二次国分寺市環境基本計画実施計画（中期）（平成 29 年 3 月策定）に基づく各施策の平成 30 年度実績報告書になります。

本報告書の作成・公表により、市民や事業者の方への情報提供を行うとともに、環境の保全、回復及び創造に関する取組の推進につなげていきます。環境施策の推進には、市民や事業者の皆さんのご協力が必要です。引き続き、市の環境行政にご理解とご協力をお願いします。

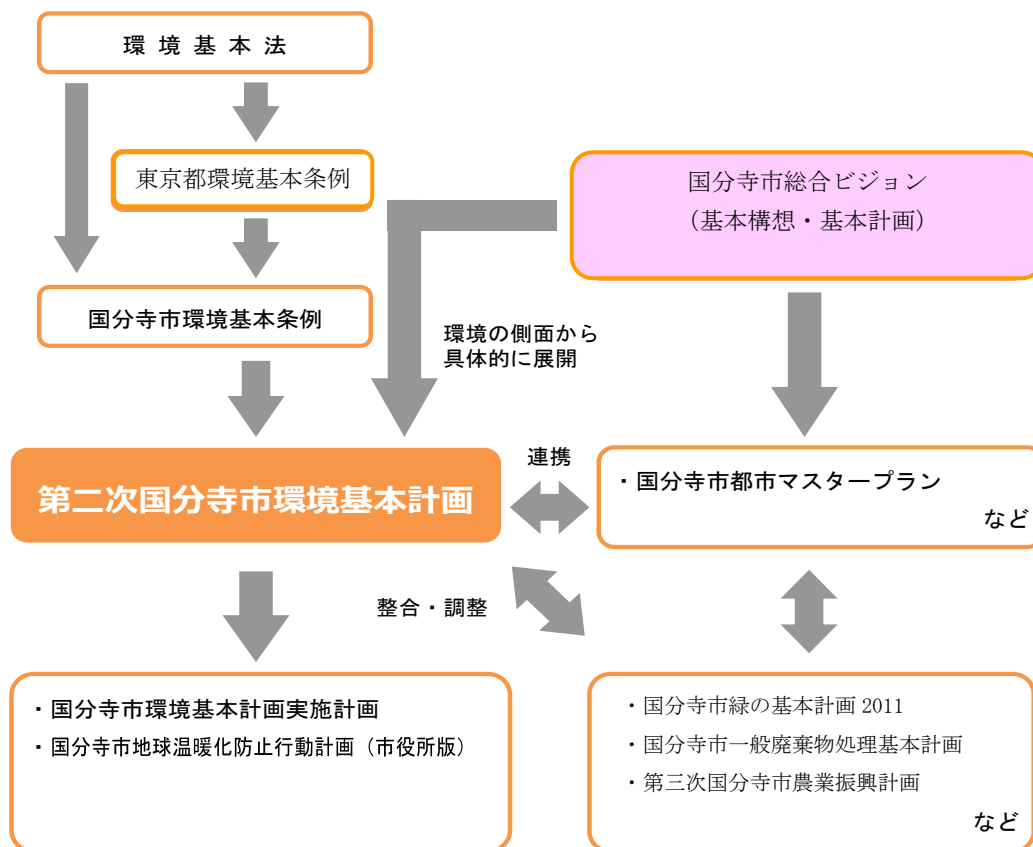
第 1 章 環境基本計画の概要

1. 国分寺市環境基本計画の策定

市民、事業者、市が協働のもとに、環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するために、「国分寺市環境基本計画」（以下「基本計画」といいます。）として平成 16 年 3 月に第一次基本計画を策定し、その後、平成 26 年 3 月に計画改定し、第二次基本計画（平成 26～35（令和 5）年度までの 10 年計画）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

基本計画は国分寺市環境基本条例に基づいた計画であり、国分寺市基本構想を環境の側面から具体的に展開していく計画の基本的方向を示すものです。今後、当市の全ての施策は、基本計画の趣旨に照らして環境に及ぼす影響を検証し、実施します。



3. 計画の目的と役割

(1) 計画の目的

基本計画は、国分寺市環境基本条例第7条に基づき、環境の保全、回復及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定したものです。市民が健康で恵み豊かな環境を享受し、これを将来世代へ継承するために、「環境負荷の少ない持続可能な社会」の構築に向けて取り組みます。

(2) 計画の役割

基本計画は、環境の保全、回復及び創造に関する目標と施策の方向性を定め、環境行政の基本方針となるとともに、計画を推進するための市民、事業者、市の役割と、環境に配慮した市民生活、事業活動、施策展開の指針を示します。

(3) 計画の特徴

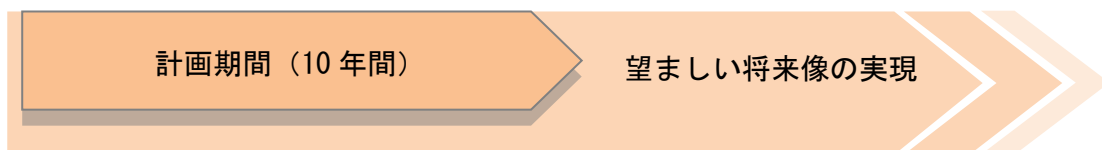
計画改定にあたり、市民ワークショップなどの意見収集、環境推進管理委員会からの提言、関係課へのヒアリング、庁内検討委員会など職員の合議組織による検討により、現状の把握や課題を抽出し、計画の体系などを整理しました。その後、環境審議会による審議、パブリック・コメントを経て、本計画を策定しました。

4. 計画の期間

計画期間は、長期的な視点を持った計画とするため、概ね30年後を見越した平成26年度から平成35（令和5）年度の10年間とします。社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しを行います。

平成26年度

平成35（令和5）年度



5. 対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、「緑」、「水」、「生物」からなる“①自然環境”，「公害」、「食」からなる“②生活環境”，「道路・交通」、「景観」、「歴史遺産・文化財」からなる“③都市環境”，「資源」、「温暖化・エネルギー」、「ごみ」からなる“④地球環境”，「教育・学習」、「人づくり」、「仕組みづくり」からなる“⑤環境教育・環境学習”の5つの分野を対象とします。

6. 国分寺市がめざす環境の将来像（望ましい将来像）

環境の望ましい将来像として「未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境」を設定しました。

国分寺市は、史跡武蔵国分寺跡をはじめ、新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた歴史遺産及び歴史的景観が多く残され、国分寺崖線や農地などの緑、お鷹の道・真姿の池湧水群など、緑と水の豊かなまちです。

市内には大きな工場がなく、都市計画道路の整備などによる安全かつ快適な交通環境の確保、ごみの減量化・資源化なども少しずつ進んでおり、良好な環境を形成しています。

樹林地や公園などでは協働による維持管理が行われ、活動を通して人と人のつながりが育まれています。

私たちは、こうした良好な環境を守り、育むためにも、環境に関心を持ち、学び、考え、ともに行動することで、「こくぶんじの豊かな環境」を未来の子どもたちへ引き継いでいきます。

7. 施策体系

1) 基本方針・施策の方向・主な施策

第二次環境基本計画では、「未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境」という望ましい将来像の実現に向けて、5つの環境分野ごとに基本方針、施策の方向、主な施策を以下のように設定しています。

望ましい将来像	環境分野・基本方針	施策の方向
未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境	【自然環境】 緑と水が調和した潤いのあるまち	1-1 緑と水のネットワークの形成
		1-2 緑の保全
		1-3 まちなかの緑化
		1-4 水環境の保全・整備
		1-5 都市農地の保全・活用
		1-6 生き物の生息空間の保全
	【生活環境】 安全・安心に暮らせるまち	2-1 生活環境の確保
		2-2 生活環境のモニタリング
		2-3 化学物質対策の推進
		2-4 食の安全性の確保
	【都市環境】 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち	3-1 環境に配慮したみちづくり
		3-2 環境に配慮したまちづくり
		3-3 地域性豊かな景観の形成
	【地球環境】 資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち	4-1 地球温暖化対策の推進
		4-2 省エネルギー・省資源の促進
		4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進
		4-4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進
	【環境教育・環境学習】 地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち	5-1 環境教育・環境学習の推進
		5-2 人づくり、仕組みづくり

重点プロジェクト（9プロジェクト）



主な施策	
拠点となる緑や水辺の保全・整備	
樹林地などの適切な維持管理 公園・緑地の整備	保存樹木等の指定 協働による維持管理
公共施設の緑化	民有地の緑化
湧水・地下水の保全・活用 野川整備事業の促進	用水路の保全・活用 雨水浸透の促進
都市農地の保全・活用 地産地消の推進	都市農業を支援する人材の育成
生き物の実態調査 生き物とのふれあいの機会の創出	外来生物対策 生物多様性に対する理解促進
低公害車の導入の推進・普及啓発 悪臭の発生防止	規制・基準などに関する事業者等への指導 生活騒音・振動対策の推進
大気や水質などの測定	空間放射線量などの測定
化学物質に関する情報の収集・提供	化学物質に関する事業者への指導
食の安全性の情報提供 給食食品などの放射性物質濃度の測定	食育の推進
道路整備の推進	自転車利用の推進
良質な住環境の創出 まちの美化活動の促進	地域住民の交流によるまちづくり
地域特性にあった景観づくり	歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用
地球温暖化対策の計画的な推進	地球温暖化への適応
省エネルギー・省資源行動の促進	
再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	
ごみの発生抑制 ごみ減量や分別などの普及啓発	ごみの減量化・資源化の推進
多様な主体による環境教育・環境学習の推進 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	地域資源を活用した体験型学習の推進 環境活動の促進と支援
環境教育・環境学習の機会の促進	地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援

2) 重点プロジェクト

基本計画を具体的に推進するため、市民ワークショップの提案と環境推進管理委員会の提言をもとに、分野横断的に相乗効果を発揮するような重要度の高い施策により構成される9つの重点プロジェクトを設定しています。(下表参照)

重点プロジェクトは毎年度、進ちよく状況を点検・評価し、進め方の見直しを行っています。

重点プロジェクト	関連する主な施策 (番号は「第4章 具体的施策」の通番)
① 在来生物の種や生態系などの生物多様性の保全に向けた取組みの推進	1 拠点となる緑や水辺の保全・整備 5 協働による維持管理 12 都市農地の保全・活用 15 生き物の実態調査の実施 18 生物多様性に対する理解促進
② 地産地消の推進による都市農業の支援	12 都市農地の保全 14 地産地消の推進 45 地域資源を活用した体験型学習の推進
③ 野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	8 湧水・地下水の保全・活用 9 用水路の保全・活用 10 野川整備事業の促進 45 地域資源を活用した体験型学習の推進
④ 安心・安全な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	23 大気や水質などの測定 24 空間放射線量などの測定 25 化学物質に関する情報の収集・提供 26 給食食品などの放射性物質濃度の測定
⑤ 自転車・公共交通機関の利用促進	31 自転車利用の推進 37 地球温暖化対策の計画的な推進
⑥ 歴史的景観や文化財の保全・活用	4 公園・緑地の整備 36 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用
⑦ 資源循環型のまちづくりの推進	42 ごみの減量化・資源化の推進 43 ごみ減量や分別などの普及啓発 44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進
⑧ 環境負荷の少ないライフスタイルの促進	39 省エネルギー・省資源行動の促進 40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進 44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進 46 環境学習に関する情報提供・学習教材づくり
⑨ 環境面における参加と協働による地域の活性化の推進	48 環境教育・環境学習の機会の促進 49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援

8. 実施計画

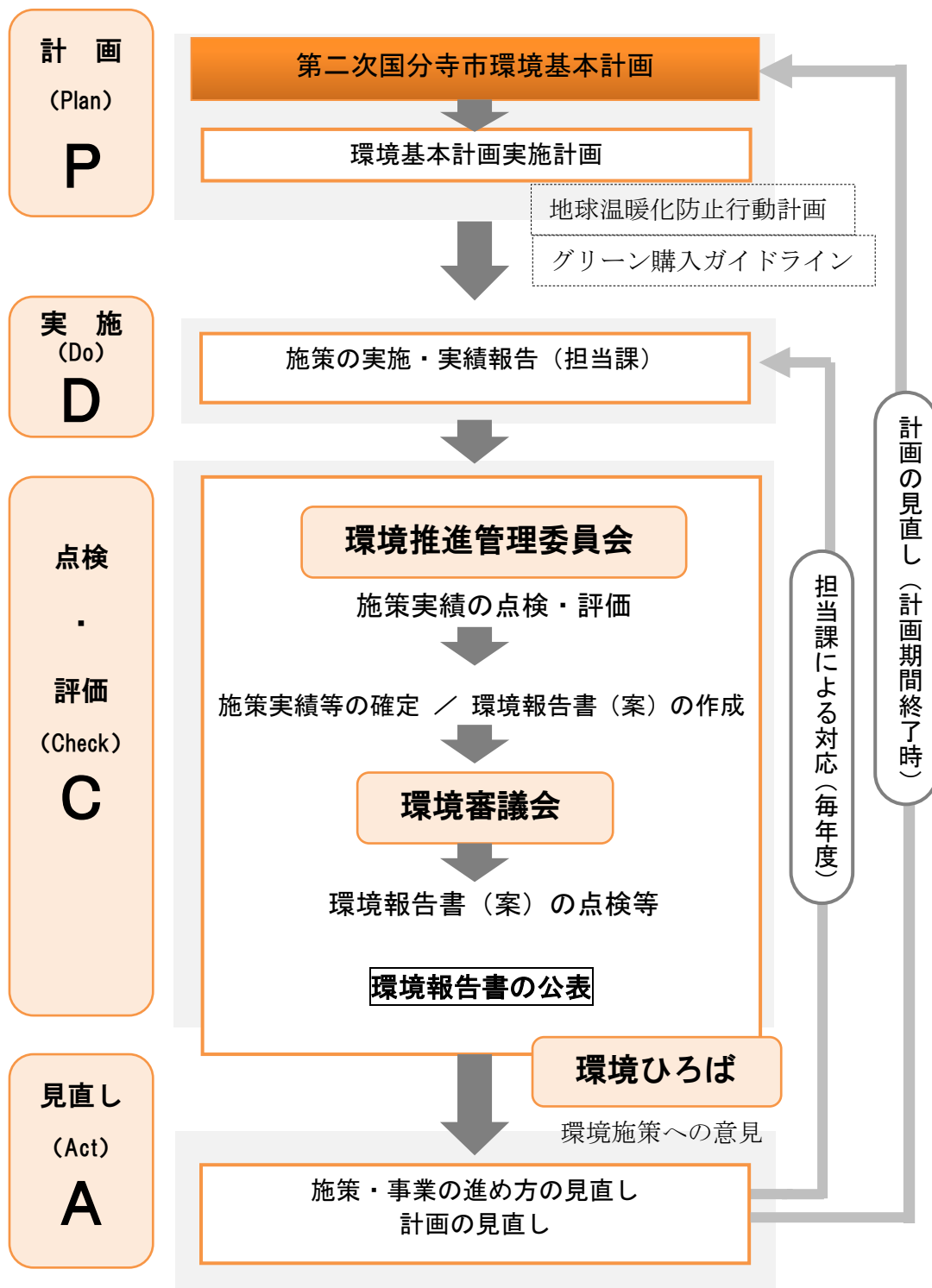
基本計画を具体的に展開するための計画として、平成29年3月に第二次環境基本計画実施計画(中期)(平成29年度～32(令和2)年度)を策定し、52施策を実施計画に位置付けています。

これらの施策の平成30年度における実施状況は、第3章「重点プロジェクト」及び第4章「具体的な施策」のとおりです。

9. 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、下図のとおり 計画（PLAN）、実施・運用（DO）、点検（CHECK）、見直し（ACT）の手順により、各課の事業が環境に対してどのような負荷や影響を与えているかを把握し、環境に配慮した行動（環境プログラム）を推進するシステムです。

図 9-1 マネジメントシステムの仕組



《チェック機能》

●国分寺市環境推進管理委員会

国分寺市環境推進管理委員会は、国分寺市環境基本条例第 27 条の規定に基づき、公募市民（2 人）、事業者の代表者（2 人）、学識経験者（3 人）、環境ひろばから選出された者（2 人）、市職員（3 人）の 12 人で構成される組織です。環境基本計画実施計画に基づく施策・事業の進捗状況の管理・評価を行います。

●国分寺市環境審議会

国分寺市環境審議会は、国分寺市環境基本条例第 30 条の規定に基づき、公募市民（4 人）、学識経験者（4 人）、事業者の代表者（2 人）、関係行政機関の職員（2 人）の 12 人で構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画等や、環境の保全、回復及び創造に関する基本的事項に関して審議、答申を行うとともに、必要に応じて市長に建議を行います。

●国分寺市環境ひろば ※協働の推進組織

国分寺市環境基本条例第 28 条の規定に基づき、協働の推進組織として平成 16 年 8 月に環境ひろばを設置しました。

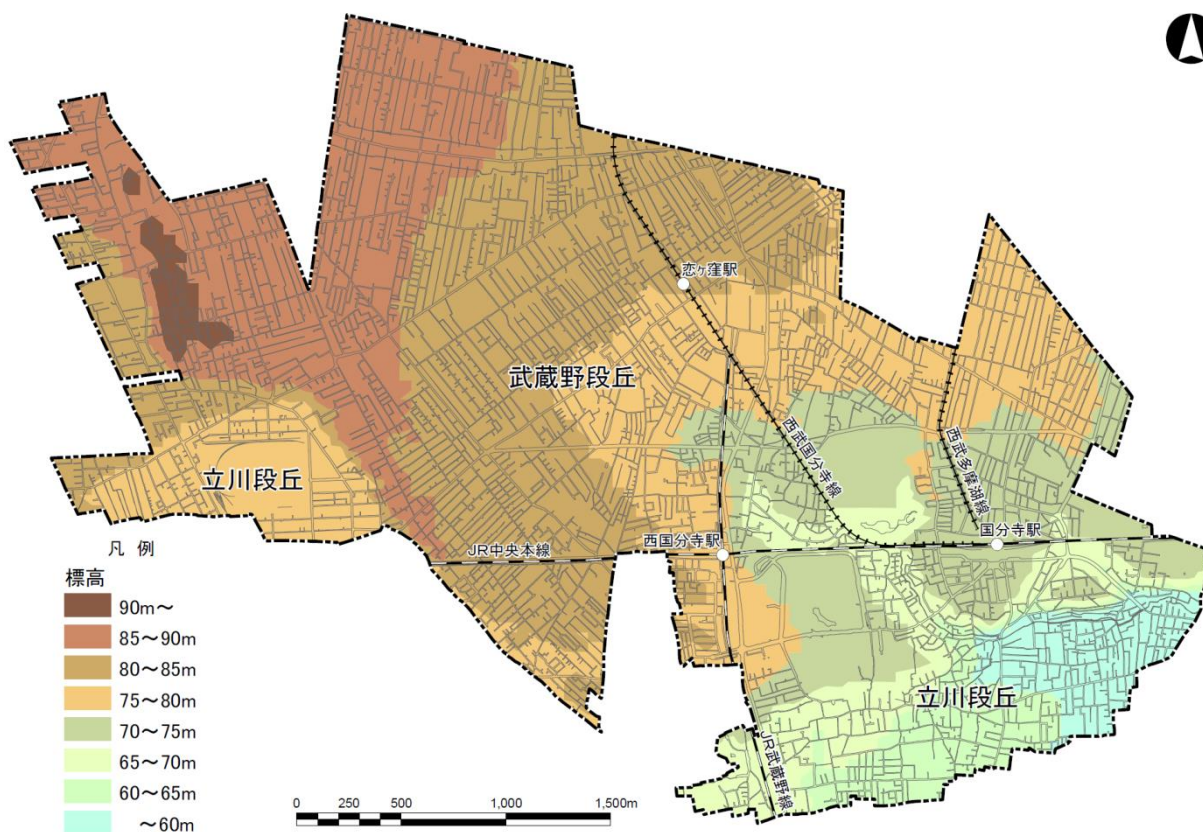
毎月 1 回、市民、事業者、市が一堂に会して環境に関する意見交換を行うとともに、市の環境施策に関する意見や要望を提出するほか、市民への啓発活動、環境イベントの開催などを行っています。

○ 国分寺市の状況

市の環境マネジメントシステムは、以下の 1. 国分寺市環境基本計画実施計画、2. 国分寺市地球温暖化防止行動計画、3. 国分寺市グリーン購入ガイドラインにより推進しています。

第2章 市内の現状

- ・本市は、東京都の中心（重心）いわゆる東京の「へそ」に位置し、面積は11.46km²であり、地形としては武蔵野段丘と国分寺崖線を境に一段低い立川段丘から構成されます。市域の西部から東部方向に向かって緩やかに低くなっています。
- ・標高は最も高いところで海拔約92m（西町五丁目・けやき台付近）、最も低いところで約55m（東元町一丁目・鞍尾根橋付近）となっています。
- ・本市の特徴である国分寺崖線は、約5万年前に古多摩川が武蔵野台地を侵食してできた河岸段丘であり、武蔵村山市残堀付近から始まり、市内西町五丁目、光町一丁目、西元町及び東元町一丁目と南町の境へと続き、野川の東岸に沿って大田区丸子橋付近まで続く、東京を代表する崖線の一つです。

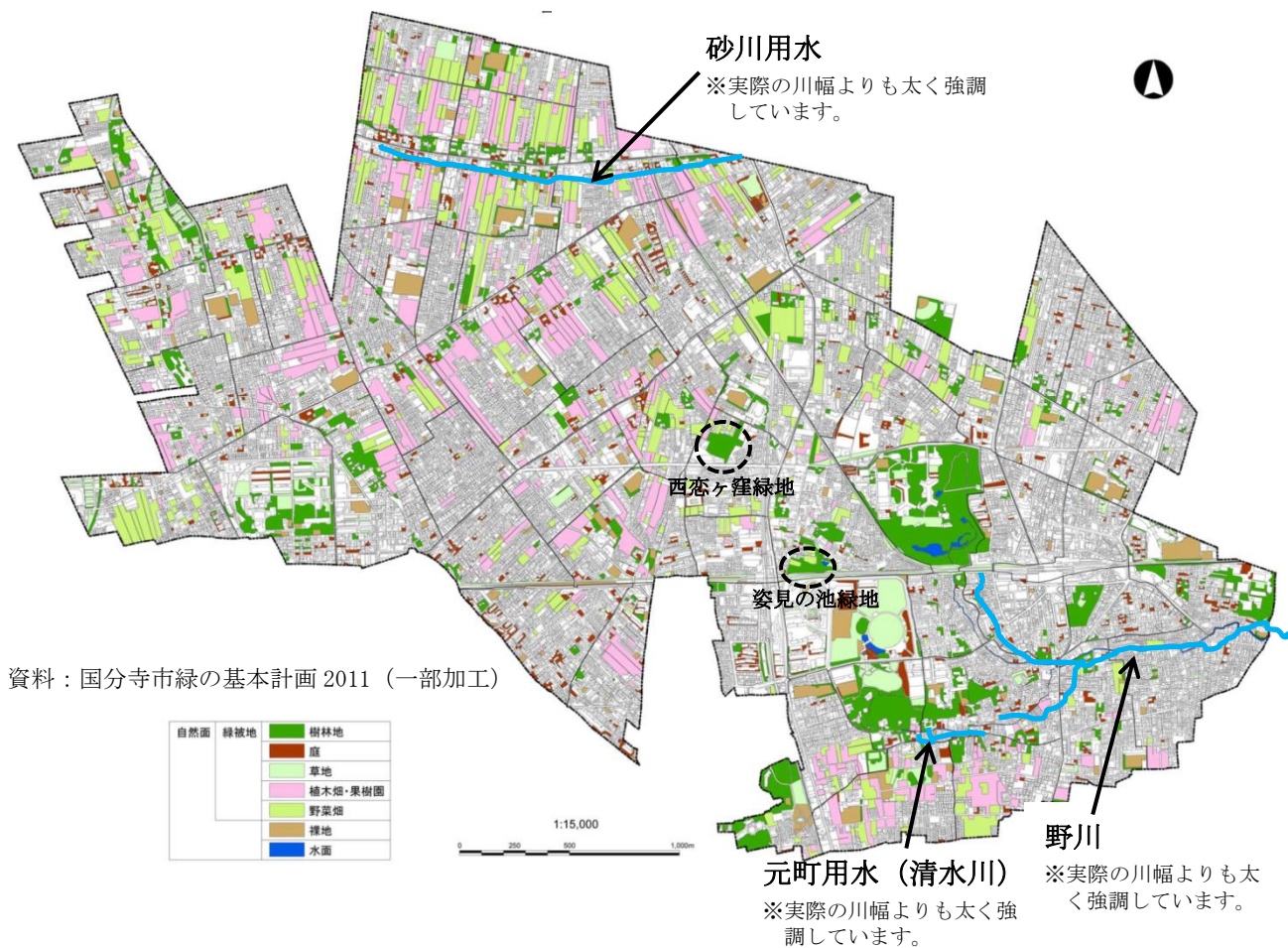


出典：国分寺市緑の基本計画 2011

1. 自然環境

- ・市内には国分寺崖線やお鷹の道・真姿の池湧水群など、豊かな緑と水に彩られ、武蔵野の面影を残す住宅都市です。平成20年の緑被地調査では市内の緑被率は25.8%で、平成10年の前回データと比較すると、10年間で4.2ポイント減少しています。平成30年時点では、市内の緑被率は25.0%（推計値）で、微減となっています。
- ・西恋ヶ窪緑地や姿見の池緑地などでは都市計画緑地に指定し、保全整備を行っています。これらの緑地をはじめ、砂川用水などでは、環境団体との協働による維持管理が行われています。

- 野川は市内唯一の河川ですが、コンクリート三面張りの護岸になっており、生き物が生息しにくい環境で親水性に乏しく、景観形成上も良好とはいえない状態です。小金井市以降の下流部では東京都による野川整備事業が既に完了しています。
- 平成 20 年の調査時点では都市農地は市内の約 15%，緑被地の約 58%を占めています。なお、東京都が実施した平成 29 年度土地利用現況調査によると、農用地が 12.8%となっています。



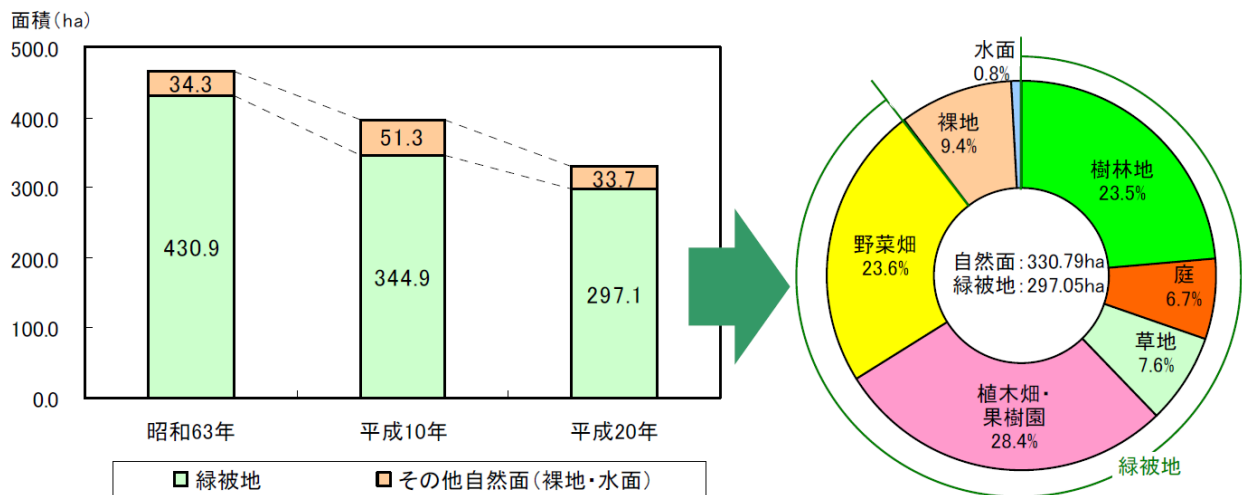
資料：国分寺市緑の基本計画 2011（一部加工）

自然面	緑被地	樹林地
		庭
		草地
		植木畑・果樹園
		野菜畑
		裸地
		水面

●緑被地面積及び緑被率の推移

分類	昭和63年		平成10年		平成20年			
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)		
自然面	緑被地	樹林地	104.86	9.1	82.07	7.1	77.70	6.8
		庭	35.21	3.1	24.85	2.2	22.11	1.9
		草地	33.52	2.9	25.87	2.2	25.28	2.2
		植木畑・果樹園	157.72	13.7	121.90	10.6	94.04	8.2
		野菜畑	99.54	8.7	90.24	7.8	77.92	6.8
	緑被地合計	430.85	37.5	344.93	30.0	297.05	25.8	
	裸地	32.30	2.8	49.28	4.3	31.16	2.7	
水面	1.98	0.2	1.98	0.2	2.58	0.2		
自然面合計		465.13	40.4	396.19	34.4	330.79	28.8	
人工被覆地 ^(注)		685.27	59.6	754.21	65.6	819.61	71.2	
総合計		1,150.40	100.0	1,150.40	100.0	1,150.40	100.0	

注) 人工被覆地：コンクリートやアスファルトなどの人工物に覆われた土地のこと。



資料：昭和 63 年，平成 10 年－「国分寺市水と緑の実態調査報告書」（平成 12 年 3 月）国分寺市
 注）昭和 63 年及び平成 10 年の面積及び構成比については，けやき公園（小平市 2.4ha）を含む区域 1,150.4ha を計画対象区域として，再計算を行った。

出典：国分寺市緑の基本計画 2011

2. 生活環境

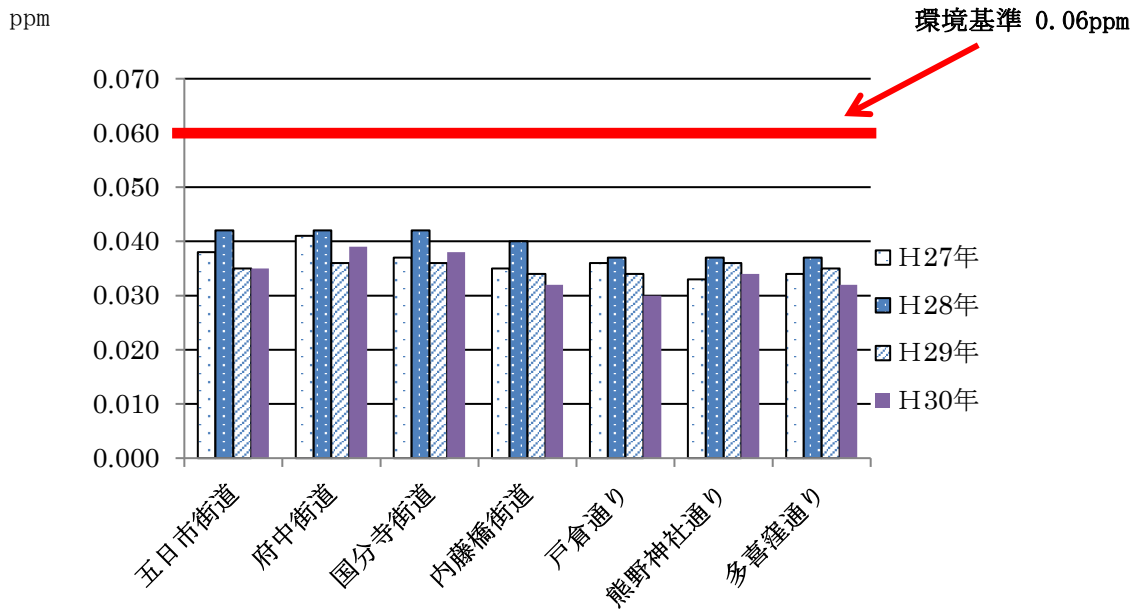
- ・主要幹線道路 7 地点での大気，騒音，振動に関する調査では，冬季 7 日間の大気調査において微小粒子状物質（PM2.5）の日平均値の最高値が環境基準値（人の健康の保護及び生活環境の保全のための望ましい基準 参考：P150）を平成 29 年度に 2 地点（五日市街道，熊野神社通り）で環境基準を超過しましたが，平成 30 年度においては全地点で環境基準を達成しています。また，騒音調査においては，熊野神社通りにおいて最高で 63 デシベル，内藤橋街道および戸倉通りで 57 デシベルと一部環境基準を超過しているものの，要請限度は全地点で達成していません。振動調査では全地点で要請限度を達成しています。*振動には環境基準はありません。
- ・水質調査は「野川」，湧水のうち「真姿の池」「東京経済大学新次郎池」で汚濁状況等の調査を行っています。代表的な水質汚濁の指標である BOD（生物化学的酸素要求量）（P152）を見ると，これらの調査箇所において環境基準を達成しています。

上記のほか市内 20 箇所の井戸水調査を 7 つの調査項目で実施し，もみじ井戸（光町 1 丁目）及び都立殿ヶ谷戸庭園（南町 2 丁目）の 2 箇所でテトラクロロエチレンが環境基準値を超過しました。もみじ井戸及び都立殿ヶ谷戸庭園は例年環境基準値を超過していることから，今後も継続的に調査・監視していく必要があります。なお，大腸菌調査の結果は，西恋ヶ窪 1 丁目以外の井戸で陰性でした。

- ・東日本大震災に伴う原子力発電所の事故によって放射性物質が拡散しました。市では，平成 23 年 7 月から市内の定点 40 箇所（平成 24 年 2 月からは定点 32 箇所）で 2 週間に一回，定期的な空間放射線量を測定するとともに，清掃センターの焼却灰，保育園・小中学校などの給食食品の放射性物質濃度を測定し，調査結果は市ホームページで公表しています。
<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/jishinkanren/1000489/index.html>

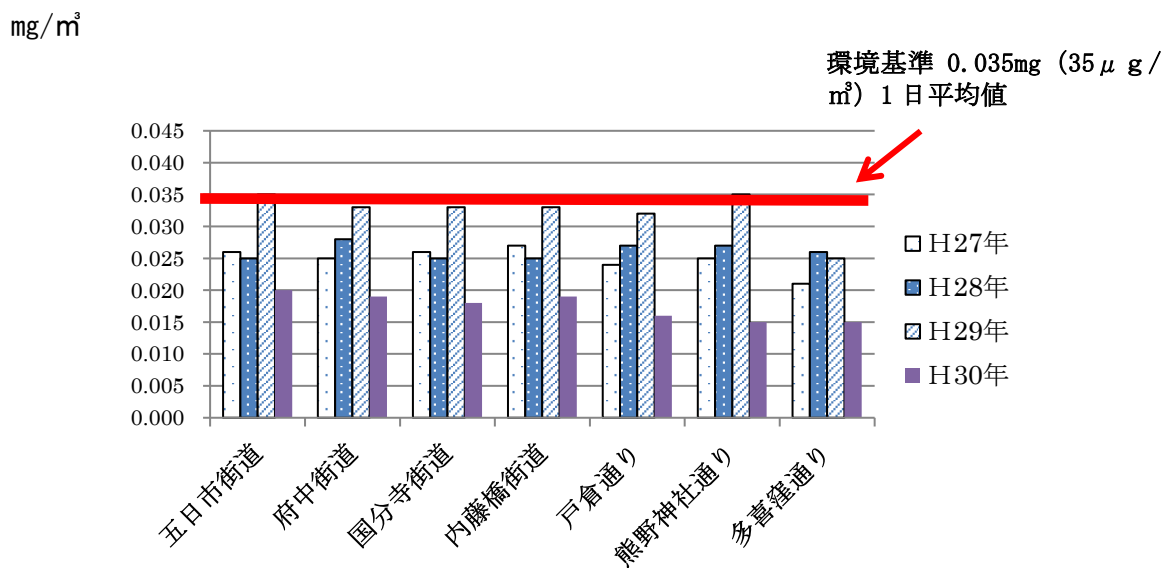
平成 30 年度，除染作業などの措置が必要となるような測定値は出ませんでした。→ 詳しい大気や水質などの調査結果は第 8 章の環境測定データ編（P131 以降）を参照してください。

●二酸化窒素 (NO₂) の経年変化



※ 日平均値の最高値（冬期7日間の連続測定[12月]）

●微小粒子状物質 (PM2.5) の経年変化

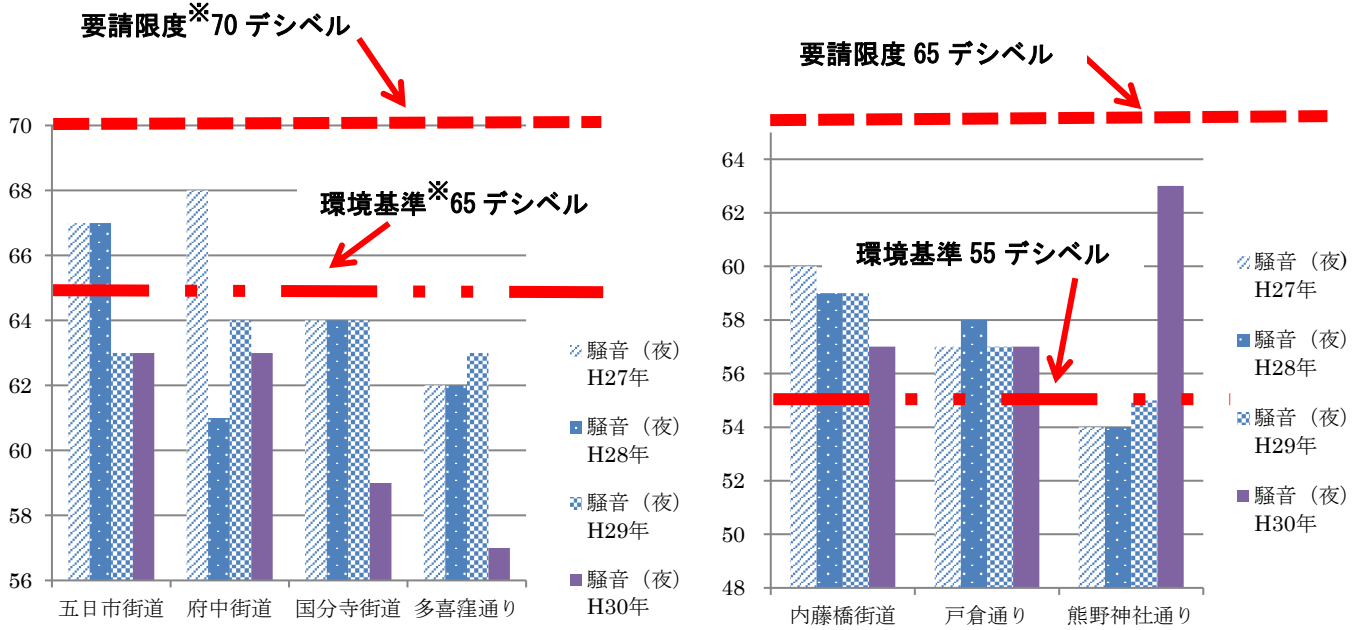


※ 日平均値の最高値（冬期7日間の連続測定[12月]）

環境基準：1年平均値が15 μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m³以下（平成21年9月設定）。なお、本調査では、冬期（12月）7日間の連続測定であり、年間の総有効測定日数が250日に満たないことから、環境基準による大気汚染の評価は参考値とします。

※計測地点の詳しい位置については、P132 図 8-1 を参照してください。

●騒音 (dB) の経年変化 (夜間)



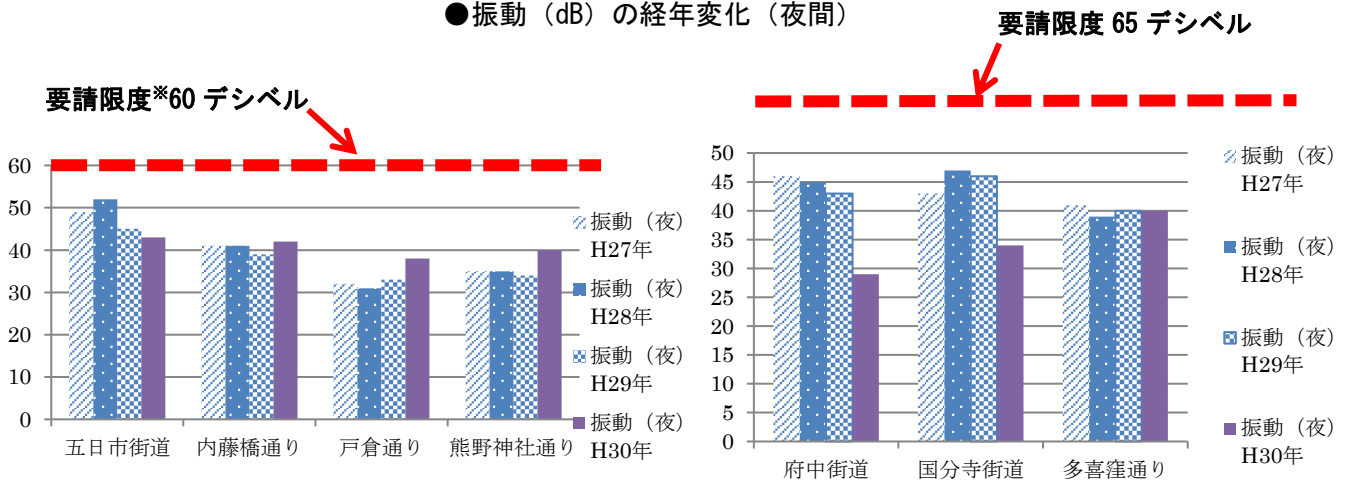
※ 要請限度

市長が騒音規制法の規定に基づく測定を行った場合に、自動車交通による騒音により、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者又は公安委員会に対し、その改善を要請する際の基準。当該基準については、P. 134 をご参照ください。

※ 環境基準

環境基本法に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として騒音に係る環境基準が定められています。
P134 表 8-2 に掲げる地点において、主として専ら住居の用に供される地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域として昼間（午前6時から午後10時までの間）は60デシベル以下、夜間（午後10時から翌日の午前6時までの間）は55デシベル以下、左表に掲げる地点においては、幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例に該当する地域として昼間は70デシベル以下、夜間は65デシベル以下と定められています。

●振動 (dB) の経年変化 (夜間)



※ 要請限度

振動に関しては環境基準は定められていません。市長が振動規制法の規定に基づく測定を行った場合に、自動車交通による振動により、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者又は公安委員会に対し、その改善を要請する際の基準です。当該基準については、P. 135 をご参照ください。

→詳しい騒音・振動の調査結果は第8章 P134 を参照してください。

3. 都市環境

(1) 交通安全環境の整備・自転車運転マナーの向上

・市では、環境に配慮した良好な都市空間を形成するため、都市計画道路の整備や歩道改修・設置工事の際は、透水性舗装、低騒音舗装、歩道のバリアフリー化を進め交通安全環境の整備を図り、交通渋滞の解消や防災機能の向上を推進していきます。

また、自転車利用推進のため、自転車駐車場の整備や自転車利用時のマナー向上のため、交通安全教室やイベントでの啓発活動を実施しています。

(2) 安心・安全なまちづくり

・市では、地域の団体（自治会や町内会）と協定を締結し、地域の住民が自分たちの住んでいる“まち”を見直し、「安全で住みよいまちづくり」の実現に向けて、地域の環境の安全化とともに、予測される災害に備えて応急活動体制を整えることなどを両者が協力・共同して進めていく事業として防災まちづくり推進地区を推進しています。



・昭和 56 年 2 月に高木町自治会が第 1 号の協定を市と結んでから、平成 31 年 3 月末現在までに*15 団体と協定を結びその地域に合った“防災まちづくり”が進められています。

特に、高木町自治会は防災への積極的な取り組みが高く評価され、平成 29 年 3 月に内閣府から「地区防災計画モデル地区」に選定され、同年 9 月に「平成 29 年度防災功労者内閣総理大臣表彰」を受賞しました。

*市域面積の約 49.1%がまちづくり推進地区

*避難場所や防災まちづくり推進地区等については、市ホームページ「国分寺市防災・ハザードマップ」をご確認ください。

<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/bousai/1014226/1002434.html>

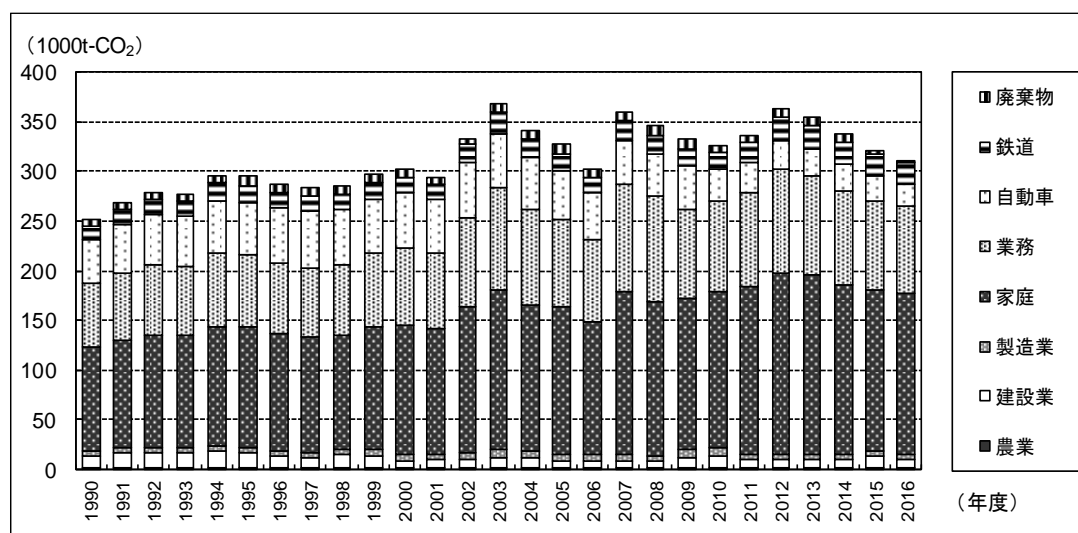


4. 地球環境

(1) 地球温暖化対策の推進

- ・ IPCC 第 5 次評価報告書 (2014) によると、産業革命以降、化石燃料の使用により、1880 年～2012 年の間で世界の平均気温が 0.85℃上昇しました。また、東京の気温は 1876 年以降 100 年あたり約 2.5℃上昇したとの報告があります (参考：東京都資料)。
- ・ 人為起源である温室効果ガスの約 7 割を二酸化炭素 (CO₂) が占めます。市内では、平成 2 (1990) 年以降、増減の波はありますが、全体として増加傾向にあります。要因としては、家庭部門、業務部門による二酸化炭素排出量が増加しています。省エネの取組の推進が求められます。
※二酸化炭素排出量は各年の電源構成によって変動します。

●国分寺市内 部門別二酸化炭素排出量の推移



参考：多摩地域の温室効果ガス排出量 (1990 年度～2016 年度) よりデータ引用
オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

(2) ごみの発生抑制，減量化・資源化の推進

ごみ・資源物量全体は、ごみ減量・資源化の市民意識の向上や家庭ごみ有料化 (平成 25 年 6 月実施) 等の取組みにより年々減少しています。平成 30 年度の総排出量は 27,886 t で、前年度との比較では約 1.3%増加しています。内訳別にみると、もやせるごみが約 3.0%、資源物が約 0.2%、有害ごみが約 4.9%増加していますが、もやせないごみが約 7.1%、粗大ごみが約 1.0%減少しました。これにより「もやせるごみ」の収集量は 1 人 1 日あたり 308.8 グラム*となり、小金井市、府中市に次いで収集量の少なさで多摩地域第 3 位、総ごみ量 (持込みのもやせるごみを含む) においても 1 人 1 日あたり 371.3 グラム*で総ごみ量の少なさで多摩地域第 2 位となりました。しかし、最終処分場である日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化及びエコセメント施設の安定的かつ効率的な運用、現在の清掃センターの安定的な稼働のために減量を継続する必要があります。また、令和 2 年度から「もやせるごみ」は日野市に建設する新可燃ごみ処理施設で、日野市、国分寺市、小金井市の 3 市で共同処理を行っていく予定です。これに伴い新可燃ごみ処理施設への搬入量を減らしていくことは喫緊の課題となっており、今後も継続してごみの減量化・資源化を図る必要があります。

*「多摩地域ごみ実態調査 平成 30 年度統計より (公益財団法人 東京市町村自治調査会)

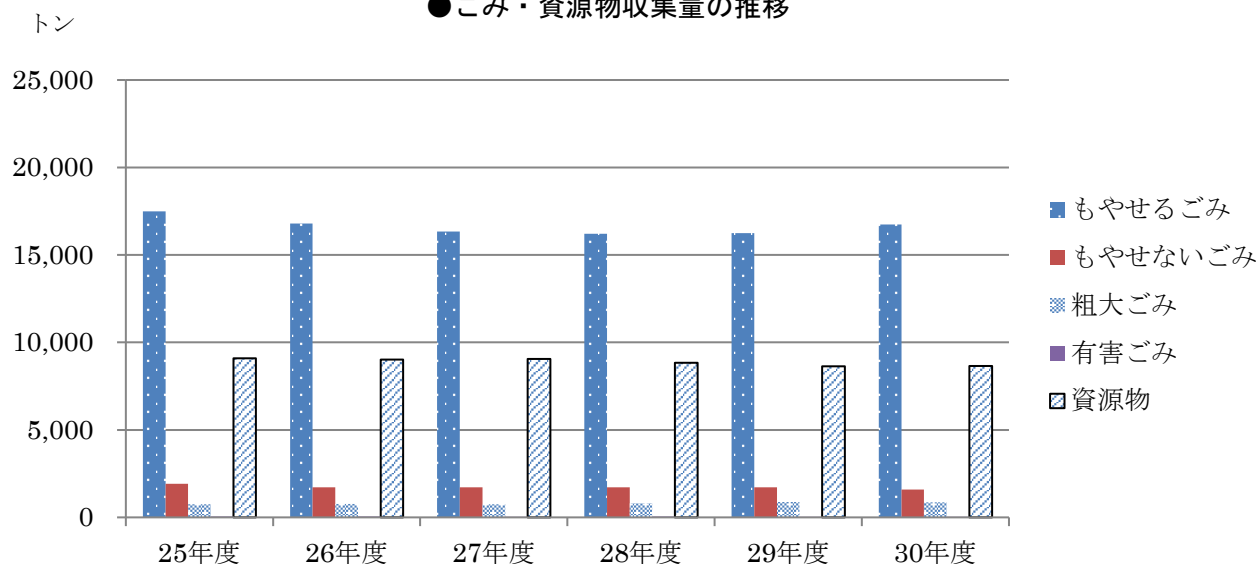
●ごみ・資源物収集量の推移

(単位：トン)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
もやせるごみ	17,489	16,798	16,334	16,212	16,251	16,735
もやせないごみ	1,913	1,719	1,724	1,724	1,717	1,596
粗大ごみ	746	770	757	805	868	859
有害ごみ	46	48	40	48	41	43
資源物	9,097	9,016	9,055	8,832	8,640	8,653
合計	29,291	28,351	27,910	27,621	27,517	27,886

※「多摩地域ごみ実態調査 平成30年度統計より」
(公益財団法人 東京市町村自治調査会)

●ごみ・資源物収集量の推移



●1人1日あたりの「もやせるごみ」収集量

(単位：グラム)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収集量	338.4	320.5	316.5	314.4	311.2	308.8
総ごみ量 (持込み含む)	404.0	385.4	372.2	368.6	366.2	371.3

※「多摩地域ごみ実態調査 平成30年度統計より」
(公益財団法人 東京市町村自治調査会)

5. 環境教育・環境学習

- ・市民と一緒に環境問題を考える機会として環境シンポジウム、夏休み子ども自然教室やアメリカザリガニ捕獲大作戦などを開催し、環境学習を推進しています。
- ・その他、毎月1回、市民・事業者・市が一堂に会して、環境をテーマに意見交換を行う環境ひろばを開催するとともに、イベントでの啓発活動、広報紙発行など行っています。



環境シンポジウム



夏休み子ども自然教室

「環境ひろばの活動」

参加自由です、一緒に参加しませんか。

意見交換

原則毎月第3日曜日に環境をテーマに自由に意見交換しています。

廃プラスチック問題、緑地の環境の変化、市内に生息する野鳥、都市農業、市の環境に関する計画などをテーマとしています。また、広報紙（環境ひろばニュース）を発行し、環境ひろばの活動や市のイベントなどを紹介しています。

啓発活動

毎年、国分寺まつり（11月）、環境まつり（12月）に出展しています。

環境に関するパネル展示、アンケート調査、子ども向けクイズ、環境に関するパンフレット・チラシの配布など啓発活動をしています。市民の皆さんとお話できる貴重な機会です。





環境シンポジウムの開催

毎年2月に、環境ひろばと市の共催で、環境に関する講演会（シンポジウム）を開催しています。

地球温暖化、水の保全、樹木の保全、生物多様性などテーマにし、専門家による講演を聞き、一緒に環境問題を考え、行動する機会を設けています。

見学会の実施

不定期ですが、毎年環境に関する施設見学会を実施しています。

令和元年9月は環境ひろばの有志等で東村山市にある「秋水園リサイクルセンター」を見学し、ごみ処理の過程や現状について学習しました。

国分寺市環境ひろば 事務局

連絡先 国分寺市 まちづくり部 まちづくり計画課

T 185-8501 国分寺市戸倉1-6-1

T E L 042-328-2192 F A X 042-324-0160

E-mail: machikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp



アメリカザリガニ捕獲大作戦



環境ひろば まつりでの啓発活動

第3章 重点プロジェクト【平成30年度実績】

第二次環境基本計画における望ましい将来像「未来の子どもたちに引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境」を実現するため、市民ワークショップによる提案、環境推進管理委員会の提言をもとに、自然環境、生活環境、都市環境、地球環境、及び環境教育・環境学習の5分野から分野横断的に相乗効果を発揮するような重要性の高い施策により構成する9つの重点プロジェクトを設定しました。

これらの重点プロジェクトを具体的に展開するため、庁内の検討組織(委員会・部会)で関連する施策を抽出し、実施計画(中期)として位置付けしたものが以下の内容となります。重点プロジェクト以外の主な施策は第4章に掲載します。

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
①	在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進	自然環境
関連する 主な施策	1 拠点となる緑や水辺の保全・整備	
	5 協働による維持管理	
	12 都市農地の保全・活用	
	15 生き物の実態調査の実施	
	18 生物多様性に対する理解促進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
②	地産地消の推進による都市農業の支援	自然環境
関連する 主な施策	12 都市農地の保全・活用	
	14 地産地消の推進	
	45 地域資源を活用した体験型学習の推進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
③	野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	自然環境 環境教育・環境学習
関連する 主な施策	8 湧水・地下水の保全・活用	
	9 用水路の保全・活用	
	10 野川整備事業の促進	
	45 地域資源を活用した体験型学習の推進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
④	安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	生活環境
関連する 主な施策	23 大気や水質などの測定	
	24 空間放射線量などの測定	
	25 化学物質に関する情報の収集・提供	
	29 給食食品などの放射性物質濃度の測定	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑤	自転車・公共交通機関の利用促進	都市環境 地球環境
関連する 主な施策	31 自転車利用の推進	
	37 地球温暖化対策の計画的な推進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑥	歴史的景観や文化財の保全・活用	都市環境 環境教育・環境学習
関連する 主な施策	4 公園・緑地の整備	
	36 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑦	資源循環型のまちづくりの推進	地球環境
関連する 主な施策	42 ごみの減量化・資源化の推進	
	43 ごみ減量や分別などの普及啓発	
	44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑧	環境負荷の少ないライフスタイルの促進	地球環境 環境教育・環境学習
関連する 主な施策	39 省エネルギー・省資源行動の促進	
	40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	
	44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	
	46 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑨	環境面における参加と協働による地域の活性化の推進	環境教育・環境学習
関連する 主な施策	48 環境教育・環境学習の機会の促進	
	49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援	

(参考)第3章重点プロジェクトの見方

重点プロジェクト番号と内容	重点プロジェクト	1	重点プロジェクト名 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進	分野 環境分野 自然環境
背景・目的	国分寺市の地形的特徴である「国分寺崖線 [※] 」を中心とした崖線緑地、樹林地、都市農地や屋敷林、お鷹の道 [※] ・真姿の池湧水群 [※] 、野川 [※] 及び姿見の池 [※] などの国分寺の緑と水は、多様な動植物の生息域であると同時に、市民と自然との関係をつなぎ直してくれるかけがえのない存在です。都市化の進展にともなって寸断化が進んでいる、これらの緑地や水辺を有機的に連続させて緑と水のネットワーク化を進め、そこに息づいている生き物たちとの共存共生を図っていきます。			

重点プロジェクトに関連する施策の方向	施策の方向	1-1 緑と水のネットワークの形成	施策の方向における主な施策
通番	1	主な施策 拠点となる緑や水辺の保全・整備	
目的	国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地、お鷹の道・真姿の池湧水群、姿見の池などの拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理を進めます。 また、国3・2・8号線 [※] や野川整備事業、都市計画道路などの整備にあたっては、連続性のある新たな緑の創出を図り、沿道及び周辺の緑、水辺とのネットワークの形成を図ります。		

環境基本計画実施計画(中期)における具体的施策の取組番号・取組名・内容	取組	内容	4年後のイメージ
各取組の4年後(平成32年まで)の成果イメージを記載しています。	(1)真姿の池湧水群の保全・維持管理	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観が保全され、維持管理が適切に行われています。
	29年度実績	年間を通して、市所有の「真姿の池湧水群」において、所有者(管理)者の協力のもと維持管理を行いました。	実施計画(中期)期間の平成29年から平成32年の取組指標です。指標について数値化が可能なものは数値化しています。
	年度別指標	H29 H30 H31 H32	担当課 ふるさと文化財課

※国分寺崖線
・5ヶ年前に古多摩川が武蔵野台地(南側)を浸食して、公道、寺社、歴史遺構などが数多く点在しています。

※お鷹の道
・江戸時代、お鷹の道が、お鷹の道として名付けられた散策道のことです。湧水群清流にはアブラハヤなど小魚がいます。

※真姿
・848年、絶世の美女・玉造小町が重い病に苦しみ、国分寺の薬師如来に祈ると、一人の童子があらわれ池の水で身を清めるように言われ、身体を洗うとたちまち病気が平癒したとの伝承から、この池を「真姿の池」と呼ばれるようになりました。この真姿の池湧水群は野川の源流の一つであり、昭和60年に全国名水百選、東京都名水57選に選ばれました。

年度別指標に対しての実績について記載しています。また、取組内容等に変更がある場合や実績に対して次年度以降での取組等について記載しています。

重点プロジェクト	1	重点プロジェクト名	在来生物の種や生態系など生物多様性※の保全に向けた取組の推進	環境分野	自然環境
背景・目的	国分寺市の地形的特徴である「国分寺崖線※」を中心とした崖線緑地、樹林地、都市農地や屋敷林、お鷹の道※・真姿の池湧水群※、野川※及び姿見の池※などの国分寺の緑と水は、多様な動植物の生息域であると同時に、市民と自然との関係をつなぎ直してくれるかけがえのない存在です。都市化の進展にともなって寸断化が進んでいる、これらの緑地や水辺を有機的に連続させて緑と水のネットワーク化を進め、そこに息づいている生き物たちとの共存共生を図っていきます。				

施策の方向	1-1 緑と水のネットワークの形成				
通番	1	主な施策			
目的	国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地、お鷹の道・真姿の池湧水群、姿見の池などの拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理を進めます。 また、国3・2・8号線※や野川整備事業、都市計画道路などの整備にあたっては、連続性のある新たな緑の創出を図り、沿道及び周辺の緑、水辺とのネットワークの形成を図ります。				

取組	内容					4年後のイメージ	
(1)真姿の池湧水群の保全・維持管理	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。					都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観が保全され、維持管理が適切に行われています。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課	
	保全及び維持管理の実施					ふるさと文化財課	
30年度実績	<p>国史跡指定地内の公有地については、年間を通じてシルバー人材センター等に委託し清掃や樹木の剪定、除草作業を実施した。毎年公有地の増加に伴い管理面積が増加しているが、良好な環境を保つことができた。</p> <p>真姿の池については、「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき所有者(管理者)と協力のもと維持管理を行った。真姿の池の水質の維持について、管理者と協議を行った。</p> <p><校外学習支援校内訳(重点プロジェクト3通番8の目的に対する実績)> 一小6年生67人 二小3年生146人 三小6年生133人 四小6年生111人 五小3年生63人 六小6年生95人 七小3年生84人 八小6年生66人 九小6年生86人 十小6年生69人</p>						

※生物多様性

・生き物には、さまざまな生物種が存在(種の多様性)し、森林や河川などの環境に適応し(生態系の多様性)、同じ種でも個体差(遺伝子の多様性)が見られ、こうした違いを「生物多様性」といいます。

※国分寺崖線

・5万年前に古多摩川が武蔵野台地(南側)を浸食してきた延長約30kmの河岸段丘のことです。国分寺崖線沿いには貴重な緑地、公園や寺社、歴史遺構などが数多く点在しています。

※お鷹の道

・江戸時代に尾張徳川家のお鷹場だったことに由来して名付けられた散策道のことです。湧水群清流にはアブラハヤなど小魚がいます。

※真姿の池湧水群

・848年、絶世の美女・玉造小町が重い病に苦しみ、国分寺の薬師如来に祈ると、一人の童子があらわれ池の水で身を清めるように言われ、身体を洗うとたちまち病気が平癒したとの伝承から、この池を「真姿の池」と呼ばれるようになりました。この真姿の池湧水群は野川の源流の一つであり、昭和60年に全国名水百選、東京都名水57選に選ばれました。

※野川


・真姿の池湧水群、日立中央研究所敷地内の大池を源流とした多摩川水系の一級河川です。国分寺崖線の湧水を集めながら、小金井市、三鷹市、調布市及び狛江市を経て、世田谷区二子玉川付近で多摩川に合流します。国分寺市内の野川はコンクリート三面張りの護岸で生物が生育・生息しにくい環境になっています。

※姿見の池

・鎌倉時代に宿場町の恋ヶ窪に遊女たちが池で自らの姿を映したことから、「姿見の池」と呼ばれるようになったと伝えられています。昭和に入り一度埋め立てられましたが、平成10年度東京都と国分寺市は、湿地、用水路、水辺林等を含めた池周辺地域を東京都指定「国分寺姿見の池緑地保全地域」として整備し、かつての武蔵野の里山風景を見ることができます。

※都市計画道路 国3・2・8号線府中所沢線

- ・市役所西側を南北方向に走る都市計画道路のことで、現在東京都が施行しています。
(計画概要)
- ・府中市武蔵台3丁目～国分寺市東戸倉2丁目 往復4車線
- ・道路幅員36m(標準部)、延長約2.5km 車道16m、環境施設帯両側10m×2
- ・事業主体 東京都 事業期間 平成19年～令和8年度(予定)

取組	内容				4年後のイメージ	
(2)国分寺崖線の保全	国分寺崖線の区域内での開発事業では、まちづくり条例※による整備基準に基づき、敷地内の緑地などを開発区域外の緑地などと連続する配置となるように指導します。				国分寺崖線区域内の開発事業に対する緑化指導を行うことで、国分寺崖線における新たな緑化の推進や既存緑地の保全が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	国分寺崖線区域内の開発事業に対する緑化指導の実施					①まちづくり推進課 ②緑と建築課
30年度実績	<p>①まちづくり推進課 国分寺崖線区域内での開発事業7件に対し、緑地の配置、樹種、規模に関して指導を行いました。事業者による開発事業のため、目標数値の設定はできませんが、まちづくり条例第41条に係る開発事業については、整備基準に基づき、また土地利用の状況などを踏まえ、接道緑化など緑地の配置などについては緑と建築課と連携し、事業者と協議調整を行うことができたと考えます。 例1)長屋新築工事では、接道緑化及び敷地周辺の緑化を確保し、潤いのある空間を創出した。 例2)宅地造成では、敷地内緑化に加え、農地に隣接する部分に生垣緑化を確保し、緑の連続性に配慮した。 まちづくり条例の緑化基準により緑地の配置、樹種、規模に関して指導を行った国分寺崖線区域内の開発事業です。</p> <p>①光町一丁目の長屋(10戸):敷地面積469.08㎡に対し、20.33%の緑化 ②東元町三丁目の共同住宅(7戸):敷地面積477.0㎡に対し、20.50%の緑化 ③西元町三丁目の長屋(6戸):敷地面積495.52㎡に対し、22.79%の緑化 ④南町三丁目の共同住宅(6戸):敷地面積189.42㎡に対し、13.38%の緑化 ⑤西元町三丁目の長屋(4戸):敷地面積466.84㎡に対し、20.01%の緑化 ⑥光町一丁目の宅地造成(9区画):敷地面積1,153.23㎡に対し、19.66%の緑化 ⑦光町一丁目の店舗・共同住宅(13戸):敷地面積481.16㎡に対し、13.75%の緑化</p> <p>②緑と建築課 国分寺崖線区域内での開発事業に対する緑化指導を5件行い、まちづくり条例の整備基準を達成しました。</p> <p>①・②(参考:29年度 17件指導)</p>					

※国分寺市まちづくり条例

・市では、市民の福祉を高め、豊かな緑と水と文化財にはぐくまれた安全で快適なまちづくりの実現を目指し国分寺市まちづくり条例(平成16年6月24日公布、平成17年1月1日施行)を制定しました。本条例では市の特性を生かしたまちづくりの仕組み、開発事業に伴う手続、土地利用に関する基準、都市計画法の規定に基づく都市計画の手続などを定めています。

取組	内 容					4年後のイメージ
(3)湧水及び地下水の保全・活用	「湧水及び地下水の保全に関する条例」に基づき、保全に努めます。また、湧水に関するイベントを実施し、湧水地を活用します。					湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導の実施、定点観測の実施をすることにより湧水及び地下水の保全が図られます。また、湧水めぐりによって、市民の湧水や地下水への関心が高まります。
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導実施 地下水位観測(35箇所) 湧水量観測(12箇所) 湧水めぐり(真姿の池湧水群など)を実施年1回	→ 継続 →				緑と建築課
30年度実績	湧水源周辺の開発事業における建築物の基礎工法について、湧水等保全審議会に諮問し答申を受け、湧水及び地下水に及ぼす影響の少ない工法の選択に努めるよう求めました。(1件) 地下水位観測(35箇所)湧水量観測(12箇所)を継続して実施した結果、異常はありませんでした。 湧水めぐり(小林理学研究所、真姿の池、お鷹の道湧水群など)を実施しました。参加人数合計36人					
	次年度の取組:湧水及び地下水の保全に関する条例に基づき、湧水源周辺等における大型開発事業の実施の際に、開発事業者に対し、必要に応じて地下水の保全に配慮した基礎工法について適切な指導を行うものであるため、継続実施します。 湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導の実施をします。 地下水位観測・湧水量観測の継続をします。 市民の湧水や地下水への関心が高まるように湧水めぐりを実施します。					

取組	内 容					4年後のイメージ
(4)エクス山等市民協議会との協働による緑地保全	エクス山等市民協議会*と意見交換を行いながら、西恋ヶ窪緑地*整備方針に基づき適切な緑地の保全と若返りを推進します。					西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全が図られます。
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	市民協議会との会議(意見交換)4回 協議会の作業(下草刈りや囲い設置作業や修理等)40回以上	→ 継続 →				緑と建築課
30年度実績	エクス山等市民協議会と定例会議を実施し、意見交換しました。(4回) 協議会で下草刈り、樹木の伐採、囲いの修理のほか樹木更新を実施しました。(74回) 伐採した樹木については、薪等として市内の学校にキャンプファイヤー用として配布するなどして再利用しました。					
	次年度の取組:市民協議会との会議(意見交換)4回実施します。 協議会作業(下草刈りや囲いの修理等)40回以上実施します。					

※エクス山等市民協議会

・平成14年に西恋ヶ窪緑地(通称:エクス山)の樹林地が公有化されたのに伴い、市と協働で林の整備方針をつくり、それに基づく管理を行っていくために発足した市民の集まりです。市との間で協定を交わして協働でエクス山を守る活動をしています。

※西恋ヶ窪緑地(通称:エクス山)

・市内最大の樹林地約14,000㎡。昔、道路がエクスの字で交差していたため通称エクス山と呼ばれています。環境団体による維持管理作業のほか、観察会、小学校の校外学習などに利用されています。

取組	内 容					4年後のイメージ
(5)市民団体との協働による緑地や用水路*の維持管理	姿見の池緑地や砂川用水路などの緑地や用水路の適正な維持管理を市民団体と協働で行います。					市民団体との協働による維持管理によって、姿見の池緑地や砂川用水路などの緑地や用水路の生物の生息空間の保全が図られます。
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	定例作業(草刈りや植栽管理)の実施及び意見交換適宜実施	→ 継続 →				緑と建築課


30年度 実績	<p>姿見の池緑地及び砂川用水路の維持管理については、それぞれ月に2回程度実施しました。姿見の池緑地周辺については、水路脇の草刈等を行いました。</p> <p>砂川用水※については、護岸の雑草対策として、防草シート設置、菜の花等の種をまき、水路維持管理低減を図りました。また、維持管理の協定を結んでいる団体より相談を受け、団体主催による水路周辺住民と水路に親しめる催しを行いました。</p> <p>なお、水路脇の草刈りについては、生物多様性の観点から完全に刈込むことなく、環境に配慮した適正な管理を図っています。</p> <p>次年度の取組:「姿見の池緑地」除草や草管理等を月2回程度実施します。 「砂川用水路」除草やごみ揚げ清掃等を月2回程度実施します。</p>
------------	--

※用水路

・江戸時代の新田開発に伴い、市内には玉川上水から引水した用水（榎戸新田分水、恋ヶ窪用水、中藤新田分水、戸倉新田分水、野中新田分水など）が多くありました。その後、昭和30年代以降は、上水道の整備など都市化により、現在は砂川用水、恋ヶ窪用水（一部）、お鷹の道水路（清水川）の用水路が通水しています。

※砂川用水

・江戸市民の飲用水として開発された玉川上水の分水口から導水された分水路の一つである砂川分水（旧野中新田分水）のことです。かつては五日市街道に沿って、南側と北側にそれぞれ流れていましたが、現在は南側のみ通水している唯一の分水路です。

取組	内 容					4年後のイメージ	
(6)緑のネットワークの創造	都市計画道路国3・2・8号線の環境施設帯※や国3・4・6号線※の街路樹などの緑をつなげて、緑のネットワークを創造します。					東京都施行による国3・2・8号線の環境施設帯の整備に連動して国3・2・8号線沿道地区の地区計画※を適切に運用することで街路樹の緑と調和したまちなみの形成が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担 当 課	
	街路樹の緑と調和したまちなみを形成するための事項等を盛り込んだ国3・2・8号線沿道地区の地区計画の適切な運用					まちづくり計画課 (旧都市企画課)	
30年度 実績	<p>国3・2・8号線沿線の住民に対して、31年度の工事範囲等が決定した旨を周知すべく「国3・2・8号線沿線地区まちづくりニュース」を発行し、1回の情報提供を行いました。</p> <p>窓口にて、地区計画を案内する際に、街路樹の緑と調和したまちなみを形成するための事項等を盛り込んだ国3・2・8号線沿道北・中・南地区地区計画のパンフレットを活用しました。</p> <p>次年度の取組:国3・2・8号線沿道地区地区計画の内容に基づき、引き続き街路樹の緑と調和したまちなみの形成が図られるよう、土地利用の適切な誘導と周知を行っていくとともに、整備を進めている東京都との情報共有を継続して行う必要があります。</p>						

※環境施設帯

・沿道の良好な生活環境を確保するため、道路内の敷地を有効に利用し、歩道植樹帯等を整備する施設帯のことです。

※都市計画道路 国3・4・6号線

・国分寺街道の交差点を起点とし、日立中央研究所や熊野神社の北側を経て、日吉町交差点の終点まで東西に走る道路幅員16m、延長約2.8kmの都市計画道路のことで、交通の円滑化、防災性の向上などの機能を担います。鉄道交差部分など一部区間が未完成となっています。

※地区計画

・地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ住民と区市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく都市計画法の手法です。

・地区計画の「目標」・「方針」を定め、道路・公園などの位置や建築物などのルールとして地区整備計画を定めます。

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	1	在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進	自然環境
施策の方向	1-2 緑の保全		
通番	5	主な施策 協働による維持管理	
目的	エクス山等市民協議会による維持管理作業，地域住民や市民活動団体による公園清掃などの「公園サポート事業」など，市民主体の緑のまちづくり活動を促進し，協働による維持管理を進めます。		

※通番5に関連する取組番号(4)エクス山等市民協議会との協働による緑地保全是，P22 に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

取組	内容			4年後のイメージ	
(12)近隣住民による公園の維持管理 累計26団体，33公園 (予定)	地域住民や市民活動団体の理解を得て「公園サポート事業」*への登録を促し，サポート団体による公園清掃などの維持管理を行います。			市民等の自治会，ボランティア活動団体が，市内の市立公園・緑地の美化活動等を行うことにより，良好な環境の保全及び創出が図られます。	
	年度別指標	H29 登録3団体，3公園(累計28団体，35公園)	H30 登録3団体，3公園(累計31団体，38公園)	H31 登録3団体，3公園(累計34団体，41公園)	H32 登録3団体，3公園(累計37団体，44公園)
30年度実績	新規に3団体の登録があり，既存の1団体の協力がああり，合計4公園(内藤ふじと公園，戸倉富士見公園，本町四丁目公園，西恋ヶ窪緑地)で公園サポート事業を実施しました。その結果，累計30団体38公園で清掃活動等を実施しました。 次年度の取組:次年度の目標値を目指し，日常から公園を活用する利用団体への呼びかけ，また既存団体へのサポート公園拡張協力等実施する。また，サポート登録団体に対して，継続した活動が可能となる協力等も適宜行います。 (参考:29年度 27団体 34公園)				

※公園サポート事業

・市立公園を自治会・町内会・市民団体などの方に，地域の交流の場としての活用をお願いし，ボランティアとして月1回程度簡単な清掃や草むしりなどをしていただく事業の事です。

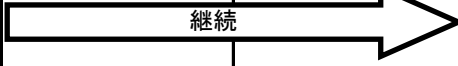
重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	1	在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進	自然環境
施策の方向	1-5 都市農地の保全・活用		
通番	12	主な施策 都市農地の保全・活用	
目的	都市農地の保全として，生産緑地地区への追加指定を行います。また，都市農業の理解を深める一助として都市農地を活用しながら，農業体験農園の整備や農ウォーク，収穫体験などの農業体験の機会を提供します。		

※通番12に関連する取組番号(23)～(27)は，P27～P29に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。
(23)生産緑地の追加指定・(24)農業体験農園の支援・(25)市民農業大学・(26)農ウォーク・(27)市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	1	在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進	自然環境
施策の方向	1-6 生き物の生息空間の保全		
通番	15	主な施策 生き物の実態調査の実施	
目的	多様な生き物の生息空間の保全に向けて、市民活動団体や教育・研究機関などの協力を得ながら、市内の動植物調査を実施し、指標生物 [*] となる動植物の生息状況に関するデータを収集し、活用していきます。		

※指標生物

・生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生き物のことで、環境指標種、指標種ともいいます。分布状況、経年変化等を調べることで、地域の環境を類推・評価することができます。

取組	内 容			4年後のイメージ	
(34)動植物調査	平成32年度に予定している2回目の動植物調査に向けて情報を収集します。			平成27年度以降の経年変化について情報を収集しつつ、改めて動植物調査を行うことで、市内の動植物の生息・生育状況を把握し、その後の対策に繋げることができます。	
	年度別指標	H29 市民・市民団体等から市内の動植物に関する生息状況の情報を収集	H30 	H31	H32 平成27年度の調査結果とこれまでに収集した情報を活用し、市内の動植物調査を実施
30年度実績	<p>平成27年度に実施した、市内に生育・生息する動植物の経年変化による状況を把握するため、市内で目撃した生きものについての情報提供を求めました。 「身近な生きものさがし 秋・冬編」 期間：平成30年10月1日から平成31年3月31日 情報提供者数：23名 報告件数：101件 提供していただいた目撃情報(写真を含む)を集計し、市のホームページで公開しています。 「動植物調査データの活用として」生物多様性の保全に係るイベントとして「姿見の池アメリカザリガニ捕獲大作戦」と銘打ち、日頃より姿見の池において保全整備を行っている市民団体(緑と自然を育てる会・東京経済大学ボランティアサークルClover)、東京経済大学「学生の地域貢献(ボランティア)」の方々にご協力を頂き、外来種駆除の一端を担うイベントを実施しました。(定員各回：40名 参加者数：80名) (アメリカザリガニ捕獲数175匹) また、同イベントに講師(国分寺市環境アドバイザー)を招いて、外来種が生態系に及ぼす被害についての講義や水辺に生息する生物についての観察や緊急対策外来種であるアカミミガメ捕獲用「罟」の確認作業等を行い、より自然に親んでもらえるようなイベントとしました。(アカミミガメの捕獲には至っていません。) 「動植物調査の広報」市立小学校に動植物調査結果をまとめた「国分寺市生きものマップ」・「身近な生きものさがし秋・冬編」のパンフレットを配布し、身近な自然観察を広報しました。</p> <p>次年度の取組：引続き、市内に生育・生息する動植物の経年変化による状況を把握するため、市内で目撃した生きものについての情報提供を求める。 「身近な生きものさがし 春・夏編」 期間：平成31年4月1日から10月31日まで実施します。</p>				

重点プロジェクト	番号 1	重点プロジェクト名 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進	環境分野 自然環境
施策の方向	1-6 生き物の生息空間の保全		
通番	18	主な施策 生物多様性に対する理解促進	
目的	生き物の種や個体差などの生物多様性の重要性や、日常生活とのつながりについて、身近な自然や生き物とのふれあいや、環境に配慮した物品の購入に関する情報の提供などを通じて、普及啓発と理解促進を図ります。		

取組	内容				4年後のイメージ	
(36)観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めるとともに、関係団体等と生物多様性保全に向けた調整を行います。				市内に存在する良好な自然環境を紹介し、生き物とふれあうことで、自然への愛着と普及が図られます。イベント等を通じて市民の生物多様性に関する関心が高まります。関係団体と調整を行うことで、生物多様性の保全に向けた方向性が作られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	バードウォッチング2回 湧水めぐり1回 夏休み子ども自然教室1回 体験学習1回の開催等 市民参加型イベントの実施 関係団体との調整					①まちづくり計画課 (旧環境計画課) ②緑と建築課
30年度実績	<p>①まちづくり計画課 9月16日と10月6日に姿見の池において、生物多様性保全のため、外来生物※であるアメリカザリガニの捕獲を親子向けに実施するとともに、講師(環境アドバイザー)を招き外来種が生態系に及ぼす被害についての講義や水辺に生息する生物についての観察等を行いました。 (定員各回:40人 参加者数:80人 申込者数:80人) (アメリカザリガニ捕獲数それぞれ90匹と85匹)</p> <p>また、上記のイベント実施報告のチラシを作成し、ホームページ・ツイッターで広報したほか、市内で行われたイベント(国分寺まつり、環境まつり)で配布(425部)し、近隣自治体(国立市、府中市、小平市、小金井市、立川市)へ当市の取組み事例や実績について情報提供を行いました。</p> <p>次年度の取組:身近なところにも外来生物がいることや、在来種への影響や生物多様性などへの理解を深める機会として、今後も継続していきます。</p> <p>②緑と建築課 バードウォッチングを秋に実施しました(春は雨天中止) 参加人数46人 夏休み子ども自然教室を実施しました。 参加人数 植物編 8人 昆虫編 2日間の親子で延べ36人 湧水源めぐりを実施しました。 参加人数合計36人 次年度の取組:バードウォッチング2回、湧水源めぐり1回、夏休み子ども自然教室2回実施します。 (参考:29年度 バードウォッチング2回(延81人)、夏休み子ども自然教室2回(延34人)、湧水めぐり事業2回(延11人))</p>					

※外来生物

・人為的に本来の生息地以外の他地域(国外や国内)から侵入してきた生き物のことです。外来生物が在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼす場合があります。

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	2	地産地消 [※] の推進による都市農業の支援	自然環境
背景・目的	<p>農地は、新鮮で安全な野菜の供給基地であるばかりではなく、生き物の生息空間、雨水の保水、地下水の涵養、景観の形成、災害時の避難場所など、様々な機能を有しており、地域の貴重な緑となっています。しかし、市域の西部(府中街道以西)に多くの農地が残されているものの、宅地化によって農地の分断・減少が進んでいます。昭和59年に256ヘクタールあった農地は約4割が失われ、平成24年には、159.5ヘクタールとなっています。</p> <p>このような減少傾向の農地を守るためには、市内産農産物の利用を促進し、営農が続けられる状況を保つことが必要です。そのためには、市内産農産物の流通を促進し、農業に対する理解と関心を高めることが欠かせません。</p> <p>このため、農地を担う都市農業を支援し、環境への負荷の少ない国分寺ならではの豊かな食生活の普及、農への参加を通じたふれあい・交流を広げます。</p>		

※地産地消

・地域で生産されたものを地域で消費することです。地産地消によって、生産者と消費者などの地域交流、新鮮な農産物の消費、輸送コストやエネルギーの節約にも役立ちます。また、地元で生産された農産物を積極的に消費することで、都市農業の支援にもつながります。

施策の方向	1-5 都市農地の保全・活用
通番	12 都市農地の保全・活用
目的	<p>都市農地の保全として、生産緑地地区[※]への追加指定を行います。</p> <p>また、都市農業の理解を深める一助として都市農地を活用しながら、農業体験農園[※]の整備や農ウォーク、収穫体験などの農業体験の機会を提供します。</p>

※生産緑地地区

・農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を目的として、一団の面積が500㎡以上（ただし、国分寺市では300㎡以上）の市街化区域内農地を保全するために、市町村が都市計画で定める地区のことをいいます。生産緑地地区に指定された農地は30年間の営農義務を条件に、税法上の優遇措置に合せて一定の建築行為の制限を受けます。

・市では毎年新たに生産緑地追加指定の希望農地を募集し、条件に適合している場合は都市計画法に基づき指定します。

※農業体験農園

・連続した農業体験を市民に提供する体験型農園で、農業経営の一環として農家が開設するものです。種や苗、肥料等の野菜作りに必要なものは全て農園主が用意し、農家の指導で未経験者でも安心して野菜作りができます。

取組	内容				4年後のイメージ	
(23)生産緑地の追加指定	農業と調和した都市環境の形成を図るため、生産緑地の追加指定を行います。				生産緑地地区の追加指定を実施し、減少を抑制することによって、都市農地の保全と都市農業の活性化が図られます。	
生産緑地指定件数・面積 平成28年度実績 累計256件 約127.62ha	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
		<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知 ・追加指定の実施 ・生産緑地面積 累計128.00ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知 ・追加指定の実施 ・生産緑地面積 累計127.43ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知 ・追加指定の実施 ・生産緑地面積 累計126.86ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知 ・追加指定の実施 ・生産緑地面積 累計126.29ha 	まちづくり計画課 (旧都市企画課)
30年度実績	<p>「国分寺市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例」等の制度の周知については、国分寺市まちづくり条例に基づき、農業従事者への周知を高めるため、市民との懇談会を市役所プレハブ会議室第3にて開催いたしました。</p> <p>市報及びHPで生産緑地の追加指定の募集を行い、5件(約0.208ha)の追加指定を行いました。削除12件(約2.695ha)と合わせると、生産緑地の累計は258件(面積約122.60ha)となりました。</p> <p>次年度の取組:生産緑地法の一部改正を受け、改正した指定基準及び新たな生産緑地の制度について、今後も継続的に農業従事者へ周知を行い、都市農地の保全と都市農業の活性化を図ります。生産緑地の減少幅を減らせるよう、引き続き追加指定募集を行っていきます。</p>					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(24)農業体験農園の支援	市民等が農業体験できる場として、農業体験農園の施設整備費及び自立支援への補助を行います				農業経営の一環であることから、農家は相続税納税猶予制度が適用され、安定的に農園が継続できています。 利用者は栽培技術と収穫物を得るとともに、農家との交流により都市農業への理解が深まります。	
	年度別指標	H29 ・農園の整備・運営等への補助や相談支援 ・広報PRを年1回(市報等で入園者募集の案内)	H30	H31	H32	担当課 経済課
30年度実績	平成30年度は、8月1日号及び1月15日号市報に農業体験農園入園者の募集を促す記事を掲載しました。 また、市内において新規に体験農園を設置しようとする方に対しては、設置に要する施設整備費に係る補助金及び設置後に要する自立的運営を支援する補助金を交付することにより、市民の農業体験の機会を確保するとともに農業に対する理解を深め、良好な農地の保全を図ることに努めました。 現在7園の農業体験農園があり、ある園では、国分寺市民のみならず区内からも受講者来園し、農業の体験や理解を深めることができました。 次年度の取組:農業者にとっては都市型農業経営モデルの一つであり、今後も第三次国分寺市農業振興計画に基づく農業振興施策の一つとして経営支援は継続します。					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(25)市民農業大学	農業者の指導のもと、市民に野菜づくりの一連の作業を体験する場や植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学べる場を提供します。				修了生は野菜づくりや植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを知ります。 修了生は食育や都市農業・農地への理解が深まります。	
	年度別指標	H29 ・年間を通して特定曜日に実習を実施 ・修了生20人以上	H30	H31	H32	担当課 経済課
30年度実績	市民農業大学にて修了生を21人育成しました。 次年度の取組:市民に体験学習を通じて都市農業への関心と理解を深めてもらうため、今後も農業振興施策の一つとして事業は継続します。 (参考:29年度 修了生21人 累計数 955人)					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(26)農ウオーク	農業委員会他共催で「農ウオーク」を開催し、市民が地域の畑などを歩いてまわり、農にふれる場を作ります。				参加者は都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まります。	
	年度別指標	H29 ・市民と農業者が交流しながら、市民が農にふれる場を創出 ・年1回開催	H30	H31	H32	担当課 経済課
30年度実績	農ウオーク1回開催。 7月7日に北町・並木町地区にて開催しました(市民等49人、農業者等スタッフ37人、計86人)。 次年度の取組:市民に国分寺農業を知ってもらい、市民と農業者が交流するために3団体共催で実施しており、3団体の意向として今後もイベントの内容等を大きく変えずに継続する方向で協議しています。ただし、将来の各団体の意向によって、変更等はありません。 (参考:29年度 1回開催、(市民等30人、農業者等スタッフ34人、計64人))					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(27)市内農園 などにおける 野菜収穫に よる農とのふ れあい活動	市内農園(保育園の近隣地など)での野菜掘り会、園庭での野菜作りを行うことにより、農とのふれあいを図ります。				自然の恵みとしての食材やそれを育てた人々を知り、収穫体験を通じて農とふれあうことにより、食育の推進が図られます。	
	年度別 指標	H29	H30	H31	H32	担 当 課
	野菜作り及び収穫体験の実施農園での収穫体験(各保育園)年1回開催	→ 継続				子ども子育て事業課
30年度 実 績	<p>各保育園の園庭等で野菜作り及び収穫を行いました。 (すいか・枝豆・ブロッコリー・人参・カリフラワー・カブ・茄子・ピーマン・トウモロコシ・かぼちゃ・きゅうり・さといも・スナップエンドウ・ラディッシュ・ミニトマト・オクラ等) 自分たちでお世話をし、大切に育てることで、野菜も生きていることを実感し、嫌いな物でも食べれるようになり、観察したり調べたり等、学びの多い活動でした。 近隣の農園で収穫体験を各園1～4回行いました。 近隣農園での収穫体験内訳全11回 ①こくぶんじ保育園3回(じゃが芋7月, ブルーベリー, 大根11月) ②しんまち保育園2回 (じゃがいも10月, 大根11月) ③もとまち保育園1回(さつま芋10月) ④ひかり保育園1回(大根11月) ⑤恋ヶ窪保育園4回(大根1月, じゃが芋6月, ブルーベリー7月, さつま芋11月) 次年度の取組: 今後も各園の園庭やプランター等いろいろな体験ができるよう工夫していくと共に、近隣農園の協力もいただきながら取り組んでいきます。 (参考: 29年度 こくぶんじ 2回, もとまち 1回, しんまち 2回, 恋ヶ窪 4回, ひかり 1回)</p>					




「早く大きくなあれ！」水やりの様子(こくぶんじ保育園)

施策の方向	1-5 都市農地の保全・活用	
通番	14	主な施策 地産地消の推進
目的	地域で生産されたものを地域で消費することにより、新鮮な食材の消費、輸送面での環境負荷の軽減などにつながることから、給食食材への市内産農産物の活用、朝市や農業祭などのイベントの開催、直売所の設置の支援などにより、地産地消を進めます。 また、国分寺ブランド [※] の育成・PRにより都市農業の振興を図ります。	

※国分寺ブランド

・平成23年度に第1号として国分寺市内で品種登録されたイロハモミジのシシルエットに始まり、市内で製品化された国分寺らしさあふれる商品を国分寺ブランドに認定しています。これらの商品はいずれも市内の農産物などを原材料に使用したり、歴史にちなんだものです。

取組	内容				4年後のイメージ	
(29)給食への 市内産農産物の活用	市内農家から野菜を購入し、児童に給食として提供します。				学校給食食材への市内農産物を積極的に活用することで地産地消を図ることができます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	市内産農産物の割合30% (単年)					学務課
30年度実績	<p>小学校給食における地場産野菜の使用率は23.0%で昨年度に引き続き前年度を上回りました。各校の栄養士が地場産野菜の使用について積極的に取り組み、市内の契約農家と連携を図り、できる限り使用していくよう努めました。</p> <p>契約農家との情報交換会は平成30年度も2回開催し、トウモロコシ、枝豆を学校で使用したい時期を伝え、それに合わせて収穫できるよう作付け計画の調整を図りました。</p> <p>次年度の取組：各校の栄養士が地場産野菜の使用について積極的に取り組んでいますが、進捗状況は停滞ぎみとなっています。これは小学校給食で使用する野菜の種類が多く、また、大量に必要となるなど課題があるためです。今後も農家との情報交換会を行うなど地場産野菜の使用に努めます。</p> <p>(参考：29年度 使用率20.8%)</p>					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(30)市内産食材を活かした食の普及	イベントなどで市内産の野菜等の情報や、レシピを紹介します。				市民等の食育や都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まります。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
		国分寺まつり等のイベントで市内産の野菜等の情報や、それらを活かしたレシピ等の紹介	→ 継続 →			
30年度実績	<p>JA東京むさし国分寺支店のセミナールーム(調理室)で、国分寺産うど料理、スイーツ教室など市民向け料理教室を年12回実施しました。(延べ201人)</p> <p>次年度の取組:市内産食材を活かした食の普及は、JAが実施しているほか、様々な主体によって取組は行われており、地産地消につながるため、JAの取組への支援は継続します。(参考:29年度 9回開催)</p>					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(31)販売網の強化の支援	生産者と流通側の連携により多様な出荷・販売体制づくりを支援します。				市内農業者の農業経営を支援するとともに、市民等は食育や都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まります。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
		JAや流通業者等の関係組織・団体と連携し、それらが主体的に行う多様な出荷・販売体制づくりの支援	→ 継続 →			
30年度実績	<p>市内の農産物直売所を集約した直売所マップを配布しました。JA東京むさし国分寺支店の共同直売所の販売額は107,523,986円、出荷者数95人、来客者数65,113人でした。</p> <p>次年度の取組:地産地消の推進により、市内農家の所得向上を図るため、今後も農業振興施策の一つとして事業は継続します。(参考:29年度 販売額115,382,403円、出荷者数93人、来客数87,833人)</p>					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(32)国分寺ブランドの普及	市内観光や産業活性化のため、農産物や加工品などのブランド品を認定し、農業、商業の振興を図ります。				国分寺ブランド認定品の増加により、市内事業者等の活性化が図られるとともに、市の魅力的な製品のブランド力が高まり、そのPRを通じて都市農業の振興が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
		国分寺ブランド品の認定・普及ブランド協議会で定期的に審査会を開催年1回開催	→ 継続 →			
30年度実績	<p>国分寺ブランドギフトセットの販売を夏・冬の2回にわたり実施(168セット【前年比43.6%増】)した。新規認定審査を行い、1品を新たに認定した。認定期間満了の対象品が16品あったが、14品が再認定により認定継続となった。市内外で行われる各種イベントに協議会として出店し、国分寺ブランド認定品の販売・PRを行った。売上額は年によって変動があるが、積極的に市内外イベントでのPRを行ったことにより、ブランド品の認知拡大につながるPRができた。新規認定品の募集にあたり、市内事業者に呼び掛け、ふさわしい商品を認定することができた。</p> <p>次年度の取組:引き続き、市内外で開催されるイベントに参加し、ブランド認定品の販売・周知を行います。また、当市のふるさと納税の返礼品として、ブランド認定品をラインナップに追加することで、ブランドの認知拡大と、新たな販路拡大につなげます。そして、ブランド認定品の返礼品を増やすことで、ブランド認定品になることのメリットを高めて、応募の増加につなげます。(参考29年度 国分寺ブランド累計21品目)</p>					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(33)飲食店等における地場野菜の活用促進	国分寺市内で生産された野菜を「こくベジ」と名付け、地場野菜のPRと、こくベジを使った食事メニュー「こくベジメニュー」のPRを行います。それにより、地場野菜の地産地消を進めるとともに、来訪者の消費を促し、交流人口の増加を図り、街の活性化につなげます。				こくベジメニュー取扱店が増加し、市への来訪者の、国分寺市の農業や地場野菜に対する認知度が向上しています。市民の地場野菜への関心が高まり、地産地消の促進が図られています。	
	年度別指標	H29 こくベジメニュー取扱店の増加 地場野菜地産地消イベントの開催 ※地方創生交付金により実施	H30 継続	H31 市民団体等との協働により ・こくベジメニュー取扱店の増加 ・地場野菜地産地消イベントの開催	H32 継続	担当課 市政戦略室
30年度実績	農家と飲食店を繋げる事業として、涉外活動により、こくベジメニュー提供店(80店舗⇒101店舗)の拡大を図りました。また、市内産うどの魅力をより多くの方に楽しんでもらい、地産地消を推進するため、市商工会やJA東京むさしの協力により、市内飲食店において、旬のうどを使用した特別メニューを味わえるうどフェスタを開催しました(10日間)。同様のイベントを協賛事業として、市商工会主催により旬のトマトを使用して実施しました(6日間)。また、「食と農のつながり」を伝え、地産地消への関心を高めてもらうため、国分寺農業の魅力を紹介するパネル展示(11枚作成)や直売所MAPの配布(10,000枚作成)、「こくベジ」をテーマとした行政広報番組(ぶんぶんチャンネル)の公開収録を行うこくベジPRイベントを開催しました(7日間)。また、農家と飲食店をつなぐ交流企画を開催しました。さらに、産直マルシェ「こくベジのじかん」の開催(2回)や農と食を中心としたコミュニティスペース「こくベジファーマーズパーク」を実施(2回)しました。					

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	2	地産地消の推進による都市農業の支援	自然環境
施策の方向	5-1 環境教育・環境学習の推進		
通 番	45	主な施策 地域資源を活用した体験型学習の推進	
目 的	国分寺崖線や樹林地、都市農地、お鷹の道・真姿の池湧水群、史跡武蔵国分寺跡などの地域資源を活用しながら、生命の尊さ、自然の大切さ、環境保全等を学ぶ機会として、自然観察会や農業体験などの体験型学習を進めます。		

※通番45に関連する取組番号(24)～(27)は、P28～P29に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。
(24)農業体験農園の支援・(25)市民農業大学・(26)農ウオーク・(27)市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動

取組番号(36)観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供は、P26に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

取組	内 容				4年後のイメージ	
(104)学童体験農園 小学校3校で実施(単年) 第六小, 第八小, 第十小の3校	農家の指導をうけて、土づくり、種蒔きから収穫までの一連の農作業を体験し、小学校と地域の連携を図ります。				児童に対して、地域資源を活用した体験学習を通じて、農業をはじめ、自然環境への関心を育みます。	
	年度別指標	H29 小学校3校実施を継続しながら、拡充を検討します。	H30 継続		H32 継続	担当課 学校指導課
30年度実績	地域の農家及びJAの協力を得て第六小, 第八小, 第十小の3校で学童体験農園を実施し、自然の大切さを学びました。新規農園については、学校からの要望はなく、候補となる農地もなかったため、拡充には至りませんでした。					

取組	内 容			4年後のイメージ		
(105)児童の 収穫体験	小学校の生活科、理科の学習において、農作物などの収穫を通して、地域の中で自然に親しむことにより、自然環境への関心を高めます。			児童に対して、収穫体験などを通じて、農業をはじめ、自然環境への関心を育みます。		
	年度別 指標	H29	H30	H31	H32	担当課
		小学校全10校で実施(単年)	→ 継続 →			学校指導課
30年度 実績	小学校全校で、学校内の農園で収穫体験を行いました。自分たちで栽培した作物を収穫したり、地域の農家で栽培されている作物を知ることで、自然環境への関心を高めることができました。					



取組	内 容			4年後のイメージ		
(106)エコ ミュージアム ※事業の開催	市内の樹林地などについて、市民団体との協働で緑地・水辺をネットワーク化したエコミュージアムとして活用します。			市民の歴史文化や自然環境の保全意識の向上が図られます。		
	年度別 指標	H29	H30	H31	H32	担当課
		市民団体との協働事業の実施及び支援 年1回 定員30人	→ 継続 →			緑と建築課
30年度 実績	エックス山等市民協議会と協働して、第8回エコミュージアム国分寺を11月に実施し、西恋ヶ窪緑地や旧恋ヶ窪用水路跡などを散策しました。参加人数は17人。 (参考:29年度 参加者24人)					

※エコミュージアム

- ・樹林地や水辺などの地域環境を野外展示物として捉え、博物館と見立てて活用することをいいます。



恋ヶ窪用水路周辺緑地



元町用水

取組	内 容					4年後のイメージ
(107)科学教室の開催	小学5～6年生を対象に大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心を高めます。					小学5～6年生を対象に大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心を高めます。
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	受講者130人(単年)	→ 継続 →				学校指導課
30年度実績	<p>希望する小学校5・6年生を対象とした科学教室を実施し、参加者は128人になりました。5年生コースでは「光の科学」「宇宙の科学」「水の科学」を、6年生コースでは「植物の科学」「土の科学」「電気の科学」を取り上げ観察や実験を行いました。また7月には、5年生コースで野外観察を行い、6年生コースでは水ロケットを作成し競技会を開催しました。</p> <p>(参考:29年度 125人)</p>					

取組	内 容					4年後のイメージ
(108)宇宙の学校の開催	5歳児から小学4年生を対象とし、宇宙や自然科学をテーマにした話や実験・工作などを通して、宇宙や自然科学への興味や関心を高めます。					実験や工作などを行うことで科学に興味を持つ小中学生を育て、ひいては、自然環境への関心を育みます。
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	受講者350人(単年)	→ 継続 →				学校指導課
30年度実績	<p>希望する5歳から小学校4年生を対象に、宇宙の学校/ジュニア科学教室を実施しました。キッズコース(5歳児から小学校2年生を対象)261組、ファンダメンタルコース(小学校3・4年生を対象)で98人の参加がありました。</p> <p>配布する冊子を用いた家庭学習とスクーリングから構成されており、今年度のスクーリングでは熱気球ロケットや静電気などを取り上げ、皆と協力しながら実験をすることで、楽しみながら科学に接することができました。</p> <p>(参考:29年度 88人)</p>					



野外観察会の開催（お鷹の道）

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	3	野川, 用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	自然環境 環境教育・環境学習
背景・目的	<p>現在市内には、名水百選の一つに指定されている「お鷹の道・真姿の池湧水群」などの湧水や、市内の湧水を水源とし多摩川に合流する全長20kmほどの一級河川である野川、玉川上水からの分水である砂川用水などの水辺があります。</p> <p>水を取り巻く国分寺の近世の歴史を振り返ると、国分寺村分水(恋ヶ窪用水)をはじめ新田開発とともに整備された野中新田分水、中藤新田分水など用水路網は人々の暮らしに欠かせないものでした。これらの用水路も、昭和30年代までは清流の面影をとどめていましたが、昭和40年代になると、砂川用水など一部を除き通水を停止、荒廃が進みました。用水路は歴史遺産であり、適切に保存し、活用していくことが大切です。</p> <p>また、野川は市内唯一の河川ですが、コンクリート三面張りの護岸になっており、生き物が息しにくい環境であり、親水性に乏しく、景観形成上も良好とはいえない状態です。野川や用水路は、親水化に向けた整備を進める必要があります。</p> <p>国分寺の自然を特徴づけ、多様な生き物を育み、自然とのふれあいを提供し、歴史・文化を伝えてくれる、いわば地域の資源ともいえる水辺を守り、活用します。</p>		

施策の方向	1-4 水環境の保全・整備		
通番	8	主な施策 湧水・地下水の保全・活用	
目的	<p>湧水量の安定確保に向け湧水の涵養域にある樹林地を保全するとともに、お鷹の道・真姿の池湧水群等の湧水地、姿見の池を親水空間として活用し、地域資源としてPRします。</p> <p>また、湧水や地下水の水量、水質に関するモニタリングを実施します。</p>		

※通番8に関連する取組番号(1) 真姿の池湧水群の保全・維持管理は、P20に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

取組番号(3) 湧水及び地下水の保全・活用は、P22に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	3	野川, 用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	自然環境 環境教育・環境学習

施策の方向	1-4 水環境の保全・整備		
通番	9	主な施策 用水路の保全・活用	
目的	<p>砂川用水や恋ヶ窪用水などの用水路については、適切な維持管理を行うとともに、親水性に配慮した整備を検討します。</p>		

取組	内容				4年後のイメージ	
(18)用水路の親水化整備などの検討	砂川用水路や恋ヶ窪用水路等について、用水路の親水性の向上に配慮した整備等を検討します。				水路の整備計画が策定されており、適切な維持管理も図られています。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
		水路現況調査(延長約1,700m 5箇年の調査が完了)	公園・緑地の整備計画に係る庁内検討委員会の開催	→ 継続 →		緑と建築課
30年度実績	<p>計画策定にあたり着手前に庁内での検討が必要とのことから「国分寺市公園・緑地の整備計画策定に係る庁内検討委員会」を2回開催しました。</p> <p>砂川用水に隣接する開発事業において、水路現況調査結果を参考にしながら、用水の親水性の向上に配慮した整備を検討しました。</p> <p>水路管理者として、用水路の浚渫、草刈及び支障枝のせん定、水路護岸の修繕を実施しました。</p>					

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	3	野川, 用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	自然環境 環境教育・環境学習
施策の方向	1-4 水環境の保全・整備		
通番	10	主な施策 野川整備事業※の促進	
目的	治水対策, 親水空間の創出や生態系に配慮した環境の整備, さらに防災の側面の環境形成を図るなど東京都と連携し協議を進め, 野川整備事業を促進します。 また, 東京都や野川流域の自治体などと連携を図りながら, 野川マップの作成などを通じて, 野川が市民にとって親しみのある川となるよう普及啓発を行います。		

※野川整備事業

- ・野川は都市計画河川に指定されており, 東京都は平成18年3月(平成29年7月改定)に野川流域河川整備計画を策定しています。
- ・本計画では, 降雨65mm/時に対応とした河川改修として, 両側の管理用通路を含めた幅23m(標準)の複断面河道整備を計画に位置付けています。

取組	内容				4年後のイメージ	
(19)野川整備事業促進の要望・協議	東京都に対し, 治水・環境面などを考慮した河川整備について要望し, 協議を行います。				東京都の野川整備事業促進が図れます。	
	年度別指標	H29 東京都との協議及び整備要望 地元への情報提供	H30	H31	H32	担当課 緑と建築課
30年度実績	東京都に対して, 野川・仙川改修促進期成同盟※を通じて, 国分寺市として, 国分寺市域の野川整備について, 治水機能や防災性の向上, 親水空間の形成に向けた事業実施を目に見える形で行うよう強く要望したり, 東京河川改修促進連盟※を通じて, 野川整備の早期実現を要望しました。 市民に対しては, まちづくりと野川に関する懇談会を実施し, 野川の国分寺市域を小金井市境から最上流部まで実際に歩き, 整備の違いを体験してもらい懇談しました。(参加人数12人)そのとき自然豊かな川を望む意見や早期整備を望む意見がありました。					

※野川・仙川改修促進期成同盟

- ・野川及び仙川の改修を促進することを目的として, 世田谷区, 武蔵野市, 三鷹市, 府中市, 調布市, 小金井市, 小平市, 狛江市, 国分寺市で組織しています。

※東京河川改修促進連盟

- ・東京都内の河川の氾濫, 溢水による災害を防止して住民の福祉を増進するため, その実現に協力する14区19市2町1村で組織しています。

取組	内容				4年後のイメージ	
(20)野川流域の自治体との連携	野川流域環境保全協議会に参加し, 野川やその周辺環境に関する情報収集や意見交換などを行います。				野川への関心が高まり, 野川及びその周辺環境改善が図られます。	
	年度別指標	H29 野川流域自治体との意見交換・情報収集, 野川マップの配布	H30	H31	H32	担当課 緑と建築課
30年度実績	野川流域連絡会※や野川・仙川改修促進期成同盟に出席し, 他の自治体等と意見交換や情報収集を行いました。 野川マップについては, 緑と建築課窓口にて配架して配布しました。また野川マップの改訂を行うため内容の検討を行いました。					

※野川流域連絡会

- ・流域住民や市民団体, 行政が一体となって, 河川に係る環境や歴史, 文化, 河川計画や工事, 管理などについて情報や意見交換を行う組織として「野川流域連絡会」を平成12年8月に設立して活動しています。

30年度野川流域連絡会参加実績

- ・緑と建築課: 5回(全5回)
- ・まちづくり計画課: 2回(全3回)

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	3	野川, 用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	自然環境 環境教育・環境学習

施策の方向	5-1 環境教育・環境学習の推進		
通番	45	主な施策 地域資源を活用した体験型学習の推進	
目的	国分寺崖線や樹林地, 都市農地, お鷹の道・真姿の池湧水群, 史跡武蔵国分寺跡などの地域資源を活用しながら, 生命の尊さ, 自然の大切さ, 環境保全等を学ぶ機会として, 自然観察会や農業体験などの体験型学習を進めます。		

※通番45に関連する取組番号(24)～(27)は, P28～P29に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。
 (24)農業体験農園の支援・(25)市民農業大学・(26)農ウオーク・(27)市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動

取組番号(36)観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供は, P26 に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

取組番号(104)～(108)は, P32～P34に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。
 (104)学童体験農園・(105)児童の収穫体験・(106)エコミュージアム事業の開催・(107)科学教室の開催・
 (108)宇宙の学校の開催



重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	4	安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	生活環境
背景・目的	<p>東日本大震災以降、安全・安心な暮らしに対する関心が高まり、情報の重要性が改めて認識されています。市民の安全・安心な暮らしの確保に向けて、大気、水質などの測定、各種調査を実施しています。引き続き、大気などのモニタリングや化学物質対策を進めていく必要があります。</p> <p>農薬の過度の使用や遺伝子組換え食品、食品添加物、放射能物質など、安全で健康的な食生活への不安が高まっていることから、正確な情報公開・提供を行うなど、食の安全性、放射性物質などについての適切な情報収集とわかりやすく提供する仕組みを確立します。</p>		

施策の方向	2-2 生活環境のモニタリング		
通番	23	主な施策	
	大気や水質などの測定		
目的	大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類※(大気・土壌)やごみ焼却施設における排ガスなどについて継続的に測定し、環境に大きな影響を与える場合は必要に応じた対応を行います。		

※ダイオキシン類

・ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)と定義しています。生殖、脳、免疫系などへの影響が懸念され、研究が進められています。炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する過程において、意図せざるものとして生成されます。

取組	内 容				4年後のイメージ	
(45)大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類(大気・土壌)の定期的測定	定期的に大気、井戸水、河川水、道路沿いの騒音・振動、ダイオキシン類(大気・土壌)の測定を行い、その結果(概要)は環境報告書において公表します。				大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類(大気・土壌)の定期測定を行うことによって、環境変化の推移を監視することができます。また市民等へ測定結果を公表することによって安全・安心な暮らしの確保が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	大気環境調査7地点などの定期測定と公表の実施	→ 継続 →				環境対策課 (旧環境計画課)
30年度実績	<p>自動車騒音常時監視に係る調査委託 (年1回、12月実施)</p> <p>野川等水質分析等測定委託 野川水質(年7回、4月・6月・8月・9月・11月・1月・3月) 池水質(年1回、5月実施) 井戸水調査(年1回、2月実施)</p> <p>大気・土壌中のダイオキシン類濃度分析調査業務委託(隔年実施1回) (H30年度は大気:H31.1~2月実施)</p> <p>大気環境分析調査委託 (年1回、12月実施)</p> <p>次年度の取組:引き続き調査を実施します。(ただし、ダイオキシン濃度分析調査業務委託は大気と土壌を隔年で実施します)</p>					

取組	内 容			4年後のイメージ	
(46)可燃ごみ焼却施設における排ガス、ダイオキシン類などの定期的測定	清掃センターの可燃ごみ焼却施設から発生する排ガスなどについて、公害物質除去のための薬剤処理を行うとともに、その効果について測定を行い、結果を公表します。			関係法令に基づき測定を実施し、基準が守られ環境保全が図られていることが確認できます。	
年度別指標	H29 排ガス測定を月1回、排ガス中のダイオキシン類測定を年4回行い、HPで結果を公表	H30	H31	H32	担当課
30年度実績	<p>月1回、清掃センター内煙突から排ガスを採取して、放射性セシウム134・137の量を検査機関で測定し、HPで結果を公表しました。</p> <p>年4回(4月、8月、10月、1月)、清掃センター内の焼却炉それぞれの煙突測定口、集塵機入口測定口、排水処理室、混練機出口、焼却炉灰出し口から排ガス、排水、ばいじん等を採取して、ダイオキシン類の濃度を測定をし、HPで結果発表をしました。</p> <p>29年度測定値 ダイオキシン類：測定値:0.0066~0.0013ng-TEQ/m³N < 基準5ng-TEQ/m³N 排ガス:ばいじん 0.001g/m³N未満 < 基準0.15g/m³N 硫酸酸化物 3ppm < 基準1,599ppm(測定値の基準値の平均値) 塩化水素 10ppm < 基準430ppm 窒素酸化物 77ppm < 基準250ppm</p> <p>ng(ナノグラム): 10億分の1グラム TEQ(毒性等量): 200種類以上あるダイオキシン類の質量を、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い「2,3,7,8,-TCDD」の量に換算したもの m³N(ノルマル立法メートル): 気体の単位で0℃, 1気圧の状態に換算したもの</p> <p>(参考:29年度 ダイオキシン類: 測定値:0.0066~0.013ng-TEQ/m³N, 排ガス:ばいじん 0.001g/m³N未満, 硫酸酸化物 3ppm, 塩化水素 10ppm, 窒素酸化物 77ppm)</p>			焼却炉が休炉になるため測定は終了	環境対策課 (旧ごみ対策課)



重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	4	安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	生活環境

施策の方向	2-2 生活環境のモニタリング		
通番	24	主な施策 空間放射線量※などの測定	
目的	東日本大震災の影響を受けて、市民の安全・安心を確保するため、市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、公共施設における空間放射線量などを継続的に測定し、基準より高い数値が出た場合は除染するとともに、必要に応じて国や東京都などの関係機関との連携・調整等の対応を行います。また、市民に対しては、空間放射線量測定機器の貸出のほか、公共施設における空間放射線量測定結果の公表など、迅速な情報提供を行います。		

※空間放射線量

・空気中において、一定時間に何個の放射線量が放出されるかを表した数値のことです。東日本大震災に伴う原子力発電所の事故後、環境モニタリングにおける重要な測定を測定項目として用いられています。

取組	内容				4年後のイメージ	
(47)空間放射線などの定期的測定	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、公共施設における空間放射線量及び清掃センターの焼却灰・排ガス、給食残さなどを原料とするたい肥などの放射性物質濃度を測定し、データを公表します。				公共施設等において定期的な測定を実施し、データを公表することで、市民や保護者等に安心を与え、安全で安心な施設の利用が図れます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	公共施設等における空間放射線量の測定 市報やHPでの結果公表	→ 継続 →				①子ども子育て事業課 ②環境対策課 (旧ごみ対策課) ③緑と建築課 ④教育総務課
30年度実績	<p>①子ども子育て事業課 児童館・学童16箇所、保育施設43箇所(ぶんちっち、つくしんぼ含む)で各施設、月1回ずつ測定を行い、市報やHPで結果を公表しました。 次年度の取組:引き続き、保育施設や児童館・学童保育所において、定期的な測定を実施します。また測定を行い、市報やHPで結果を公表していきます。</p> <p>②環境対策課(旧ごみ対策課) 毎週金曜日(祝日を除く)、清掃センター敷地境界の東西南北4地点にて、地上100センチメートルの高さで空間放射線量の測定を実施し、基準値を下回っていることを確認して、市報・HPに1箇所毎にまとめたものを公表しました。 また、1箇月に1回、清掃センターで焼却灰(主灰・飛灰)と排ガス(煙突)を採取して、焼却灰からは放射性ヨウ素131と放射性セシウム134・137、排ガスからは放射性セシウム134・137の量を検査機関で測定し、HPで結果を公表しました。 次年度の取組:「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、公共施設における空間放射線量及び清掃センターの焼却灰・排ガス、給食残さなどを原料とするたい肥などの放射性物質濃度を測定し、データを公表します。ただし、清掃センターの焼却灰・排ガスについては、令和2年2月から、焼却炉が休炉になるため、焼却炉に関する測定は終了となります。</p> <p>③緑と建築課 窪東公園他7カ所の公園内の定点において、月2回測定を実施した結果問題はありませんでした。また市報やHPで結果を公表しました。 次年度の取組:公共施設等における空間放射線量の測定をします。市報やHPでの結果公表をします。</p> <p>④教育総務課 小中学校、その他教育施設等について、施設ごとに月1~2回、延べ127日測定作業を実施し、市民に対し市報やHPで随時結果を公表しました。</p>					

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	4	安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	生活環境


施策の方向	2-3 化学物質対策の推進		
通番	25	主な施策 化学物質に関する情報の収集・提供	
目的	化学物質に関する情報を収集し、市民へわかりやすく情報提供を行います。 また、合成洗剤や農薬などについては、過度の使用を控えるなどの普及啓発を行います。		

取組	内容				4年後のイメージ	
(48)化学物質に関する情報の収集・提供	有害化学物質に関する情報を収集し、市民に提供するとともに、適正使用を啓発します。				有害化学物質に関する情報を収集し、市民や事業者等に提供することにより、化学物質の過度の使用を控えるなどの意識向上が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
		有害化学物質のパフレットの配架及び土壌履歴等の情報提供	→ 継続 →			環境対策課 (旧環境計画課)
30年度実績	化学物質に関する情報を収集し、市民へわかりやすく情報提供を行いました。 次年度の取組: 化学物質に関する情報を収集し、市民へわかりやすく情報提供を行います。 (参考: 29年度 来庁者へ193件情報提供)					

取組	内容				4年後のイメージ	
(49)清掃センター焼却炉の維持管理及び公害防止調査結果の公表	可燃ごみ焼却施設の点検整備及び集塵機のフィルターなどを定期的に交換し、ダイオキシン類などの発生の抑制に努めるとともに、排ガスなどの測定結果及び焼却炉の維持管理状況について情報提供を行います。				関係法令に基づき測定を実施し、基準が守られ環境保全が図られていることが確認できます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
		集塵機フィルターの交換、点検整備を実施し、排ガス等の測定結果と維持管理状況を年4回公表	→ 継続 →			環境対策課 (旧ごみ対策課)
30年度実績	焼却施設の定期点検を実施。年4回(4月, 8月, 10月, 1月), 清掃センター内の焼却炉それぞれの煙突測定口, 集塵機入口測定口, 排水処理室, 混練機出口, 焼却炉灰出し口から排ガス, 排水, ばいじん等を採用して, ダイオキシン類の濃度を測定をし, HPで結果発表をしました。なお, 集塵機フィルターの交換については3年に1回の交換のため実施していません。 次年度の取組: 焼却施設の定期点検の実施。清掃センター内の焼却炉それぞれの煙突測定口, 集塵機入口測定口, 排水処理室, 混練機出口, 焼却炉灰出し口から排ガス, 排水, ばいじん等を採用して, ダイオキシン類の濃度を測定をし, HPで結果を公表します。ただし, 清掃センターの焼却灰・排ガスについては, 令和2年2月から焼却炉が休炉になるため, 焼却炉に関する測定は終了となります。					

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	4	安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	生活環境

施策の方向	2-4 食の安全性の確保		
通番	29	主な施策 給食食品などの放射性物質濃度の測定	
目的	市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、保育園・小中学校などで使用している給食食品や市内産農畜産物等の放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要に応じた対応を行います。		


取組	内容				4年後のイメージ	
(56)給食食品などの放射性物質濃度の測定	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、給食食品や市内産農畜産物などの放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要な対応を行います。				保護者などに対し放射能に関する適正な情報提供を行うことで、給食食品等に関する安心・安全が確保されます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	給食食品等の測定及び、市報やHPによる結果の公表					まちづくり計画課 (経済課)
30年度実績	<p>平成24年度から引き続き実施している取組。子どもたちの食の安全・安心を目的として平成30年度も引き続き放射性物質濃度測定を実施しました。</p> <p>測定結果は昨年(H29)同様基準値以下の検出値であり、市HP、市報へ掲載することで市民へ安全な食の提供が行われていることを広報しました。</p> <p>食品等検査件数:1,606検体</p> <p>なお、平成30年度に経済課よりまちづくり計画課に事務移管されました。</p> <p>次年度の取組:引き続き給食食品等の放射性物質濃度測定を実施することが、給食食品等に関する安心・安全の確保につながるため現状維持とします。</p> <p>(参考:29年度 食品検査件数1,570検体)</p>					

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	5	自転車・公共交通機関の利用促進	都市環境 地球環境
背景・目的	<p>自転車は、環境負荷の少ない乗り物として、日常的に広い年齢層で利用されています。誰もが安心して、安全に自転車に乗ることができる環境をつくるには、歩行者と自転車が安全に共存できるようにするためのまちづくりや、通行ルールの徹底、放置自転車を減少させるための方策が求められています。</p> <p>また、自家用車の利用を控え、二酸化炭素の排出の少ない電車やバスなどの公共交通機関を利用することで、交通の流れの円滑化や1人あたりの二酸化炭素(CO₂)をはじめとした温室効果ガスの排出抑制などの効果が期待できます。</p> <p>このため、自転車や公共交通機関の利用促進に向けた普及啓発をするとともに、自転車が安全・快適に走行できる道路空間を確保します。</p>		

施策の方向	3-1 環境に配慮したまちづくり		
通番	31	主な施策	
		自転車利用の推進	
目的	自転車駐車場の整備を行うとともに、自転車利用のマナーの向上やルールづくりなど、自転車利用の促進に向けた普及啓発を行います。		

取組	内容				4年後のイメージ	
(38)環境保全に関するPR	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。				イベント等でPRを行うことで市民の意識を向上します。最新の情報を提供することで効果的な啓発を行います。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
		イベント等でPR HP等で新しい情報を提供	→ 継続 →			
30年度実績	<p>国分寺まつり、環境まつりなどのイベント及び環境シンポジウム(講演会)において「環境配慮指針」の冊子、自転車利用促進のチラシ及び自転車の交通マナー・ルールのチラシの配布(国分寺まつり280部、環境まつり145部)のほか、「自転車で出かせんか」と題して自動車の利用を控えるよう市報(年1回)で広報し啓発しました。</p> <p>次年度の取組:地球温暖化防止行動の一つとして、環境負荷の少ない移動手段である自転車利用について継続して啓発を行うとともに、環境にどのように関わるのか、具体的な内容を盛り込んだ啓発を引き続き行います。</p> <p>また、自転車利用をすすめるためには、安全な交通手段であることが強く求められていることを踏まえ、継続して交通マナー・ルールについての呼びかけとともに、自転車が安全に走行できるような整備を関係課へ働きかけます。</p>					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(59)自転車駐車場の整備	<p>放置自転車対策の一つとして自転車駐車場における自転車の収容台数が課題となっています。現在、国分寺駅周辺の自転車駐車場の収容台数は再開発事業開始前に比べ約500台分不足している状況です。そのため、国分寺駅周辺地区まちづくり構想で示された国分寺駅周辺での約6,000台分の自転車駐車場の収容台数を確保するため、(仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場を整備し十分な自転車の収容台数を確保します。</p>				<p>(仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場を整備することにより、国分寺駅周辺での自転車駐車場不足が解消され、道路上での放置自転車が減少することが見込まれます。</p>	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	(仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場築造工事	(仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場築造工事	(仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場の完成と運営開始	事業完了	交通対策課 (旧事業計画課)	
30年度実績	<p>H30.9.28 地中障害物確認 H30.10.12 地中障害物撤去開始 H30.11.9 地中障害物撤去完了 H31.3.25 地中障害物の影響による3か月工期延長の変更契約締結</p>					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(60)自転車利用のルールの周知	<p>市報・HP及び公共施設内の掲示板等で、適宜、交通安全に関する情報提供や、自転車利用のルールの周知を行います。それに加えて、交通安全教室及び啓発イベント(市民のつどい)を開催や、国分寺駅周辺で啓発ティッシュの配布(放置自転車クリーンキャンペーン)等を実施し、市民の自転車利用マナーの向上を図ります。</p>				<p>駅周辺の自転車利用マナーが守られています。</p>	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	市報・HP及び公共施設内の掲示板等での交通安全情報の発信(適宜)交通安全教室及び啓発イベントの開催回数(5回)国分寺駅周辺での駐車マナー啓発キャンペーンの実施(1回)					交通対策課 (旧事業計画課)
30年度実績	<p>5月の自転車月間のほか、様々な機会において市報・HP及び公共施設内に掲示するなど交通安全情報の発信を随時行いました。 中学校での自転車交通安全教室2回のほか、交通安全講話会2回、交通安全運動市民のつどい2回など啓発イベントを実施しました。 また、国分寺駅周辺での駐車マナー啓発キャンペーンを実施(1回)しました。</p> <p>放置自転車の撤去台数については、平成29年度3,024台から平成30年度2,561台と減少しています。</p> <p>【参考】 警視庁発表の「市内で発生した自転車事故件数」は、 27年 93件、28年 88件、29年 80件と減少傾向となっています。</p>					

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	5	自転車・公共交通機関の利用促進	都市環境 地球環境

施策の方向	4-1 地球温暖化対策の推進	
通番	37	主な施策 地球温暖化対策の計画的な推進
目的	<p>市の事務事業を対象とした「国分寺市地球温暖化防止行動計画」(市役所版)に基づき、市は公共施設の省エネルギー化の推進、ノーカーデーの実施、グリーン購入の推進、節電行動などによって、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます。</p> <p>また、地域のエネルギーの方向性などを含め、市域を対象とした総合的な地球温暖化対策実行計画(市域版)策定の検討を進めます。</p> <p>さらに、市報などを通じて、市民や事業者等へ公共交通機関の利用促進、エコドライブなどの地球温暖化防止に関する普及啓発を進めます。</p>	

※通番37に関連する取組番号(38)環境保全に関するPRは、P43に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

取組	内 容				4年後のイメージ	
(79)庁用車の使用抑制	移動手段としての徒歩・自転車の推奨や長距離移動の場合には明確な理由を文書で提出させることで、日常的な使用抑制を図ります。				庁用車の利用回数・走行距離が減り、燃料費や事故の削減にもつながります。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	契約管財課が管理する庁用車の貸出し時に他の移動手段の推奨を実施					契約管財課
30年度実績	<p>平成29年度309,783km 平成30年度303,334km (前年比:6,449km減) 契約管財課所有自転車貸出件数 平成28年度383件 平成29年度447件 平成30年度515件 (前年比:68件増) 庁用車の貸し出し時に他の移動手段として、徒歩や自転車の推奨する取り組みを行い、近隣地への移動は、徒歩や自転車にする意識が職員に浸透してきた。 電動自転車2台を購入し、省エネルギー化の推進、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減の幅を広げた。 次年度の取組:電動自転車を2台購入し、職員に公務での自転車利用を推奨します。 (参考:29年度 庁用車の走行距離 309,783km ノーカーデー指定日使用件数 345件)</p>					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(80)地球温暖化防止行動計画(市役所版)の推進	「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」に基づき、省エネ行動などを実施し、温室効果ガス排出の抑制、省資源・省エネルギーを進めます。				「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」に基づく省エネルギーや省資源の取組の推進により、市の事務及び事業におけるCO ₂ 排出量が着実に削減されます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	平成24年度を基準として平成30年度までにCO ₂ 排出量を15%以上削減	平成24年度を基準として平成30年度までにCO ₂ 排出量を15%以上削減「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」の改定	新「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」による目標値の達成	新「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」による目標値の達成	まちづくり計画課(旧環境計画課)	
30年度実績	<p>地球温暖化防止のため、庁内のイントラネット掲示板での周知や、市庁舎等でのポスター掲示等を行い、職員に対し省エネ・省資源の啓発を行いました。 各施設管理者から上下半期ごとに電気・ガスなどのエネルギー使用量の報告を求め、エネルギー使用量を把握し、平成29年度の温室効果ガス総排出量として集計し、その結果を市報やHPで公表しました。 【内容】 平成29年度の温室効果ガス総排出量は、約10,443t-CO₂であり、基準年度(平成24年度)排出量と比較して約-3.9%(407t-CO₂)の減少となりました。 平成29年度は、6・7月に日照時間が平年に比べ約1.5倍に増加したことや、1月には都内全域に33年ぶりに低温注意報が発令されるほどの寒冬だったことから、エアコンの使用が増えたことが一因と考えられます。 次年度の取組:啓発等の効果によりエネルギー使用量は減少傾向にありますが、年度ごとに変動する電気事業者に係る排出係数の動向を注視して取り組んでいくことが求められます。 また、市役所の温室効果ガスの主な発生源である電気使用量を削減するための広報を継続することや、電力自由化による環境への配慮がされた電気事業者と契約することで、省エネルギー・省資源化に積極的に取り組みます。</p>					

取組	内 容					4年後のイメージ	
(81)グリーン購入※の推進	再生材などを使用した環境負荷の少ない製品の購入を推進します。毎年度「国分寺市グリーン購入ガイドライン」の見直しを行うとともに、前年度の調達実績等について調査します。					庁内におけるグリーン購入の推進によって、環境負荷の少ない物品等の購入が進み、資源の有効利用と省資源化が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担 当 課	
		グリーン購入推進に向けた啓発 グリーン購入ガイドライン見直し 調達実績調査 全分野 調達率100%	→ 継続				まちづくり計画課 (旧環境計画課)
30年度実績	<p>庁内ポスター及びイントラネットを活用し、職員に対し、グリーン購入について啓発を行いました。平成30年度の購入実績報告(13分野91品目)に基づき、調達率を算定した結果、11分野で90～100%を達成しました。この結果をHPで公表しました。</p> <p>内容としては、平成30年度実績において事務用機器類の調達率が70.4%から79.2%、防災備蓄用品は0%の調達率でした。なお、やむを得ない理由によるものを除いた調達率は全分野において100%でした。</p> <p>国分寺市グリーン購入ガイドライン検討委員会で対象品目などについて検討し、平成31年度版ガイドライン(13分野90品目)を作成し、職員へグリーン購入の推進を周知しました。</p> <p>次年度の取組:市が率先して環境物品等の調達の推進を図り、事務事業活動から生じる環境負荷の低減を推進するため、調達量調査及びグリーン購入ガイドラインの見直しを行っていきます。また、イントラ掲示板及び庁舎内掲示板へのポスターを掲示し啓発も行っていきます。</p> <p>(参考: 29年度購入実績 10分野でグリーン購入90～100%達成)</p>						

※グリーン購入

・購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格、デザインだけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ない製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から積極的に購入することをいいます。コピー用紙は古紙配合率が高いもの、文具・事務用品類は再生材を利用しているものなどが挙げられます。平成13(2001)年4月にグリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)が制定され、国や地方自治体などで率先してグリーン購入を推進しています。

グリーン購入法による適合品に関するマーク






色上質紙・画用紙・色画用紙・印刷物の判断基準となるマーク





OA機器の判断基準となるマーク



重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	6	歴史的景観や文化財の保全・活用	都市環境 環境教育・環境学習
背景・目的	市は、国分寺崖線や樹林地、農地、お鷹の道・真姿の池湧水群、史跡武蔵国分寺跡 [※] 、用水路などの地域資源、それにつながる歴史的景観や文化財を有しており、これらを後世に残していくことが大切です。地域の自然やそれに関わる地域の暮らしや文化を学ぶことは、郷土愛を育むとともに、自然と共存して暮らす知恵と工夫を生み出すきっかけとなることから、市の歴史・文化をテーマとした環境教育・環境学習を推進します。		

施策の方向	1-2 緑の保全		
通番	4	主な施策	
		公園・緑地の整備	
目的	国指定史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備や、都市計画公園・都市計画緑地の整備を進めます。また、一定規模以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、子どもの遊び場、地域住民の憩いの場として身近な公園の設置を促進します。		

取組	内容			4年後のイメージ		
(9)歴史公園の整備	「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡 [※] 保存管理計画」等に基づき、史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備を進めます。			僧寺中枢地区が市立歴史公園として供用開始され、史跡の整備・活用が適切に行われています。		
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
		金堂基壇復元工事(1年次目)	金堂基壇復元工事(2年次目)	僧寺中枢地区を歴史公園として供用開始	中枢部周辺地区整備工事	ふるさと文化財課
30年度実績	平成30年度は武蔵国分寺跡中枢部の金堂基壇、堂間通路、解説版の設置工事を行った。中枢部の一定の範囲において整備工事が終了したため、平成31年3月より歴史公園として、供用を開始した。					

※史跡武蔵国分寺跡

・741年聖武天皇の命により全国に国分寺（僧寺）と尼寺が建立され、武蔵国では国府（府中市）に近く、東へ通じる東山道武蔵路沿いの広大な平地と東西に連なる国分寺崖線の麓、豊かな湧水をもつ現在の西元町一帯に国分寺と尼寺が建てられました。歴史的に重要なことから大正11年に国史跡に指定され、現在史跡整備を少しずつ進めています。

※東山道武蔵路跡

・泉町二丁目の西国分寺住宅の東側にある東山道武蔵路跡は古代の道路遺構です。東山道武蔵路は上野国（現在の群馬県）から南下して武蔵国府に至る往環路（東山道の支路）です。発掘調査の結果、幅12mの道路跡が台地上から谷部にかけて490mの長さで確認されました。そこで計画が変更され、地下遺構を保存して現在の道路が築造されました。

取組	内容			4年後のイメージ		
(10)開発事業に伴う提供公園整備の促進	一定規模(3,000㎡)以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき身近な公園(開発区域の6%以上の面積、国分寺崖線区域の場合は8%以上の面積を確保)の設置の整備を促進します。			市立公園の設置を行うことで子どもの遊び場や市民の憩いの場、緑地の拡充が図られます。		
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
		公園設置にあたっては、安心安全で快適な公園空間となるよう事業者との協議を実施	→ 継続 →			緑と建築課
30年度実績	開発事業に伴う3件の提供公園について開発事業者と協議をした結果、3件とも平成31年度に開園予定となりました。					

取組	内 容			4年後のイメージ	
(11)都市計画公園・緑地の新規指定	新たな都市公園の整備については、必要に応じて都市計画公園・緑地に指定し、整備を進めます。			計画的な緑地等の保全が図られます。	
	年度別指標	H29 恋ヶ窪緑地の都市計画決定(平成30・31年度で整備予定) 恋ヶ窪用水路周辺緑地の整備完了	H30 整備計画の策定着手	H31 整備計画の策定完了	H32 新規指定の検討
30年度実績	<p>工期延長した恋ヶ窪用水路周辺緑地について、工事を完了して平成30年7月13日に開園しました。(仮称)内藤さつき公園について、都市計画決定の手続を途中まで行いましたが、決定にはいたりませんでした。</p> <p>恋ヶ窪用水路周辺緑地について、平成30年7月13日に供用開始しました。</p>				

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	6	歴史的景観や文化財の保全・活用	都市環境 環境教育・環境学習

施策の方向	3-3 地域性豊かな景観の形成	
通 番	36	主な施策 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用
目 的	<p>国指定史跡武蔵国分寺跡などの公有化による歴史公園の整備、新たな文化財調査などにより、市内の歴史遺産及び文化財の保存・整備を進めます。</p> <p>また、文化財愛護ボランティアの養成や文化財めぐりなどのイベントの開催、観光マップなどの広報活動の充実などにより、文化財とのふれあいを推進するとともに、活用を進めます。</p>	

※通番36に関連する取組番号(9)歴史公園の整備は、P47に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

取組	内 容			4年後のイメージ	
(74)(仮称)郷土博物館	史跡武蔵国分寺跡の整備にともない、(仮称)郷土博物館構想の具体化を図ります。			新庁舎の建設計画に保存・公開施設が位置づけられています。	
	年度別指標	H29 保存・公開施設の検討	H30 →	H31 →	H32 →
30年度実績	<p>平成29年度に、おたかの道湧水園内歴史的建造物「旧本多家住宅長屋門」の保存修理工事が完了し、一般公開を開始しました。</p> <p>平成23年度から進めていた僧寺中枢部の整備が終わり平成31年3月に市立歴史公園として、供用を開始しました。</p> <p>一部の収蔵施設が10月の台風により被害を受け、応急的な修繕をしたのみの状況となっており、収蔵庫の確保について、市内の空き店舗の借用や近隣市町村での保管等、方策について検討を行いました。</p> <p>(仮)郷土博物館の建設については、検討に至っていません。</p> <p>次年度の取組:文化財の保存公開施設である(仮)郷土博物館の建設については、建設場所や予算の問題もあり、引き続き検討に時間を要します。収蔵庫については、新たな収蔵スペースの確保に向け、市内の空施設を探すなど早期解決に向け進めて行きます。</p>				

取組	内 容			4年後のイメージ	
(75)市内総合文化財調査※	「市内総合文化財調査計画」に基づき、市内に所在するさまざまな文化財の所在調査を行い、目録に登載することによって、文化財の保護を図ります。			文化財の所在調査を行い、目録に登載することによって、文化財の保護に寄与します。	
	年度別指標	H29 市内総合文化財調査として、名勝・天然記念物等分野における本調査(1年次目)	H30 市内総合文化財調査として、名勝・天然記念物等分野における本調査(2年次目)	H31 市内総合文化財調査として、名勝・天然記念物等分野における整理・報告作成	H32 整理・報告書作成後事業完了
30年度実績	平成30年度の調査は、建造物、民俗、史跡の分野において、榎戸家水車、沖本家洋館の調査を実施しました。天然記念物の分野において、市内の屋敷林を中心に樹木調査を12件行いました。史跡の分野である「恋ヶ窪村分水」の調査を行い、12月に市の重要史跡として指定しました。これを記念して2月16日に市内の用水をめぐる街歩きと歴史講演会を開催しました。(街歩き参加者29名・歴史講演会参加者105名)				

※市内総合文化財調査

・市教育委員会では遺跡発掘調査による考古資料、市史編さん事業による古文書、市内民俗調査による民具、社寺調査による建造物などの把握を行ってきました。一方で路傍の石造物など把握していないものも多く、それらの文化財が知らず知らずのうちに失われていく前に、あらゆる分野の文化財の所在・現状を把握するため、市内総合文化財調査を実施します。

取組	内 容			4年後のイメージ	
(76)文化財とのふれあい推進	市内文化財めぐり、市外文化財めぐりなど、文化財を理解促進するイベントを実施します。			国分寺の歴史や文化財に対する理解が深まり、地域への愛着や誇りを醸成し、地域が活性化されます。	
	年度別指標	H29 市内文化財めぐり、市外文化財めぐり等の実施	H30	H31	H32
30年度実績	10月10日の国指定重要文化財「木造薬師如来坐像」の御開帳に合わせて市内文化財めぐりを実施しました。(参加者29人) 11月に「市外文化財めぐり」を実施。栃木県下野市、栃木市の史跡と文化財展示施設を見学しました。(参加者37名) 「恋ヶ窪村分水」を12月に市の重要史跡として指定した。これを記念して2月16日に市内の用水をめぐる街歩きと歴史講演会を開催しました。(街歩き参加者29名・歴史講演会参加者105名)				



金堂基壇(南西側から)

取組	内 容				4年後のイメージ	
(77)広報の充実	歴史・観光マップを配布するほか、案内板などを整備します。				観光協会の各種活動・実施事業を通じて、市内外への国分寺市のPRが図られ、国分寺市の自然や歴史・文化に対する関心が高まります。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
		観光案内看板の整備 観光PRイベントの実施	→ 継続 →			
30年度実績	<p>市観光協会にて、市民向け観光PR事業として、10月10日の木造薬師如来坐像開帳日に合わせ、ふるさと文化財課との共催により「市内文化財めぐり」を実施しました。また、国分寺まつりをはじめとする市内外の各種イベントに出店しました。また、協賛(協力)事業として、市内の様々な団体が実施するイベント等に名義後援や理事派遣を行いました。また、府中市共同事業については、観光アプリ「ぶらり国・府」の大幅改修を行い、3DAR機能、単語検索機能などを追加搭載し、両市の観光スポットやお店を巡って景品を獲得できるポイントラリーを実施しました。また、両市の相互交流を図るため、写真コンクール作品の共同展示会を開催したほか、両市の観光PRのため、JRA東京競馬場で合同PRブースを出店しました。</p> <p>次年度の取組:市を訪れた観光客が、迷うことなく観光スポットを周遊できるよう観光案内板の維持管理を行います。また、まちの魅力を再発見できるような観光PRイベントを実施するとともに、市観光協会のホームページやツイッターで、イベント情報等を発信します。</p>					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(78)文化財普及事業の推進(広報)	各種パンフレット等の多言語化やICTを活用した情報発信を積極的に行い、市内外からの来訪者に対する文化財の理解促進に努めます。				国分寺の歴史や文化財に対する理解が深まり、地域への愛着や誇りを醸成し、地域が活性化されます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
		NHK『ブラタモリ』のCG画像やICTの活用	→ 継続 →			
30年度実績	<p>武蔵国分寺跡資料館及び文化財資料展示室への来館者の利便性の向上を図るためWi-Fi環境を整えました。また、来館者への情報発信を目的に、デジタルサイネージ用のモニターを設置しました。</p> <p>次年度の取組:引き続き、Wi-Fiの環境整備を進めブラタモリの映像を流すなど、デジタルサイネージをもっと活用できるよう研究を進めます。</p>					

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	7	資源循環型のまちづくりの推進	地球環境
背景・目的	<p>地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)をはじめとした温室効果ガスの排出抑制, 最終処分場の延命化のためには家庭ごみ(もやせるごみ, もやせないごみ)の減量が必要です。</p> <p>ごみ・資源物量全体及び1人1日あたりのごみ排出量は, 減少していますが, 未だにもやせるごみに資源物が混入されていることから, ごみの分別について, 指導, 啓発をさらに続けていく必要があります。また, ごみの有料化や個別収集システムの導入を契機にして, 着実なごみ減量に向けた数値目標を設定し, 実現を図る必要があります。</p> <p>さらに, 市民生活, 事業活動などの各段階において, ごみの発生そのものが少ない社会を目指し, ごみが資源・エネルギーとして再利用できる資源循環型のまちづくりへの転換を市民・事業者等・市が一体となって推進していきます。</p> <p>また, 地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO₂)をはじめとした温室効果ガスの排出抑制のための対策として, 資源循環型のまちづくりを推進します。</p>		

施策の方向	4-4 ごみの発生抑制, 減量化・資源化の推進		
通番	42	主な施策 ごみの減量化・資源化の推進	
目的	<p>家庭用生ごみ処理機器購入助成の普及促進, 給食残さ・せん定枝・家庭の厨芥類のたい肥化, リサイクル家具の販売, 陶磁器, 小型家電, 金物類やごみ焼却灰の再資源化, 清掃指導員による分別指導などのほかに, 多摩地域各市の先行事例の分析・研究を行い, ごみの減量化・再資源化を推進することによって, 資源の循環, ごみ焼却に伴い発生する二酸化炭素排出量の削減を進めます。</p>		

取組	内容			4年後のイメージ	
(89)生ごみ処理機器の普及促進	生ごみ処理機器(ごみけしくん, 市販型)の購入費の一部を助成するとともに, 啓発活動により普及を図ります。			平成30年度までに家庭のもやせるごみ-11tを目標とします。市民活動団体との協働事業による説明会の開催や, 各種イベント(環境まつりなど)においての啓発活動により生ごみ処理機器の普及・促進が継続され, もやせるごみの減量につながっています。	
	年度別指標	H29 市民活動団体との協働事業による説明会の開催や, 各種イベント(環境まつりなど)においての啓発活動など 推奨型 50基 市販型 100基	H30 市民活動団体との協働事業による説明会の開催や, 各種イベント(環境まつりなど)においての啓発活動など 検証及び見直し	H31 市民活動団体との協働事業による説明会の開催や, 各種イベント(環境まつりなど)においての啓発活動など	H32 → 継続 →
30年度実績	<p>平成27年6月から清掃センター, 市立第二小学校, 市立第四小学校において行っている個人登録による拠点収集により生ごみたい肥化事業が市民の方に浸透し始めてきており, 個人で購入する件数が減ったと思われます。</p> <p>ごみの減量のため, 廃棄物減量等推進委員と協働で, 国分寺まつりや各公民館・地域センター等のイベントへの参加や市報掲載, 減量化・資源化の市の取組啓発を行いました。</p> <p>推奨型 3基 市販型 56基</p> <p>次年度の取組: 今までの啓発活動等は継続し, 市報, ホームページ等でも更なる啓発活動を強化する。</p>				

取組	内 容			4年後のイメージ	
(90)給食残さ・家庭の厨芥類及びせん定枝のたい肥化	小学校や保育園の給食残さ、集合住宅及び戸建住宅(自治会単位など)の生ごみ及び家庭のせん定枝をたい肥化し、小学校、保育園の園芸や家庭菜園などでの利用を促進します。			集合住宅、自治会の生ごみのたい肥化をして、1世帯(平均2.1人)の年間の生ごみ排出量47.5kg(平成26年度)を有効活用することにより、もやせるごみの減量が推進されています。	
	年度別指標	H29 市報やHPなどの啓発によって ①小学校や保育園の給食残さ 95tのたい肥化 ②家庭の生ごみたい肥化 36tの減量 ③せん定枝たい肥化 29tの減量	H30 市報やHPなどの啓発によって ①小学校や保育園の給食残さをたい肥化 ②家庭の生ごみたい肥化し減量 ③せん定枝は燃料に資源化し減量 検証及び見直し	H31 市報やHPなどの啓発によって ①小学校や保育園の給食残さをたい肥化 ②家庭の生ごみたい肥化し減量 ③せん定枝は燃料に資源化し減量	H32 継続
30年度実績	小学校10校、保育園4園の給食残さ収集量97t 家庭の生ごみたい肥化累計1,008世帯 70t せん定枝搬入量 141t(市での収集量 137t 市民持込4t) 給食残さとせん定枝でチップ化できたものをまぜてたい肥化したものは、家庭菜園・市民農園等の利用として配布し、もやせるごみの減量を推進しました。たい肥配布量48t 市立第二小学校、市立第四小学校での生ごみ拠点収集を実施。平成30年度より、市内で排出される樹木のせん定枝を収集し、バイオマス燃料として資源化することにより、もやせるごみの減量の推進を行いました。				

取組	内 容			4年後のイメージ	
(91)ごみの減量化・資源化の推進	「一般廃棄物処理基本計画やごみ減量化資源化行動実施計画(アクションプラン)」に基づき、ごみの減量化・資源化を推進します。			平成30年度までに、ごみ量(もやせるごみ・もやせないごみ・粗大ごみ・有害ごみ)-1,927t(1人1日-24g)の減量、分別による資源物9,493t(1人1日8.2g)の減量ができています。	
	年度別指標	H29 水切り・天日干し運動や生ごみ・せん定枝の資源回収などの具体的な施策を展開 1人1日あたりごみ排出量355.9g資源化率40.4%	H30 水切り・天日干し運動や生ごみ・せん定枝の資源回収などの具体的な施策を展開 検証及び見直し	H31 水切り・天日干し運動や生ごみ・せん定枝の資源回収などの具体的な施策を展開	H32 継続
30年度実績	国分寺まつり、公民館や地域センターのイベントに参加し、ごみの減量の仕方などの啓発広報を継続的に実施しました。 市民のみなさんのご協力により、平成30年度 1人1日あたりごみ排出量 量363.3g 資源化率 37.2% 平成30年度は、市報でのごみの特集記事を平成29年度は2回だったのを3回に増やし、廃棄物減量等推進委員会より出される「ごみダイエットかわらばん」を平成29年度は2回だったのを3回に増やし、市民のごみの減量・資源化意識の向上を図りました。 (参考:平成29年度 1人1日あたりのごみ排出量370.4g 資源化率37.4%)				

取組	内 容			4年後のイメージ	
(92)分別の周知・指導	市報やごみリサイクルカレンダーなどを通じて分別のルールを周知し、清掃指導員によるごみ分別指導や廃棄物減量等推進委員による啓発活動を行います。			平成30年度時点で、もやせるごみに混入している紙・衣類 419トン、資源プラスチック類 251トンの減量、もやせないごみに混入している資源プラスチック類 10トンの減量ができています。継続した啓発、指導により、さらなる減量が図られています。	
	年度別指標	H29 不分別者及び市民要望による随時分別指導の実施	H30 不分別者及び市民要望による随時分別指導の実施 検証及び見直し	H31 不分別者及び市民要望による随時分別指導の実施	H32 継続

30年度 実績	<p>①環境対策課(旧ごみ対策課) 年間、収集会社担当者と市職員で不分別のごみの排出者に指導を行いました。不分別ごみ7,342件について注意喚起のシールの貼付けを行った。このシール貼付けにより不分別のごみは概ね解消されている。なお、不分別ごみの排出者6人(家屋又は集合住宅の場合は居室単位)には、面談のうえ指導を行いました。</p> <p>次年度の取組:収集会社担当者と市職員による不分別のごみの排出者に指導を行います。特に状態が悪いごみの排出は、排出者等に面談のうえ指導を行います。</p> <p>②ごみ減量推進課 環境対策課の事業になります。 (ごみ減量推進課では、ごみの分別説明会を、市民からの依頼により開催しました。)</p>
------------	---

施策の方向	4-4 ごみの発生抑制, 減量化・資源化の推進
通番	43 主な施策
目的	ごみ・リサイクルカレンダーの作成・配布, 協働による分別体験説明会・イベントの開催, 資源物の集団回収の推奨, リーフレットの作成や市報などを通じて, ごみ減量や分別に関する普及啓発を進めます。

取組	内 容				4年後のイメージ	
(93)ごみリサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルール啓発	分別ルールなどを記載したごみリサイクルカレンダーを全戸配布し, 啓発を行います				ごみ・リサイクルカレンダーの記載内容などの検証及び見直しを行い, より分かりやすく, ごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発がされています。	
	H29	H30	H31	H32	担 当 課	
	年度別指標	ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発, 30年度版カレンダーの作成及び各戸配布カレンダーの検証及び見直し(検討委員会8回)	ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発, 31年度版カレンダーの作成及び各戸配布カレンダーの検証及び見直し(検討委員会8回)	ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発, 32年度版カレンダーの作成及び各戸配布カレンダーの検証及び見直し(検討委員会8回)	ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発, 33年度版カレンダーの作成及び各戸配布カレンダーの検証及び見直し(検討委員会8回)	①環境対策課 (旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
30年度 実績	<p>①環境対策課(旧ごみ対策課) 環境対策課, ごみ減量推進課で構成する検討委員会で収集日や分別ルール, 資源物の回収方法等について協議や確認をし, また廃棄物減量等推進委員の意見も参考にして, ごみ・リサイクルカレンダーを作成し全戸配布しました。</p> <p>次年度の取組:今後も, ごみ・リサイクルカレンダーについては毎年見直しをして状況に適応したごみ・リサイクルカレンダーを作成して全戸配布を行い, 分別の仕方やごみの排出方法の周知を行いごみ減量の啓発を継続します。</p> <p>②ごみ減量推進課 環境対策課の事業になります。 (ごみ減量推進課では, 推進委員会よりの意見もふまえ, カレンダーの見直しに参加しました。)</p>					

取組	内 容			4年後のイメージ	
(94)説明会 やイベントな どでの啓発 活動	分別体験説明会をはじめ、国分寺まつり、環境まつりなどの各種イベントにおいて、協働によるごみの減量・資源化、分別について啓発活動を推進します。			出前講座や説明会等の開催、リサイクル情報紙の発行、アプリ・HPの充実を図ります。 また、施設見学会、3R講座の開催、集団回収等の連絡会、ビデオや広報誌の活用による啓発活動が推進されています。	
	年度別 指標	H29 分別説明会の実施28回 国分寺まつりなどのイ ベントでの啓発20回	H30 分別説明会の実施 国分寺まつりなどのイ ベントでの啓発 検証及び見直し	H31 分別説明会の実施 国分寺まつりなどのイ ベントでの啓発	H32 → 継続 →
30年度 実 績	<p>①環境対策課(旧ごみ対策課) 年度別指標がごみ減量推進課の事業の為、未記入となります。</p> <p>②ごみ減量推進課 ごみの減量のため、廃棄物減量等推進委員と協働で、国分寺まつりや各公民館・地域センター等のイベントへの参加や市報掲載、減量化・資源化の市の取組啓発を行いました。イベント(環境まつりなど)34回 出前講座・説明会など3回 平成30年度は、市報でのごみの特集記事を平成29年度は2回だったのを3回に増やし、廃棄物減量等推進委員会より出される「ごみダイエットかわらばん」を平成29年度は2回だったのを3回に増やし、市民のごみの減量・資源化意識の向上を図りました。</p>				

取組	内 容			4年後のイメージ	
(95)広報活 動の充実	市報特集号やHP、アプリなどを通じて、ごみ減量・資源化の啓発を行います。			啓発による分別ルールの周知によって、減量及び資源化が図られています。	
	年度別 指標	H29 市報やHP、アプリなどを 通じたごみ・資源物の分 別に関する啓発 年1回 以上広報	H30 市報やHP、アプリなどを 通じたごみ・資源物の分 別に関する啓発 年1回 以上広報 検証及び見直し	H31 市報やHP、アプリなどを 通じたごみ・資源物の分 別に関する啓発 年1回 以上広報	H32 → 継続 →
30年度 実 績	<p>①環境対策課(旧ごみ対策課) 市報折込で「ごみ減量リサイクルだより」2回(4P)発行しました。10月15日号で、ごみ・資源物の処理状況や3Rについて、3月15日号ではごみ・資源物の分別などについて掲載しました。 市ホームページやごみ分別アプリにごみの収集日やごみの分別方法等を掲載しました。 ごみ分別アプリダウンロード数は累計24,431件でした。</p> <p>②ごみ減量推進課 ごみ・資源物の分別に関する啓発等のため、ごみの特集記事を市報(6月15日号、10月15日号、2月15日号)に掲載しました。 また、ごみの収集日やごみの分別方法等を確認できるごみ分別アプリのお知らせ機能を利用し、拠点収集・分別相談開催情報等の発信を行いました。 廃棄物減量等推進委員会より「ごみダイエットかわらばん」を作成し、自治会等を通じて年3回配布しました。平成30年度は、市報でのごみの特集記事を平成29年度は2回だったのを3回に増やし、推進委員会より出される「ごみダイエットかわらばん」を平成29年度は2回だったのを3回に増やし、市民のごみの減量・資源化意識の向上を図りました。</p>				

重点 プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	7	資源循環型のまちづくりの推進	地球環境

施策の方向	5-1 環境教育・環境学習の推進		
通 番	44	主 な 施 策 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	
目 的	小中学校、公民館、地域センターなどを環境教育・環境学習の拠点施設として、市民、事業者等、学校や市などの多様な主体による講座や学習会を開催するなど、環境教育・環境学習を推進します。 また、市職員においては、環境教育・環境学習に関する講座や研修会などに積極的に参加し、環境意識の向上を図ります。		

取組	内 容			4年後のイメージ	
(96)公民館における「環境教育・環境学習」の推進	各公民館の地域特性などを活かして、体験学習や講座など環境教育・環境学習を推進します。			公民館で環境学習講座・講演会を継続的に実施し、多くの市民が環境について学んでいます。	
	年度別指標	H29 環境学習講座などの実施 2館以上実施	H30	H31	H32
30年度実績	<p>【恋ヶ窪公民館】 自然講座「まちの植物たんけん隊」 6月【参加者14人】と11月【参加者15人】に恋ヶ窪公民館の周辺の植物の観察会を行い、地域の自然について学んだ。2月には子ども対象【参加者8人】で同様の講座を行った。 赤米講座「いこしえのお米に学ぶ」【延参加者52人】 9月から11月にかけて、恋ヶ窪公民館で栽培している『武蔵国分寺種赤米』を題材に地域の農業の歴史などを学んだ。</p> <p>【光公民館】 「野外講座」【延参加者25人】 6月に国分寺市の西部および北部を散策し、まちに残る自然や歴史を学習した。 12月に「五日市憲法」【延参加者41人】の学習と合わせて、多摩西部のフィールドワークを行った。</p> <p>【もとまち公民館】 環境自然学習会「玉川上水の自然」【延参加者36人】 都市部に残された貴重な森林ベルトについてその役割を学び、理解を深め、自然・環境を大事にすること、そしてその保存・維持について考える。昨年からの継続事業として5月に玉川上水を散策。</p> <p>次年度の取組：各公民館で、地域特性を活かし、体験学習や自然や環境についての講座・講演会・イベントなどを行い、今後も環境教育・環境学習を継続して実施していきます。</p>				

取組	内 容			4年後のイメージ	
(97)環境に関する啓発活動	世界環境デー※(6月)に合わせ、市内全図書館で、環境問題に関する資料の展示コーナーを設置します。			環境に関する展示コーナーを設置することによって、市民の環境意識の向上が図れます。	
	年度別指標	H29 環境に関する図書・資料の展示コーナーを設置	H30	H31	H32
30年度実績	6月の環境月間、世界環境デーに合わせて、6館の展示コーナーで環境に関する図書の展示・貸出を行いました。				

※世界環境デー

・6月5日を環境保全に対する関心を高め啓発活動を図る日として制定された、国連による国際的な記念日のことです。由来は、1972年6月5日からスウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念しています。日本とセネガルの共同提案により国連総会で世界環境デーとして制定されました。

取組	内 容				4年後のイメージ	
(98)環境学習の実施・支援	小中学校、自治会・町内会、市民団体等からの要請により、講師や職員を派遣し、環境学習を行います。				環境学習・環境教育の推進に協力することで、環境に対する市民の関心を高めることができます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	要請に応じた講師の選定・派遣 資料の提供					まちづくり計画課 (旧環境計画課)
30年度実績	<p>環境ひろば※全体会(5月、10月)に、国分寺市環境アドバイザー※を講師に招いて、「フードロスについて(5月)」、「姿見の池の環境の変化について(10月)」の講座を開催しました。</p> <p>第二中学校での「国分寺調査(生徒訪問)」1年生(4名)を受入れ、市の地球温暖化対策等についての、質問事項に職員が対応し説明を行いました。</p> <p>市報・ホームページにおいて、町内会等での環境学習支援のため環境アドバイザーの派遣について広報するとともに、国分寺まつり、環境まつりにおいて環境アドバイザーに関するチラシを配布(国分寺まつり280部、環境まつり200部)し利用促進を図りました。</p> <p>次年度の取組:環境に配慮した取組みへのきっかけづくりとして、小中学校への出前講座の案内や、市報等で環境アドバイザー派遣制度を広報することで、事業の充実を図ります。</p>					

※環境ひろば

・市民、事業者、市が一堂に介して、環境について自由に意見交換を行う場のことで、平成16年8月に設置しました。毎月1回開催し、市の環境施策に関する意見をまとめたり、環境イベントなどを通して啓発活動を行っています。

※環境アドバイザー

・市に登録している環境に関する識見者のことで、市内の団体が行う環境学習会や観察会などに対し、市から講師役として環境アドバイザーを派遣します。

取組	内 容				4年後のイメージ	
(99)環境学習・啓発活動体制の推進	市内小学校の清掃センター見学、出前講座、分別説明会、環境まつりなどにおいて、子どもから大人までごみについて理解できるような取組を図ります。				ごみ問題への関心を深め、環境に対しての意識の高揚が図れ、ごみの減量化・資源につながる活動が推進しています。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	職員が講師として啓発を実施 清掃センター見学10回、イベント(環境まつりなど)20回、市民要望(出前講座・説明会など)15回	職員が講師として啓発を実施 清掃センター見学10回、イベント(環境まつりなど)20回、市民要望(出前講座・説明会など)15回 検証及び見直し	職員が講師として啓発を実施 清掃センター見学10回、イベント(環境まつりなど)20回、市民要望(出前講座・説明会など)15回	職員が講師として啓発を実施 清掃センター見学10回、イベント(環境まつりなど)20回、市民要望(出前講座・説明会など)15回		①環境対策課 (旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
30年度実績	<p>①環境対策課(旧ごみ対策課) 工場見学を計20回実施しました。 内訳:市内小学校10校948人・親子施設見学会6回20人 環境まつり4回78人</p> <p>次年度の取組:ごみ・資源物の処理の流れや焼却施設を見学することによって、子どもから大人までの世代でごみの減量や資源化の意識が高まるよう引き続き取り組んでいきます。</p> <p>②ごみ減量推進課 市民からの依頼により出前講座やごみ分別説明会などを実施。国分寺まつりや各公民館・地域センター等のイベントへの参加、減量・資源化の市の取組啓発を行いました。 イベント(環境まつりなど)34回 出前講座・説明会など3回 平成30年度は、市報でのごみの特集記事を平成29年度は2回だったのを3回に増やし、廃棄物減量等推進委員会より出される「ごみダイエットかわらばん」を平成29年度は2回だったのを3回に増やし、市民のごみの減量・資源化意識の向上を図りました。</p>					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(100)3R講座の開催※	市のごみの現状と処理について理解し、市民と行政が協働して地域のごみ問題を解決する3R講座を開催します。				3R講座修了者が廃棄物減量等推進委員となって、市と協働で地域のごみ問題の解決に向けて啓発活動に広く取り組んでいます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	3R講座の開催 全10講座開催参加者目標30名	3R講座の開催 全10講座開催参加者目標30名 検証及び見直し	3R講座の開催 全10講座開催参加者目標30名	→ 継続 →		ごみ減量推進課
30年度実績	ごみの現状、焼却施設や最終処分場の見学、分別体験、講演会、イベント参加などのプログラムを用意し、6回講座として開催。地域のごみ問題を解決するボランティアリーダーの育成を行いました。講座受講者24人、修了者22人、うち11人国分寺市廃棄物減量等推進委員を委嘱しました。国分寺市廃棄物減量等推進委員、自治会・町内会の方に直接ポストインで配布していただくようになり、平成29年度の実数よりは、増えました。					

※3R講座

・3RとはReduce（リデュース：減量する・ごみの発生抑制）、Reuse（リユース：再使用する）、Recycle（リサイクル：再資源化）の英語のRの頭文字を3つとった略語のことです。この講座は、市民を対象に市のごみの現状、リサイクルの現状と処理について理解し、市民と行政の役割分担を明確にし、ごみ減量のボランティアリーダー（廃棄物減量等推進委員）を要請するために実施しています。

取組	内 容				4年後のイメージ	
(101)清掃センターの見学受入	社会科見学、夏休み親子見学会や環境まつりなどにおいて、ごみの発生から中間処理、最終処分までの過程を講義するとともに、焼却施設などを見学することで、ごみの排出抑制、減量化・資源化を考える機会を提供します。				ごみ・資源物の処理の流れや焼却施設を見学することによって、子どもから大人までの世代でごみの減量や資源化の意識が高まっています。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	夏休み親子見学会・環境まつりでの見学会の実施6回以上	→ 継続 →				環境対策課 (旧ごみ対策課)
30年度実績	工場見学を計10回実施しました。 内訳：親子施設見学会6回20人 環境まつり4回78人 次年度の取組：ごみ・資源物の処理の流れや焼却施設を見学することによって、子どもから大人までの世代でごみの減量や資源化の意識が高まるよう引き続き取り組んでいきます。					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(102)清掃センターの見学実施	小学3～4年に実施する、「わたしたちの国分寺」という授業の中で、ごみの流れを取り上げ、清掃センターの見学を実施します。				ごみ分別、ごみの減量に対する正しい理解と行動がとれる児童を育て、ひいては、自然環境への関心を育みます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	小学校全10校で実施(単年)	→ 継続 →				学校指導課
30年度実績	小学校4年生の社会科授業において、社会科副読本「わたしたちの国分寺」にある「くらしとごみ」の単元で、ごみの分別や処理方法などについて学びました。また、清掃センターを見学し、環境意識の向上を図りました。					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(103)全庁的な取組の実施	「環境基本計画実施計画」、「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」、「グリーン購入基本方針」を柱に、庁内イントラネット、ポスター掲示、職員研修などを通して環境配慮に関する情報を共有し、全庁的な取組を進めます。				ポスターの掲示や庁内イントラネットによる啓発を行うことで、職員の環境意識を向上することができます。	
	年度別指標	H29 ポスターや庁内イントラネットの活用による職員への啓発 新任研修での啓発	H30	H31	H32	担当課 まちづくり計画課 (旧環境計画課)
30年度実績	<p>市報(1日・15日号)の最下部の帯に、環境への配慮や取組みの掲載とともに、国などが定める、「環境月間」や「生物多様性の日」「地球温暖化防月間」などに合わせて記事を掲載及び庁内掲示板へ温暖化防止やグリーン購入等に関するポスターを掲示することで環境に関する情報にふれる機会を増やしました。</p> <p>また、新入職員研修(約18人)において、市の環境施策等について説明し周知を図りました。</p> <p>次年度の取組:環境への配慮や取組みを、庁内イントラネット及び庁内掲示板でのポスター掲示を通じて毎月広報することで、省エネなどの行動につながるため、今後も継続します。</p>					



平成30年度6月ポスター


重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	8	環境負荷の少ないライフスタイルの促進	地球環境 環境教育・環境学習
背景・目的	<p>地域全体でエネルギーや二酸化炭素(CO₂)を抑制するためには、節電・省エネルギーの推進に欠かせず、住宅・建築物や都市、交通などをエネルギーやCO₂排出の少ないものへと変えていくまちづくりが求められています。</p> <p>東日本大震災を契機に、節電や省エネルギーに対する市民の意識が高まっていることから、こうした機運をとらえ、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素(CO₂)をはじめとした温室効果ガスの排出抑制と、エネルギー利用効率のよい環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。日常的に温室効果ガスの発生やエネルギーの無駄な消費を抑えるとともに、家庭や事業所でも取り組める方策として、太陽光発電、太陽熱利用システム、コージェネレーション[※]、蓄電装置などの積極的活用や、省エネルギー型の製品への転換などを進めることも重要になっています。</p>		

※コージェネレーション

・熱と電力を同時に供給する、熱電供給システムのことです。電力と排熱の両方を有効利用することで省エネルギーと二酸化炭素(CO₂)排出量の削減ができます。

施策の方向	4-2 省エネルギー・省資源の促進	
通番	39	主な施策 省エネルギー・省資源行動の促進
目的	<p>家庭におけるエネルギー使用量、二酸化炭素排出量を月1回記録することで、省エネルギーの意識を高める手段としての「環境家計簿」を普及拡大するとともに、市報やホームページなどを通じて、家庭や事業所等における具体的な節電対策、省エネルギー機器に関する情報など、省エネルギー・省資源に関する情報提供を行います。</p>	

※通番39に関連する取組番号(38)環境保全に関するPRは、P43に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

取組	内容				4年後のイメージ	
(84)環境家計簿の普及啓発	市民の省エネルギー・省資源などの意識を高める手段として、環境家計簿の普及啓発を推進します。				環境家計簿モニターを実施することで、環境家計簿をつけるきっかけを作ることができ、省エネルギー・省資源の取組が推進できます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	環境家計簿モニター制度の実施					まちづくり計画課 (旧環境計画課)
30年度実績	<p>夏期(7月～9月)・冬期(12月～2月)の2回環境家計簿モニターを募集しました。</p> <p>夏期 25世帯 うち前年比二酸化炭素排出量削減世帯 7世帯 冬期 24世帯 うち前年比二酸化炭素排出量削減世帯 15世帯</p> <p>希望者には家電製品の使用電力が計測できるワットモニターを無料貸し出ししました。</p> <p>市報(年2回)・HP・環境ひろばニュース(環境ひろば広報紙)及びツイッターなどでモニター募集を呼びかけ、ポスター及びチラシを作成し、公共施設への配架や国分寺駅南北自由通路内掲示板と、ぶんバス車内へポスター掲示(全ルート)、cocobunjiプラザ電子掲示板および市民課電子掲示板への掲示を行いました。</p> <p>国分寺まつりや環境まつりでは、省エネ行動につながるよう、家庭における省エネのヒントが掲載されたリーフレット(やってみよう!冬の省エネ:東京都環境局)を配布(約500部)しました。</p> <p>次年度の取組:環境家計簿に登録した市民から寄せられる感想や省エネに関する取組みなどから、省エネに対する意識の向上を読み取ることができます。これらの感想や取組みについて広報することにより省エネに対する意識を高め、多くの世帯に参加して頂けるよう引き続き実施していきます。</p>					

施策の方向	4-3 再生可能エネルギー [※] の導入・創エネルギー [※] の推進	
通 番	40	主な施策 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進
目 的	新たに公共施設を整備する際は太陽光などの再生可能エネルギーの導入を図ります。 家庭においては、太陽光発電機器や燃料電池コージェネレーション機器などの設置費用の一部を助成することで、再生可能エネルギーの導入・創エネルギーを推進し、エネルギーの有効利用、地球温暖化対策を進めます。	

※再生可能エネルギー

・石炭や石油などの化石燃料によらず、持続的に利用することができる太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどを利用するエネルギーの総称のことをいいます。

※創エネルギー

・東日本大震災以降、震災時における自立電源として、太陽光や風力などの再生可能エネルギー、家庭用燃料電池コージェネレーション（熱電供給）機器などが注目されています。本計画では上記機器から発電されるエネルギーを創エネルギーと呼びます。

取 組	内 容			4年後のイメージ		
(85)公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入	公共施設の新設・大規模改修に際して、再生可能エネルギー・創エネルギー機器の設置を推進します			公共施設に再生可能エネルギー・創エネルギー機器を設置することでエネルギーの有効利用を進めることができます。		
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担 当 課
	公共施設の新設・大規模改修の際に実施	→ 継続 →				まちづくり計画課 (旧環境計画課)
30年度実績	<p>再生可能エネルギー・創エネルギー機器の導入はありませんでした。 国分寺駅北口自転車駐車場の改修工事に当たり、環境への配慮を検討し、LED照明を採用することとしました。 平成30年度は、施設の新設や改修時に省エネルギー機器の導入等について検討を行うためのチェックシートである「環境配慮チェックシート」の一部を変更し、施設の新設や改修時に環境配慮への協議方法等運用改善を図りました。</p> <p>次年度の取組：公共施設の新設・改修の際には、省エネ機器の導入がしやすい機会となるため、省エネ機器導入にあわせ、雨水浸透や敷地内緑化なども実施できるよう担当課と調整します。</p>					

取 組	内 容			4年後のイメージ		
(86)住宅用太陽光発電機器等設置助成 [※]	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減、省資源・省エネルギーの推進のため、家庭向けの創エネルギー機器設置費用の一部を助成します。			家庭における太陽光発電等の再生可能エネルギーや創エネルギー機器の導入によって、温室効果ガス(CO ₂ 換算)排出量の削減を行うことができます。		
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担 当 課
	太陽光発電機器・燃料電池・ガス発電給湯器の設置助成実施	→ 継続 →				まちづくり計画課 (旧環境計画課)

30年度 実績	<p>二酸化炭素の排出削減、自立した電源の確保を目的として、住宅用太陽光発電機器等設置について助成をしました。申請件数 156件 交付決定件数 156件(延832件) (内訳) 太陽光発電機器 43件(延326件) 燃料電池コージェネレーション機器(エネファーム) 102件(延506件) 太陽光・燃料電池の併用11件 市報やHPのほか、国分寺まつりや環境まつりなどで制度案内のチラシを配布するなどPRを行い利用促進を図りました。</p> <p>次年度の取組:家庭での創エネルギー機器の設置は、地球温暖化防止対策として有効な取組であるため、継続していきます。</p> <p>(参考:29年度 申請件数127件 交付確定件数122件 中止5件 太陽光発電機器27件 燃料電池コージェネレーション機器(エネファーム)101件 ●太陽光・燃料電池の併用6件 ガス発電給湯器0件</p>
------------	---

※国分寺市住宅用太陽光発電機器等設置助成

・二酸化炭素の排出削減、自立電源の確保を目的として、自家消費用として新たに太陽光発電機器、燃料電池コージェネレーション機器を設置する住宅の所有者に助成金の交付を行います。

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	8	環境負荷の少ないライフスタイルの促進	地球環境 環境教育・環境学習

施策の方向	5-1 環境教育・環境学習の推進		
通番	44	主な施策	
		多様な主体による環境教育・環境学習の推進	
目的	<p>小中学校、公民館、地域センターなどを環境教育・環境学習の拠点施設として、市民、事業者等、学校や市などの多様な主体による講座や学習会を開催するなど、環境教育・環境学習を推進します。 また、市職員においては、環境教育・環境学習に関する講座や研修会などに積極的に参加し、環境意識の向上を図ります。</p>		

※通番44に関連する取組番号(96)～(103)は、P55～P58に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

(96)公民館における「環境教育・環境学習」の推進・(97)環境に関する啓発活動・(98)環境学習の実施・支援・(99)環境学習・啓発活動体制の推進・(100)3R講座の開催・(101)清掃センターの見学受入・(102)清掃センターの見学実施・(103)全庁的な取組の実施

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	8	環境負荷の少ないライフスタイルの促進	地球環境 環境教育・環境学習

施策の方向	5-1 環境教育・環境学習の推進		
通番	46	主な施策	
		環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	
目的	<p>環境に関するイベントや講座の開催、環境関連図書の設定、環境施策の取組状況などを示した「環境報告書」の公開など、環境学習に関する情報提供を進めます。 また、市民や学校などと連携しながら、子どもだけでなく大人にも有効な学習教材やプログラムづくりを進めます。</p>		

※通番46に関連する取組番号(38)環境保全に関するPRは、P43に取組・実績等を記載していますのでご参照

取組番号(98)環境学習の実施・支援は、P56に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	9	環境面における参加と協働による地域の活性化の推進	環境教育・環境学習
背景・目的	<p>環境負荷の少ない持続可能な社会を次世代の子どもたちへ継承していくためには、一人ひとり、各事業所が環境に配慮した行動を実践し、広く展開していくことが重要です。</p> <p>また、公民館や自治会、町内会などで地域のお祭りや懇談会、クリーン運動、地域の学校づくりなどの中に環境教育・学習を取り入れることで、自然なかたちで省エネルギーや省資源、ごみ減量などの意識が高まり、地域社会のつながりやふれあいを深めながら環境面の活動の推進も図ることができます。</p> <p>このように、地域での環境面における参加と協働の機会を通じ、地域への関心・理解を深め、課題解決の実践・体験を基本とする環境教育・環境学習を展開していきます。</p>		
施策の方向	5-2 人づくり, 仕組みづくり		
通番	48	<p style="text-align: center;">主な施策</p> 環境教育・環境学習の機会の促進	
目的	環境に関する意見交換会を行う場である「環境ひろば」の活動、地域の課題を地域で考える「地域・団体交流会」の開催、地域住民の環境学習会へのアドバイザーの派遣など、市民、事業者等、市が協働して環境教育・環境学習を促進します。		

取組	内容				4年後のイメージ	
(68)地域づくり	コミュニティの活性化・地域福祉の充実を図ります。				多くの市民による参加と協働が推進され、地域コミュニティが活性化します。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	地域・団体交流会等の実施 自治会町内会連絡会の実施(年3回)					協働コミュニティ課
30年度実績	<p>自治会・町内会の会長間の懇談、地域の課題の共有化、市から地域に対する有用な情報提供を行うため、自治会・町内会連絡会を年3回(各2日間、第3回は1日間)実施し、合計177団体、206人の自治会長・町内会長が参加しました。</p> <p>また、団体間の交流を主目的とした「こらぼdeサロン」を年2回開催し、合計15団体、57人が参加したほか、新たに団体向け講座を年2回実施し、合計18団体、38人の参加をいただいております。団体間の交流や市民活動の活性化を図ることができました。</p> <p>次年度の取組: 団体交流会等の実施、自治会町内会連絡会の実施(年3回)します。</p>					

※通番48に関連する取組番号(98)環境学習の実施・支援は、P56に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

取組	内容				4年後のイメージ	
(109)環境ひろばの開催	環境ひろばを開催し、市民、事業者等、市の環境に関する意見交換を行い、環境学習を促進します。また環境シンポジウムを開催するなど、市民や事業者等への啓発活動を推進します。				環境ひろばを通じて、市民・事業者等・市の環境に関する意見交換が図られ、環境教育・環境学習の機会の促進が図られます。	
平成27年度環境シンポジウムの参加者満足度83%	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	環境ひろばの開催 環境シンポジウムの開催	環境ひろばの開催 環境シンポジウムの開催 (参加者の満足度86%)	環境ひろばの開催 環境シンポジウムの開催	環境ひろばの開催 環境シンポジウムの開催	環境ひろばの開催 環境シンポジウムの開催 (参加者の満足度88%)	まちづくり計画課 (旧環境計画課)

30年度 実績	<p>毎月、第3日曜日(午前)に環境ひろばを開催し、環境に関する意見交換等を行いました。 開催回数:12回/年 参加人数:136人/年 第14回国分寺市環境シンポジウム 開催日:平成31年2月2日(土)会場:リオンホール テーマ:「国分寺の樹木・樹林地を考える～みどりあふれるまちを目指して～」 講師:福嶋司さん(東京農工大学名誉教授) 講演テーマ:『国分寺の樹木・樹林地を考える～人と自然が共生するまち～』 参加者満足度90.7% 来場者数121人 アンケート回収枚数86枚</p> <p>次年度の取組:環境について、市民・事業者・市が一堂に会して自由に意見交換をする場は重要であり、今後も継続して開催し、イベントなどでの啓発活動を含め、市民や事業者への環境意識の向上を図っていきます。 また、環境ひろばの運営方法については、効率的かつ効果的な手法を検討するとともに、より多くの市民や事業者の参加を促す手法を検討していきます。</p>
------------	--

施策の方向	5-2 人づくり, 仕組みづくり
通番	49 主な施策
目的	地域リーダーの育成, ネットワーク化の支援
目的	わんぱく学校 [※] などを通じて、人とのかかわりを大切にした豊かな地域づくりを担う青少年地域リーダーの育成を進めるとともに、環境教育・環境学習に取り組んでいる環境団体の連携、ネットワークづくりを支援します。

※わんぱく学校

・体験学習や仲間との交流を通して、子どもたちの感受性・人間性を伸ばし、青少年リーダーとしての資質を育てることを目的に野外活動・ボランティア活動・体験学習を実施しています。

※通番49に関連する取組番号(98)環境学習の実施・支援は、P56に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。




環境シンポジウム（基調講演）

取組	内 容			4年後のイメージ	
(110)青少年地域リーダーの育成	豊かな地域づくり・活性化のため、お年寄りから子どもまでの橋渡し役を担う青少年を育成します。			青少年地域リーダー講習会※受講者を中心に、中学生、高校生が地域の事業の運営に係わっています。	
	年度別指標	H29 青少年地域リーダー講習会参加人数20人(単年)5回実施	H30	H31	H32
30年度実績	<p>開催計画回数6回 実施回数6回 参加人数7人 5月6日 ひかりプラザにて開講式の後、青少年リーダー初心者講習を行いました。 5月13日 都立野川公園にてわんぱく学校のレクリエーションを実施しました。 6月3日 国営昭和記念公園にてわんぱく学校のウォークラリーでブースの1つを担当し、運営しました。 7月28日～30日 静岡県立朝霧野外活動センターにてわんぱく学校を実行する青少年委員を補佐し、青少年地域リーダーの役割を実践的に学びました。 10月28日 市立第一中学校にて中央地区まつりに参加「世界に一つだけのしおりをつくろう」ブース出展をしました。 11月10日 市民スポーツセンターにて障害者運動会・お楽しみ会のボランティア体験を行いました。また、閉講式にて活動の振り返りを行いました。</p> <p>次年度の取組:開催回数は目標を達成しているため、参加人数増加を目指し、小学5、6年生を対象とした「わんぱく学校」とのコラボによるプログラムの充実を図ります。 (参考:29年度 参加者・修了者5人 5回実施)</p>				

※青少年地域リーダー講習会

・子どもからお年寄りまでの橋渡し役となり、豊かな地域づくりに貢献できる青少年を育成するため、中学生・高校生を対象に、次世代の地域リーダー育成の講習会を実施しています。

取組	内 容			4年後のイメージ	
(111)わんぱく学校	わんぱく学校の活動の中で地域の美化・環境活動などに参加します。			わんぱく学校を通じて、児童や生徒が体験学習や人との交流を経験することで、国分寺市を理解する機会を与え、郷土愛が育っています。	
	年度別指標	H29 参加者40人(単年)野外活動、ボランティア活動、クリーン運動など11回実施	H30	H31	H32
30年度実績	<p>開催回数11回 参加人数37人 4月に開校式を行い、月に1回程度開催しました。 都立野川公園での火起こし実習やキャンプ基礎講座を経て、7月に静岡県朝霧高原でのキャンプを実施しました。また、友好都市である長野県飯山市にて自然体験、農業体験、田舎暮らし体験等を行いました。 キャンプや田舎暮らし等を体験することにより、無駄のない食材の使い方や薪を使うことで電力との違いを学ぶなど、省エネルギーや省資源の必要性について学ぶことができました。 次年度の取組:29年度は開催数が10回となっていたため、11回で企画します。また、参加2年目のわんぱく生が申込みすることを想定し、1年目と同じプログラムとしないよう配慮します。 (参考:29年度 10回 参加者30人)</p>				

取組	内 容					4年後のイメージ	
(112)まちづくりセンターの運営	まちづくり条例に基づく「まちづくりセンター」の事業を実施し、都市計画・まちづくりに関する講座や相談会の実施のほか、「まちづくり協議会設立」「まちづくり計画策定」の支援などを行うことで、市民主体のまちづくりを推進します。					まちづくりセンター事業を実施することで、市民主体及び市との協働まちづくりの促進が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担 当 課	
		まちづくりセンター事業の実施 (都市計画・まちづくりに関する講座・相談会、まちづくり協議会設立などの支援)					まちづくり推進課
30年度実績	<p>まちづくりセンター事業については、社会状況や市民ニーズの変化を踏まえ、平成30年度は、業務内容を大幅に見直すこととし、検討の結果、平成31年度よりあらたに「まちのデザインセンター」として出発することしました。</p> <p>協働事業についても、人材育成や活動支援、ネットワークづくりに特化した内容とし、市民活動団体の募集を行い、団体の応募を経て平成31年度より事業実施の運びとなりました。</p> <p>市民主体のまちづくりの支援は、国分寺高校東通り周辺地区交通安全まちづくり協議会へ8回、本多地域まちづくり協議会へ6回出席し、助言等を行いました。</p>						



まちづくりオープンハウスの様子

(参考)第4章具体的施策の見方

環境分野と基本方針

【自然環境】基本方針:緑と水が調和した潤いのあるまち

1-1 緑と水のネットワークの形成 施策の方向

重点プロジェクトとの関係

重点プロジェクトとの関係	I 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進	
通番	1	主な施策 拠点となる緑や水辺の保全・整備
目的	国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地、お鷹の道・真姿の池湧水群、 <small>（注）</small> の保全・維持管理を進めます。 また、国3・2・8号線や野川整備事業、都市計画道路などの整備にあたっては、連続性のある新たな緑の創出を図り、沿道及び周辺の緑、水辺とのネットワークの形成を図ります。	

関連する主な施策

●拠点となる緑や水辺の保全・整備

第3章の重点プロジェクトの中で既に掲載された取組については紙面の都合上、年度別指標や実績を省略しています。取組の横にある重点プロジェクトの参照ページ

取組	重点プロジェクト1 (P●参照)	担当課	ふるさと文化財課
	(1)真姿の池湧水群の保全・維持管理		
取組内容	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。		

環境基本計画実施計画(中期)における具体的施策の取組番号・取組名・内容

中期の実施計画期間の平成29年度から平成32年度までの取組指標です。指標について数値化が可能なものは数値化しています。

各取組の4年後(平成32年度まで)の成果イメージを記載しています。

取	内 容				4年後のイメージ	
(8)保存樹木・保存樹林地の指定 保存樹林地19件, 保存樹木325件(予定)	貴重な樹木などについては、「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき、所有者の同意を得て保存樹木などの指定を行い、保全します。				緑保全を推進し、市民の緑化意識の向上が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担 当 課
保存樹林地19件, 保存樹木325件(予定)		保存樹木などの指定継続 広報活動としてHPでの呼びかけ 年1回以上				緑と建築課
29年度実績	保存樹林地の指定19箇所(25910.41㎡)継続 保存樹木の指定319件 HPの呼びかけ				ぎ「国分寺から、保存樹	

年度ごとの取組内容・目標について記載しています。

年度別指標に対しての実績について記載しています。また、取組内容等に変更がある場合や実績に対して次年度以降での取組等について記載しています。

第4章 具体的施策【平成30年度実績】



【自然環境】基本方針1：緑と水が調和した潤いのあるまち

1-1 緑と水のネットワークの形成

重点プロジェクトとの関係	I 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進		
通 番	1	主 な 施 策	
目 的	拠点となる緑や水辺の保全・整備 国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地、お鷹の道・真姿の池湧水群、姿見の池などの拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理を進めます。 また、国3・2・8号線や野川整備事業、都市計画道路などの整備にあたっては、連続性のある新たな緑の創出を図り、沿道及び周辺の緑、水辺とのネットワークの形成を図ります。		

取組	重点プロジェクト1(P20参照)	担当課	ふるさと文化財課
	(1)真姿の池湧水群の保全・維持管理		
取組内容	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。		

取組	重点プロジェクト1(P21参照)	担当課	①まちづくり推進課 ②緑と建築課
	(2)国分寺崖線の保全		
取組内容	国分寺崖線の区域内での開発事業では、まちづくり条例による整備基準に基づき、敷地内の緑地などを開発区域外の緑地などと連続する配置となるように指導します。		

取組	重点プロジェクト1(P22参照)	担当課	緑と建築課
	(3)湧水及び地下水の保全・活用		
取組内容	「湧水及び地下水の保全に関する条例」に基づき、保全に努めます。また、湧水に関するイベントを実施し、湧水地を活用します。		

取組	重点プロジェクト1(P22参照)	担当課	緑と建築課
	(4)エックス山等市民協議会との協働による緑地保全		
取組内容	エックス山等市民協議会と意見交換を行いながら、西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全と若返りを推進します。		

取組	重点プロジェクト1(P22参照)	担当課	緑と建築課
	(5)市民団体との協働による緑地や用水路の維持管理		
取組内容	姿見の池緑地や砂川用水路などの緑地や用水路の適正な維持管理を市民団体と協働で行います。		

取組	重点プロジェクト1(P23参照)	担当課	まちづくり計画課(旧都市企画課)
	(6)緑のネットワークの創造		
取組内容	都市計画道路3・2・8号線の環境施設帯や国3・4・6号線の街路樹などの緑をつなげて、緑のネットワークを創造します。		



西恋ヶ窪緑地(通称:エクス山)



姿見の池緑地

1-2 緑の保全

重点プロジェクトとの関係		—
通番	2	主な施策 樹林地などの適切な維持管理
目的	市内の公有化した樹林地や、街路樹などの緑は、防犯面や景観面等から、適切に維持管理を行います。保存指定樹林地については、所有者に適切な維持管理の協力を依頼します。	

取組	内容				4年後のイメージ	
(7)緑地の保全	樹林地や崖線緑地の適切な維持管理を行います。				安全・安心で隣地状況等に配慮した適正な管理が図られた緑地保全ができます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課 緑と建築課
		樹林地6箇所(はけ通り樹林地・平兵衛樹林地他)及び崖線緑地6箇所(国分寺崖線緑地の西町地域、東元町地域の一部他)のせん定、伐採、除草など	→ 継続 →			
30年度実績	はけ通り樹林地・平兵衛樹林地、日吉町開放樹林地、西町たいない堀緑地、西恋ヶ窪緑地、恋ヶ窪樹林地の樹木せん定、伐採、草刈等を実施しました。(6箇所) 国分寺崖線緑地保全地域(東元町、西元町、泉町、西町4丁目、西町5丁目、西恋ヶ窪1丁目)の一部のせん定、伐採、草刈等を実施しました。(6箇所)					
	次年度の取組:樹林地及び国分寺崖線緑地保全地域の樹木、植生管理を適切に行います。					

重点プロジェクトとの関係		—
通番	3	主な施策 保存樹木等の指定
目的	既存の保存樹木・保存指定樹林地については、引き続き「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき継続指定します。 また、市内に残る貴重な樹木については、所有者の同意を得ながら、保存樹木の追加指定を行います。	

取組	内容			4年後のイメージ		
(8)保存樹木・保存樹林地 [*] の指定	貴重な樹木などについては、「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき、所有者の同意を得て保存樹木などの指定を行い、保全します。			緑保全を推進し、市民の緑化意識の向上が図られます。		
保存樹林地19件、保存樹木325件(予定)	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	保存樹木などの指定継続 広報活動としてHPでの呼びかけ 年1回以上	→ 継続 →				緑と建築課
30年度実績	保存樹林地の指定19箇所(25,910.41㎡)を継続しました。 保存樹木の指定321本を継続(新規7本、解除2本)しました。 HPのほか、自治会・町内会への広報を1回実施しました。 次年度の取組:既存の保存樹木・保存樹林地については、引き続き「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき継続指定します。 また、市内に残る貴重な樹木については、所有者の同意を得ながら、保存樹木の追加指定を行います。					

***保存樹木・保存樹林地**

・所有者の同意のもと、都市の美観風致を維持するため、市が保存の必要があると認めて指定した樹木または樹林地のことです。「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき、市は保存樹木に対する奨励金や補助金を交付し、所有者には、樹木せん定等の適切な維持管理に努める義務が生じます。

重点プロジェクトとの関係		6 歴史的景観や文化財の保全・活用
通番	4	主な施策 公園・緑地の整備
目的	国指定史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備や、都市計画公園・都市計画緑地の整備を進めます。 また、一定規模以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、子どもの遊び場、地域住民の憩いの場として身近な公園の設置を促進します。	

取組	重点プロジェクト6(P47参照)	担当課	ふるさと文化財課
取組内容	(9)歴史公園の整備 「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡保存管理計画」等に基づき、史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備を進めます。		

取組	重点プロジェクト6(P47参照)	担当課	緑と建築課
取組内容	(10)開発事業に伴う提供公園整備の促進 一定規模(3,000㎡)以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき身近な公園(開発区域 [*] の6%以上の面積、国分寺崖線区域の場合は8%以上の面積を確保)の設置の整備を促進します。		

***開発区域**

・開発事業に係る土地の区域のことで、土地利用を行う範囲を指します。

取組	重点プロジェクト6(P48参照)	担当課	緑と建築課
	(11)都市計画公園・緑地の新規指定		
取組内容	新たな都市公園の整備については、必要に応じて都市計画公園・緑地に指定し、整備を進めます。		

重点プロジェクトとの関係	I 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進		
通番	5	主な施策	
	協働による維持管理		
目的	エクス山等市民協議会による維持管理作業、地域住民や市民活動団体による公園清掃などの「公園サポート事業」など、市民主体の緑のまちづくり活動を促進し、協働による維持管理を進めます。		

取組	重点プロジェクト1(P22参照)	担当課	緑と建築課
	(4)エクス山等市民協議会との協働による緑地保全		
取組内容	エクス山等市民協議会と意見交換を行いながら、西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全と若返りを推進します。		

取組	重点プロジェクト1(P24参照)	担当課	緑と建築課
	(12)近隣住民による公園の維持管理 累計26団体, 33公園(予定)		
取組内容	エクス山等市民協議会による維持管理作業、地域住民や市民活動団体による公園清掃などの「公園サポート事業」など、市民主体の緑のまちづくり活動を促進し、協働による維持管理を進めます。		



1-3 まちなかの緑化

重点プロジェクトとの関係	—	
通 番	6	主な施策 公共施設の緑化
目 的	市庁舎や公民館などの公共施設はまちなかの拠点施設であり、こうした施設においては、草花や樹木などの植栽、屋上緑化や壁面緑化を進めるとともに、小中学校においては校庭芝生化やビオトープ整備など、公共施設の緑化の検討を進めます。	

取 組	内 容				4年後のイメージ	
(13)協働による緑化	市民と協働し公民館敷地内の緑化を行います。				協働による緑化(グリーンカーテンなど季節の植栽)が行われ、公民館敷地内の植栽が増えています。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担 当 課
	協働による緑化の実施4館以上	→ 継続				公民館課
30年度実績	<p>【本多公民館】 自主グループの解散に伴い、メンバーだった市民有志が月一程度花壇等の維持を行い、美観の確保に努めました。</p> <p>【恋ヶ窪公民館】 赤米栽培後のプランターを活用し、パンジーやチューリップを栽培し、館内の美観の確保に努めました。</p> <p>【光公民館】 公民館職員が、プランターでゴーヤのグリーンカーテンを作成しましたが、猛暑で十分に生育することができませんでした。</p> <p>【もとまち公民館】 自主グループ「みどりとゆびの会」の協力で、毎月1回程度、公民館周辺の花壇等の維持を行い、敷地内の緑化と美観の確保に努めました。</p> <p>公民館職員がゴーヤの緑のカーテンを作成しましたが、猛暑のため枯れてしまいました。</p> <p>【並木公民館】 公民館主催事業「くぬぎ教室」で「農業体験講座」参加者の協力のもと「くぬぎ教室参加者」によるミニ農園「くぬぎファーム」ジャガイモの植え付けを行ったほか、「農業体験講座」参加者の方には、建物次年度の取組:すでに協働による緑化について実施している3館(本多・もとまち・並木)については、継続した取組を行います。</p> <p>光公民館では、現在行っている緑化活動を、市民と協力して行えるよう、事業等の企画を検討します。</p> <p>恋ヶ窪公民館では、中庭を活用した緑化の可能性について研究していきます。</p>					

取 組	内 容				4年後のイメージ	
(14)学校の緑化	東京都の苗木生産供給事業を活用して、小中学校の緑化を進めます。				東京都の苗木生産供給事業を活用して、継続的に小中学校の緑化することで、子どもたちが緑に触れる機会が広がります。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担 当 課
	サツキやツツジなどの苗木による緑化の実施5校以上	→ 継続				教育総務課
30年度実績	東京都の「苗木生産供給事業」においては、各小中学校へ希望調査を行ったが、基準に達しなかったため。苗木がもらえませんでした。 (参考:29年度 苗木45本 一小,五小,六小,七小,八小,一中 計6校)					


取組	内 容				4年後のイメージ	
(15)学校の緑化支援	緑の募金の交付金で小中学校に球根や苗などを配布し、学校の緑化を進めます。				多くの市民が集まる学校の緑化推進が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
		パンジー、チューリップなどの球根や苗などによる緑化の実施5校以上に配布	→ 継続 →			
30年度実績	緑の募金事業を利用して、市内の小中学校からの要望に基づき、チューリップ、パンジー、ビオラなどの球根や苗を9校に配布しました。 (参考:29年度 一小、五小、六小、七小、八小、一中、計6校)					

重点プロジェクトとの関係		—
通番	7	主な施策
目的	民有地の緑化 緑豊かなまちを形成するためには、樹林地や都市農地などのほかに、新たな緑の創出が必要となります。既存の住宅地では、防災面や景観面などから生け垣造成を促進するため、「生け垣造成補助金交付制度 [※] 」に基づき、その費用の一部を助成し、沿道緑化を図ります。また、開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、開発区域内の緑化を指導し、良質な緑の創出を促進します。その他、「市の花(さつき)」や国分寺ブランドの植木など緑に関する情報は、ホームページなどで普及啓発を行います。	

取組	内 容				4年後のイメージ	
(16)開発事業に伴う緑化の指導	開発事業においては、まちづくり条例による整備基準に基づき、緑化について指導します。また、大規模開発事業においては、良好な住環境が維持されるように、緑化協定や建築協定を誘導します。				まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化指導を行うことで、良質な緑の創出の促進が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
		まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化指導	→ 継続 →			
30年度実績	①まちづくり推進課 大規模開発事業はありませんでしたが、まちづくり条例に基づく開発事業30件に対し、敷地内緑化の配置等について指導を行いました。事業者による開発事業のため、目標数値の設定はできませんが、まちづくり条例第41条に係る開発事業については、整備基準に基づき、また土地利用の状況などを踏まえ、緑化の位置などについて事業者へ指導協議ができたと考えます。 ②緑と建築課 次年度の取組:開発事業における緑化指導によって、敷地内の緑化と共に、接道部についても緑の創出を図っています。引き続き市内の緑化を推進します。 ②(参考:29年度 70件指導)					

※生け垣造成補助金交付制度

・緑豊かな生活環境と災害時の安全性を確保するため、道路に面しているなどの一定条件を満たす場合に、生け垣を新設する際の費用の一部を補助する制度のことです。

取組	内 容				4年後のイメージ	
(17)市の花「さつき」の普及	HPなどにより市の花「さつき」の普及を図ります。				普及啓発活動によって、市の花を利用して緑化推進が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	HP、庁内外の出版物表紙に使用、開発区域内の緑化指導による普及					緑と建築課
30年度実績	まちづくり条例に基づく開発事業において、緑化指導の際に市の花「さつき」の使用を32件要請した結果21件が取り入れました。また、出版物に「さつき」を掲載し普及を図りました。					

1-4 水環境の保全・整備

重点プロジェクトとの関係		3 野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	
通 番	8	主 な 施 策	
		湧水・地下水の保全・活用	
目 的	湧水量の安定確保に向け湧水の涵養域にある樹林地を保全するとともに、お鷹の道・真姿の池湧水群等の湧水地、姿見の池を親水空間として活用し、地域資源としてPRします。また、湧水や地下水の水量、水質に関するモニタリングを実施します。		

取組	重点プロジェクト1 (P20参照)	担当課	ふるさと文化財課
	(1)真姿の池湧水群の保全・維持管理		
取組内容	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。		

取組	重点プロジェクト1 (P22参照)	担当課	緑と建築課
	(3)湧水及び地下水の保全・活用		
取組内容	「湧水及び地下水の保全に関する条例」に基づき、保全に努めます。また、湧水に関するイベントを実施し、湧水地を活用します。		

重点プロジェクトとの関係		3 野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	
通 番	9	主 な 施 策	
		用水路の保全・活用	
目 的	砂川用水や恋ヶ窪用水などの用水路については、適切な維持管理を行うとともに、親水性に配慮した整備を検討します。		

取組	重点プロジェクト3 (P35参照)	担当課	緑と建築課
	(18)用水路の親水化整備などの検討		
取組内容	砂川用水路や恋ヶ窪用水路等について、用水路の親水性の向上に配慮した整備等を検討します。		

重点プロジェクトとの関係		3 野川, 用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用
通 番	10	主 な 施 策 野川整備事業の促進
目 的	治水対策, 親水空間の創出や生態系に配慮した環境の整備, さらに防災の側面の環境形成を図るなど東京都と連携し協議を進め, 野川整備事業を促進します。 また, 東京都や野川流域の自治体などと連携を図りながら, 野川マップの作成などを通じて, 野川が市民にとって親しみのある川となるよう普及啓発を行います。	

取組	重点プロジェクト3 (P36参照)	担当課	緑と建築課
	(19)野川整備事業促進の要望・協議		
取組内容	東京都に対し, 治水・環境面などを考慮した河川整備について要望し, 協議を行います。		

取組	重点プロジェクト3 (P36参照)	担当課	緑と建築課
	(20)野川流域の自治体との連携		
取組内容	野川流域環境保全協議会に参加し, 野川やその周辺環境に関する情報収集や意見交換などを行います。		

重点プロジェクトとの関係		—
通 番	11	主 な 施 策 雨水浸透の促進
目 的	地下水の涵養を図るため, 道路の新設や改修においては, 歩道の透水性舗装 [*] などを推進します。 また, 公共施設では雨水浸透施設 [*] の設置を進めるとともに, 開発事業の設置義務を除き, 民有地では雨水浸透施設の設置協力を依頼します。	

取 組	内 容				4年後のイメージ	
(21)透水性舗装の推進	歩道改修・設置工事の際に, 歩道の透水性舗装を推進します。				歩行性の改善, 地下水涵養, 下水道施設への負荷低減が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担 当 課
		・道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施 ・都市計画道路国3・4・12, 国3・4・1	→ 継続 →			建設事業課 (旧道路と下水道課)
30年度実績	舗装補修工事の際に実施しました。(単年)417㎡ 市道幹16号線:108㎡(光町三丁目17番地先~高木町一丁目8番地先) 市道幹2号線:309㎡(東元町一丁目32番先~東元町二丁目13番先) 次年度の取組:当取組については, 道路新設改良事業及び街路事業において, 歩道等に関する工事を行う際に二次的に実施している取組であります。 歩道舗装等の打換えが必要な場合に, 引き続き, 透水性舗装を推進します。 (参考:29年度 幹9号線ほか計2路線の歩道 776㎡)					

***透水性舗装**

・道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して, 舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のことです。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため, 主に都市部の歩道に利用されています。

***雨水浸透施設**

・雨水を地下に浸透させるための装置・設備の総称で, 水害の防止や地下水の涵養に役立ちます。代表的なものとして, 雨水浸透ます, 雨水浸透トレンチ, 透水性舗装, 雨水浸透側溝があります。

市では公費で既存住宅の屋根雨水用の雨水浸透ますを設置しています(条件あり)。

取組	内 容				4年後のイメージ	
(22)雨水浸透施設の設置	雨水排出量の抑制、多摩川などへの汚濁負荷低減のため、一般住宅への雨水浸透施設の設置を依頼します。				雨水排出量の抑制、多摩川等の汚濁負荷の低減、地下水の涵養が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
		2,000基(単年)	→ 継続 →			下水道課 (旧道路と下水道課)
30年度実績	<p>平成30年度はぶんバスや市報、市役所内電光掲示板を用いて雨水浸透施設の広告記事を市民の方々に向けて掲載しました。また、市内イベントの際に雨水浸透施設設置のPRパンフレットを配布しました。国分寺市内全域において2,926基(単年)の雨水浸透ますを設置しました。</p> <p>(内訳) ①雨水浸透ます事業による設置70基、②公共施設への設置33基、③自費工事による設置2,823基 計2,926基 平成2年からの累計46,474基 (自費・公費・まちづくり条例による開発を含む)</p> <p>次年度の取組:前年度に引き続き、指標を達成できるよう尽力します。具体的な取組として、様々な媒体を通して雨水浸透施設の広告記事を掲載します。 ※平成29年度においては公共施設設置を自費扱いとしていましたが、建設環境委員会で指摘を受けたため、公共施設設置数を分類し、報告します。</p> <p>(参考:29年度 2,764基(単年) 累計43,548基)</p>					

1-5 都市農地の保全・活用

重点プロジェクトとの関係	1 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進 2 地産地消の推進による都市農業の支援
通 番	12 都市農地の保全・活用
目 的	都市農地の保全として、生産緑地地区への追加指定を行います。 また、都市農業の理解を深める一助として都市農地を活用しながら、農業体験農園の整備や農ウォーク、収穫体験などの農業体験の機会を提供します。

取組	重点プロジェクト2(P27参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧都市企画課)
	(23)生産緑地の追加指定 生産緑地指定件数・面積 平成28年度実績 累計256件 約127.62ha		
取組内容	農業と調和した都市環境の形成を図るため、生産緑地の追加指定を行います。		

取組	重点プロジェクト2(P28参照)	担当課	経済課
	(24)農業体験農園の支援		
取組内容	市民等が農業体験できる場として、農業体験農園の施設整備費及び自立支援への補助を行います。		

取組	重点プロジェクト2(P28参照)	担当課	経済課
	(25)市民農業大学		
取組内容	農業者の指導のもと、市民に野菜づくりの一連の作業を体験する場や植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学べる場を提供します。		

取組	重点プロジェクト2(P28参照)	担当課	経済課
	(26)農ウォーク		
取組内容	農業委員会他共催で「農ウォーク」を開催し、市民が地域の畑などを歩いてまわり、農にふれる場を作ります。		

取組	重点プロジェクト2(P29参照)	担当課	子ども子育て事業課
	(27)市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動		
取組内容	市内農園(保育園の近隣地など)での野菜掘り会、園庭での野菜作りを行うことにより、農とのふれあいを図ります。		

重点プロジェクトとの関係		—	
通番	13	主な施策 都市農業を支援する人材の育成	
目的	市民農業大学、援農ボランティア制度の推進により、都市農業を支援する人材を育成し、農業従事者へ派遣することによって農業経営の支援を進めます。		

取組	内容				4年後のイメージ	
(28)援農ボランティア推進事業	援農ボランティアを養成し、市内の農家に紹介します。				担い手不足の農家を支援することで、農業が継続できています。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課 経済課
		・市民農業大学受講生の中から援農ボランティアを養成 ・新たな援農ボランティア活動者5名以上	→ 継続 →			
30年度実績	市民農業大学において新規の援農ボランティア認定者を21人育成し、新たな援農ボランティア活動者を6名増員につなげました。 23戸の農家で83人の援農ボランティアが活動しました。 新規活動希望者向けの受入農家説明会を1回開催しました。 次年度の取組:農家の人手不足を手助けしたい市民に援農ボランティアとして活動してもらい、農家を支援してもらうために、今後も農業振興施策の一つとして事業は継続します。 (参考:29年度 援農ボランティア21人(累計749人) 23農家に90人のボランティアを派遣)					

重点プロジェクトとの関係		2 地産地消の推進による都市農業の支援	
通番	14	主な施策 地産地消の推進	
目的	地域で生産されたものを地域で消費することにより、新鮮な食材の消費、輸送面での環境負荷の軽減などにつながることから、給食食材への市内産農産物の活用、朝市や農業祭などのイベントの開催、直売所の設置の支援などにより、地産地消を進めます。 また、国分寺ブランドの育成・PRにより都市農業の振興を図ります。		

取組	重点プロジェクト2(P30参照)	担当課	学務課
	(29)給食への市内産農産物の活用		
取組内容	市内農家から野菜を購入し、児童に給食として提供します。		

取組	重点プロジェクト2(P31参照)	担当課	経済課
	(30)市内産食材を活かした食の普及		
取組内容	イベントなどで市内産の野菜等の情報や、レシピを紹介します。		

取組	重点プロジェクト2(P31参照)	担当課	経済課
	(31)販売網の強化の支援		
取組内容	生産者と流通側の連携により多様な出荷・販売体制づくりを支援します。		

取組	重点プロジェクト2(P31参照)	担当課	市政戦略室
	(32)国分寺ブランドの普及		
取組内容	市内観光や産業活性化のため、農産物や加工品などのブランド品を認定し、農業、商業の振興を図ります。		

取組	重点プロジェクト2(P32参照)	担当課	市政戦略室
	(33)飲食店等における地場野菜の活用促進		
取組内容	国分寺市内で生産された野菜を「こくベジ」と名付け、地場野菜のPRと、こくベジを使った食事メニュー「こくベジメニュー」のPRを行います。それにより、地場野菜の地産地消を進めるとともに、来訪者の消費を促し、交流人口の増加を図り、街の活性化につなげます。		

1-6 生き物の生息空間の保全

重点プロジェクトとの関係		1 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進
通番	15	主な施策 生き物の実態調査の実施
目的	多様な生き物の生息空間の保全に向けて、市民活動団体や教育・研究機関などの協力を得ながら、市内の動植物調査を実施し、指標生物となる動植物の生息状況に関するデータを収集し、活用していきます。	

取組	重点プロジェクト1(P25参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(34)動植物調査		
取組内容	平成32年度に予定している2回目の動植物調査に向けて情報を収集します。		

重点プロジェクトとの関係		—
通番	16	主な施策 外来生物対策
目的	外来生物の繁殖が既存の生態系に影響を与えることから、外来生物の放棄禁止の看板設置などの普及啓発を行い、地域内の在来生物を保全します。	

取組	内 容				4年後のイメージ	
(35)地域内の在来生物の保全及び外来生物対策	地域内の在来生物の保全のため、地域外生物の放棄禁止の看板設置などを行います。また、既存の生態系に対して脅威となりうる外来生物のうち、早急に対応すべき種についての取扱方針を定め対応します。				水辺や樹林地等において、看板設置するなどして、市民等に在来生物の生息域保全に関する周知をすることにより、地域内の在来生物保全が図れます。影響の大きい外来生物の防除を行うことで、既存の生態系が保全でき、在来種の保護を行うことができます。また、防除の結果が平成32年度予定の動植物調査にどういった影響を及ぼすかを測ることができます。	
	年度別指標	H29 看板設置等による外来生物の放棄禁止の啓発 外来生物の防除方針の検討 (可能であれば防除等の試み)	H30	H31	H32	担当課 ①まちづくり計画課(旧環境計画課) ②緑と建築課
30年度実績	<p>①まちづくり計画課(旧環境計画課) 9月16日、10月6日に姿見の池において、生物多様性保全のため、外来種であるアメリカザリガニの捕獲を親子向けに実施しました。 各回に講師(環境アドバイザー)を招き外来種が生態系に及ぼす被害についての講義、水辺に生息する生物についての観察や緊急対策外来種であるアカミガメ捕獲用「罠」の確認作業等を行いました。定員各回:40名 参加者数:80名 アメリカザリガニ捕獲数175匹(アカミガメの捕獲には至っておりません) なお、希少種保護に対する対策等の検討には至りませんでした。 次年度の取組:市民が参加できる形での「アメリカザリガニ捕獲大作戦」を継続しながら、アカミガメなど、捕獲対象を広げることで、外来生物の駆除及び放棄を減らすよう周知を図ります。</p> <p>②緑と建築課 まちづくり計画課の依頼に基づきアカミガメに関する看板設置により、外来生物の防除の啓発を実施しました。 次年度の取組:看板設置等による外来生物の放棄禁止の啓発をします。</p>					

重点プロジェクトとの関係		—
通 番	17	主 な 施 策 生き物とのふれあいの機会の創出
目 的	夏休み子ども自然教室をはじめ、自然観察会や体験活動などのイベントを開催し、生き物とふれあう機会を創出します。	

取組	重点プロジェクト1(P26参照)	担当課	①まちづくり計画課(旧環境計画課) ②緑と建築課
取組内容	(36)観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供 生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めるとともに、関係団体等と生物多様性保全に向けた調整を行います。		

重点プロジェクトとの関係		1 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進
通番	18	主な施策 生物多様性に対する理解促進
目的	生き物の種や個体差などの生物多様性の重要性や、日常生活とのつながりについて、身近な自然や生き物とのふれあいや、環境に配慮した物品の購入に関する情報の提供などを通じて、普及啓発と理解促進を図ります。	

取組	重点プロジェクト1 (P26参照)	担当課	①まちづくり計画課(旧環境計画課) ②緑と建築課
	(36)観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供		
取組内容	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めるとともに、関係団体等と生物多様性保全に向けた調整を行います。		

【生活環境】基本方針2:安全・安心に暮らせるまち

2-1 生活環境の確保

重点プロジェクトとの関係		—
通番	19	主な施策 低公害車の導入の推進・普及啓発
目的	庁用車の低公害車の導入を推進するとともに、市民や事業者等への低公害車に関する情報提供などの普及啓発を行います。	

取組	内容				4年後のイメージ	
(37)庁用車の低公害車への転換	庁用車を買替える際に低公害車を導入します。				低公害車導入によって、地球温暖化防止や燃料費の削減を図ることができます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	新車購入時に低公害車を導入					契約管財課
30年度実績	<p>平成30年度については、新たに、5台の庁用車を購入し、2台の車両登録を抹消した。 【新車購入】・交通対策課1台・下水道課1台・防災安全課1台・契約管財課2台（2台:電気自動車） 【廃車】・下水道課車両・防災安全課車両 庁用車95台中低公害車92台（低排出ガス87台ハイブリット車3台電気自動車2台）となり低公害車比率96.8%になった。 次年度の取組:新車購入時に環境負荷の少ない低公害車を導入します。 *ここでの低公害車はハイブリット車や電気自動車に限られたものではありません。 (参考:29年度 低公害車比率92% 91台のうち84台が低公害車)</p>					

取組	重点プロジェクト5 (P43参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(38)環境保全に関するPR		
取組内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。		

重点プロジェクトとの関係		—
通 番	20	主 な 施 策 規制・基準などに関する事業者等への指導
目 的	騒音規制法や振動規制法, 水質汚濁防止法, 東京都環境確保条例などの関係法令に基づき, 工場・指定作業場及び特定建設作業 [*] などの事業者等に対して指導を行います。 また, 市報などを通じて, 下水道の適正利用に関する普及啓発を進めます。	

取 組	内 容				4年後のイメージ	
(39)事業場への指導	事業者に「特定施設 [*] 」の届出書の提出を徹底させ, 建設工事に伴い発生する騒音及び振動の低減などに配慮するよう適切な指導を行います。				事業者に「特定施設」の届出書の提出を徹底させ, 建設工事に伴い発生する騒音及び振動の低減などに配慮するよう適切な指導を行います。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担 当 課
		事業者への指導				
30年度実績	騒音規制法, 振動規制法, 水質汚濁防止法, 東京都環境確保条例など関係法令に基づき, 届け出の必要な事業者に対して指導を行いました。 ①工場申請: 2件 ②指定作業場申請: 7件 ③特定施設申請: 6件 次年度の取組: 関係法令に基づき, 継続して実施します。 (参考: 29年度 23件)					


***特定建設作業**

・建設工事で行われる作業のうち, くい打機を使用する作業やバックホウ(*1)を使用する作業など, 著しい騒音・振動を発生する作業で, 騒音規制法及び振動規制法において政令で定める作業のことです。

(*1)バックホウ: 油圧ショベルと総称される建設機械のうち, ショベル(バケット)をオペレーター側向きに取付けた形態のことです。

***特定施設**

・騒音規制法では“工場又は事業場に設置される施設のうち, 著しい騒音を発生する施設”を, 水質汚濁防止法では“人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や排水を排出する施設”を特定施設と定めています。大気汚染防止法は特定施設に相当するものとして, ばい煙発生施設と粉じん発生施設をあげています。特定施設等を設置しようとするとき, 事前に都道府県知事に届け出なければなりません。

取 組	内 容				4年後のイメージ	
(40)建設工事への指導	事業者に「特定建設作業実施届出書」の提出を徹底させ, 近隣住民への事前説明, 低騒音・低振動型の機械の使用, 防音シートの設置など行うよう適切な指導を行います。				特定建設作業実施届出書の提出に基づく指導によって, 近隣住民への工事の事前説明が行われ, また低騒音・低振動型の機械の使用, 防音シートの設置などにより, 近隣住民の生活環境の確保が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担 当 課
		事業者への指導				
30年度実績	騒音規制法, 振動規制法, 東京都環境確保条例など関係法令に基づき, 事業者に対して指導を行いました。 次年度の取組: 関係法令に基づき届け出の必要な事業者に対して指導を行います。 (参考: 29年度 特定建設作業申請件数 50件)					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(41)単体ディスポーザ※の使用禁止	下水道管のつまりや破損の原因となるため、単体ディスポーザの使用禁止をPRします。				環境への負荷の低減をはじめ、汚水処理費の低減と下水道施設の維持管理費用の低減、下水道施設の延命が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	啓発活動 市報掲載1回・HP掲載 (単年)	→ 継続 →				下水道課 (旧道路と下水道課)
30年度実績	平成30年度は既存のHPを、市民の方々にもわかりやすい内容に更新し、啓発活動を行いました。HPは下記①～③について用語説明を増やし、記載内容を明確にしました。 ①ディスポーザには単体ディスポーザとディスポーザ排水処理システムの二つの方式があること。 ②単体ディスポーザは使用できないこと。 ③ディスポーザ排水処理システムは下水道協会の認証品など条件を満たしたものは使用できること。 次年度の取組:引き続き、指標を達成できるよう尽力します。市民の方々にわかりやすい記事の掲載を心掛けます。					

※単体ディスポーザ

・台所の排水口に設置し、調理くずを砕き、水と一緒に直接下水管へ流す装置のことです。

重点プロジェクトとの関係		—
通番	21	主な施策 悪臭の発生防止
目的	工場、飲食店などで臭気を発生する事業者等に対して、換気設備等の設置及び維持管理などの指導を行います。 また、東京都環境確保条例に基づき、野焼きや小型焼却炉の使用に関する指導を行います。	

取組	内 容				4年後のイメージ	
(42)事業者等への悪臭の発生抑制の指導	臭気を発生させている事業者に対して、脱臭装置などの設置を指導します。				事業者へ脱臭装置などの設置など指導することによって近隣住民への悪臭の発生が抑制されます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	事業者への指導の継続	→ 継続 →				環境対策課 (旧環境計画課)
30年度実績	工場、飲食店などで臭気を発生する事業者等に対して、換気設備等の設置及び維持管理などの指導を行います。→0件 次年度の取組:指導の必要な事業者に対して適宜実施します。 (参考:29年度 0件)					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(43)野焼き※の指導	東京都環境確保条例に基づき、野焼きや小型焼却炉の使用について適切に指導します。				野焼き行為の禁止(祭事など除き)を周知するとともに、野焼きの発生源者を指導することによって、市民からの相談や通報、苦情が減少します。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	発生源者への指導 野焼き禁止の広報市報掲載	→ 継続 →				環境対策課 (旧環境計画課)

30年度実績	野焼きについて、近隣住民から苦情の電話を受けた時、現場に急行し発生源者に対して野焼き行為を止めるよう指導を行いました。→22件 次年度の取組:引き続き事業者に対して必要に応じて指導します。 (参考:29年度 23件)
--------	--

***野焼き**

・適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを『野焼き』と言い、東京都の環境確保条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則として禁止されています。
・野焼きを行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺の方々に大変な迷惑となります。また、野焼きでは通常焼却温度が200℃～300℃程度にしかならないため、燃やすものによってはダイオキシンの発生原因になるとも言われています。

重点プロジェクトとの関係	—	
通番	22	主な施策 生活騒音・振動対策の推進
目的	生活騒音・振動に関する相談に対して、必要に応じて現地調査を実施し、規制基準を超過する場合は、発生源者に対する指導を行います。	

取組	内容				4年後のイメージ	
(44)事業者等への指導 (騒音発生の防止)	騒音を発生する設備を有する事業者に対して、防音対策などを指導します。				騒音の発生源者に対し、防音対策の指導などを行うことによって、市民からの相談や通報、苦情が減少します。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	事業者等への指導	→ 継続 →				環境対策課 (旧環境計画課)
30年度実績	苦情・相談を受けた際は、近隣住民に対して聞き取り調査を行い、状況確認をした上で発生源者に改善を促しました。→8件 次年度の取組:引き続き必要に応じて対応します。 (参考:29年度 5件)					

2-2 生活環境のモニタリング

重点プロジェクトとの関係	4安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	
通番	23	主な施策 大気や水質などの測定
目的	大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類(大気・土壌)やごみ焼却施設における排ガスなどについて継続的に測定し、環境に大きな影響を与える場合は必要に応じた対応を行います。	

取組	重点プロジェクト4(P38参照)	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)
取組内容	(45)大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類(大気・土壌)の定期的測定 定期的に大気、井戸水、河川水、道路沿いの騒音・振動、ダイオキシン類(大気・土壌)の測定を行い、その結果(概要)は環境報告書において公表します。		

取組	重点プロジェクト4(P39参照)	担当課	環境対策課 (旧ごみ対策課)
	(46)可燃ごみ焼却施設における排ガス、ダイオキシン類などの定期的測定		
取組内容	清掃センターの可燃ごみ焼却施設から発生する排ガスなどについて、公害物質除去のための薬剤処理を行うとともに、その効果について測定を行い、結果を公表します。		

重点プロジェクトとの関係		4安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	
通番	24	主な施策	
目的	空間放射線量などの測定		
目的	東日本大震災の影響を受けて、市民の安全・安心を確保するため、市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、公共施設における空間放射線量などを継続的に測定し、基準より高い数値が出た場合は除染するとともに、必要に応じて国や東京都などの関係機関との連携・調整等の対応を行います。また、市民に対しては、空間放射線量測定機器の貸出のほか、公共施設における空間放射線量測定結果の公表など、迅速な情報提供を行います。		

取組	重点プロジェクト4(P40参照)	担当課	①子ども子育て事業課 ②環境対策課(旧ごみ対策課) ③緑と建築課 ④教育総務課
	(47)空間放射線などの定期的測定		
取組内容	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、公共施設における空間放射線量及び清掃センターの焼却灰・排ガス、給食残さなどを原料とするたい肥などの放射性物質濃度を測定し、データを公表します。		

2-3 化学物質対策の推進

重点プロジェクトとの関係		4安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	
通番	25	主な施策	
目的	化学物質に関する情報の収集・提供		
目的	化学物質に関する情報を収集し、市民へわかりやすく情報提供を行います。また、合成洗剤や農薬などについては、過度の使用を控えるなどの普及啓発を行います。		

取組	重点プロジェクト4(P41参照)	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)
	(48)化学物質に関する情報の収集・提供		
取組内容	有害化学物質に関する情報を収集し、市民に提供するとともに、適正使用を啓発します。		

取組	重点プロジェクト4(P41参照)	担当課	環境対策課 (旧ごみ対策課)
	(49)清掃センター焼却炉の維持管理及び公害防止調査結果の公表		
取組内容	可燃ごみ焼却施設の点検整備及び集塵機のフィルターなどを定期的に交換し、ダイオキシン類などの発生の抑制に努めるとともに、排ガスなどの測定結果及び焼却炉の維持管理状況について情報提供を行います。		

重点プロジェクトとの関係		—
通 番	26	主な施策 化学物質に関する事業者への指導
目 的	東京都環境確保条例に基づき、対象事業者の届出により化学物質に関する使用量を把握するとともに、必要に応じて化学物質の適正な管理を指導します。	

取 組	内 容				4年後のイメージ	
(50)事業者等への指導	「東京都環境確保条例」に基づき、事業者等に対して化学物質に関する適正な管理を行うよう指導します。				対象事業者の届出により、特定化学物質の適正な管理状況を把握し、必要に応じた指導を行うことができます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担 当 課
	事業者等への指導	→ 継続 →				環境対策課 (旧環境計画課)
30年度実績	平成30年9月に適正管理化学物質を使用する工場・指定作業所(13社)に対して、使用量の報告を依頼し、集計結果を東京都環境局環境改善部に提出しました。 次年度の取組:届け出のある工場・指定作業所の適正管理化学物質の使用量を把握し、東京都に報告します。 (参考:29年度 13社)					

2-4 食の安全性の確保

重点プロジェクトとの関係		—
通 番	27	主な施策 食の安全性の情報提供
目 的	食の安全性について、国や東京都などの関係機関などから情報を収集するとともに、市民などに対して、情報提供を行います。	

取 組	内 容				4年後のイメージ	
(51)食に関する情報の提供	消費者に対し食の安全に関する情報提供を行い、啓発を行います。				消費者が食に関する正しい知識・情報を得ることにより、食生活の安心・安全が確保されます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担 当 課
	市報や市HPを通じた食の安全に関する必要な情報提供の実施	→ 継続 →				経済課
30年度実績	市ホームページに消費者庁等からの食の安全に関する情報のリンクを引き続き掲載することで、消費者に対し食の安全に関する情報提供を行い啓発を行いました。 次年度の取組:引き続き食の安全等に関する情報を提供することが食の安全についての啓発につながるため現状維持とします。					

重点プロジェクトとの関係		—
通 番	28	主な施策 食育※の推進
目 的	食に関する知識及び健全な食生活の実践などの普及啓発を図るため、講座や体験などを通して食育を進めます。	

取 組	内 容				4年後のイメージ	
(52)食育推進に関する事業連絡会	「食育推進計画(健康増進計画に含む)」に関する各事業と課題について、庁内関係機関と情報共有及び意見交換を行います。				「食育推進計画(健康増進計画に含む)」に関する各事業と課題について、情報共有及び意見交換を行い、その取組み方向に基づく事業が円滑に実施されます。	
	年度別指標	H29 各課で実施している食育推進事業と課題について情報共有年1回以上開催	H30	H31	H32	担当課 健康推進課
30年度実績	<p>いずみプラザにて2回開催しました。</p> <p>平成30年7月20日(金)参加人数10人(高齢福祉課, 子ども子育て事業課, 子育て相談室, 学務課, 公民館課, 健康推進課)</p> <p>平成31年1月25日(金)参加人数11人(高齢福祉課, 子ども子育て事業課, 子育て相談室, 学務課, 公民館課, 健康推進課)</p> <p>各課の食育事業について報告と情報共有を行いました。</p> <p>子育て相談室とプレパパプレママ講座の共催実施, JAとゆりかごこくぶんじ事業を, 前年度に引き続き継続実施をしています。</p> <p>次年度の取組:例年と同様に, 年2回, 開催を予定しています。内容としては, 各課より連携可能な事業・関係機関を提案いただき, 今後の事業について検討をする予定です。</p>					

※食育

食に関する知識及び健全な食生活の実践などの普及啓発を図るため、講座や体験などを通して食育を進めます。

取 組	内 容				4年後のイメージ	
(53)食育講座	食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活を行うための講座を実施し、食育の啓発を行います。				講座を通じて食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活について市民に浸透します。	
	年度別指標	H29 食育講座・出前食育講座年3回実施以上	H30	H31	H32	担当課 健康推進課
30年度実績	<p>いずみプラザにて食育講座3回開催し, 延べ78人参加がありました。参加延べ数(78人)</p> <p>①保育園と保育園共催:「親子で作る料理体験会 美味しく作って食べよう」6月9日参加者(32人)</p> <p>②小学校共催:「親子でクッキング体験会 美味しいおやつを作ろう」7月26日参加者(29人)</p> <p>③ふるさと文化財課共催「天平メニュー・国分寺ごはん 昔の食生活とバランスのいい食事」11月15日参加者(17人)</p> <p>出前講座1回。子ども家庭支援センターで実施「1~2歳児の栄養・食生活」2月27日参加者(12人)</p> <p>親子対象の講座は, 子の保護者に対しても食育講座を, 親子ともによりよい食生活に近づける情報提供を実施。大人対象の天平メニュー・国分寺ごはん講座は, 国分寺の歴史や市の魅力を発信し, バランスの良い食生活の知識を天平メニュー・国分寺ごはんを媒体に提供した。</p> <p>次年度の取組:食育講座3回, 出前講座1回の実施を予定しています。</p> <p>親子で食事の話題が家庭でも出てくるような話題や知識の提供, 武蔵国分寺の歴史に興味があり参加された方に, 歴史の知識だけでなく, 食生活についての知識等も提供できる機会にします。</p> <p>(参考:29年度 食育講座3回「天平メニュー・国分寺ごはん」料理体験ほか 参加者計75人)</p>					

取組	内 容					4年後のイメージ
(54)食育に関する普及啓発	市報・HPやパンフレット配布などによる食育の啓発を行います。					食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活について市民に浸透します。
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担 当 課
		食育に関する啓発活動 市報・HP年1回 若者世代へ(東経大学生)にチラシ配布年1回	→ 継続 →			健康推進課
30年度実績	6月の食育月間に合わせ、6月1日号に市報掲載を実施。朝食を食べることや食事をたべるときはよく噛んで食べることの大切さを掲載、またHPやクックパッドに料理の掲載をしていることを啓発しました。 若い世代(東経大, 市内私立中学校1校, 高校3校, 専門学校1校)に対し、年度初めのオリエンテーションや健診の機会等を利用し、世代に合わせた内容の食育リーフレットを配布しました。 次年度の取組: 年度初めに配布を予定しています。					

取組	内 容					4年後のイメージ
(55)食育の推進活動	保育園・児童館・学童保育所の庭やプランターなどで野菜などを育て、調理して食べることで、食育を通じて子どもたちの環境意識の向上を図ります。					「食を営む力」の育成に向け、野菜を育てながら、食にかかわる体験を積み、食べることを楽しみ、大人や仲間と楽しみあう子どもに成長していくことが期待できます。
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担 当 課
		各保育園・児童館・学童保育所で実施	→ 継続 →			子ども子育て事業課
30年度実績	子どもたちと一緒にプランターでの野菜作りに取り組む。収穫した材料でおやつや昼食の食材に活用する。農園での収穫体験も取り入れる。 手作り昼食や手作りおやつの実施回数の増加。 野菜などの栽培施設数: 8施設 次年度の取組: 野菜の栽培については、施設毎の規模が異なるため、栽培スペースを拡大することは現実的に困難ですが、毎年違う野菜を栽培するなど工夫をしていく。近年、保護者や児童から調理に関する要望が多いため、今後も指定管理事業者とも協力して、各施設で創意工夫をした調理保育を継続させ、食育を通じた子どもたちの環境意識の向上を図ります。					

重点プロジェクトとの関係		4安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	
通 番	29	主 な 施 策	
目 的	給食食品などの放射性物質濃度の測定		
目 的	市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、保育園・小中学校などで使用している給食食品や市内産農畜産物等の放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要に応じた対応を行います。		

取組	重点プロジェクト4(P42参照)	担当課	まちづくり計画課 (経済課)
取組内容	(56)給食食品などの放射性物質濃度の測定		
取組内容	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、給食食品や市内産農畜産物などの放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要な対応を行います。		

【都市環境】基本方針3:環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち

3-1 環境に配慮したみちづくり

重点プロジェクトとの関係	—		
通 番	30	主 な 施 策	
目 的	道路整備の推進		
目 的	交通渋滞の解消や防災機能の向上などを図るため、都市計画道路の整備や、道路の拡幅、交差点改良、また、安全で快適かつ環境に配慮した歩道のバリアフリー化・透水性舗装などの道路整備を進めます。		

取組	具体的施策 通番11(P75参照)	担当課	建設事業課 (旧道路と下水道課)
	(21)透水性舗装の推進		
取組内容	歩道改修・設置工事の際に、歩道の透水性舗装を推進します。		

取 組	内 容				4年後のイメージ	
(57)低騒音舗装※の採用	舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要なときは低騒音舗装を採用します。				タイヤ/路面騒音の低減、降雨時の走行性の向上、沿道への水はね抑制、沿道環境の向上が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担 当 課
	・道路新設改良等舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要なときは低騒音舗装を採用 ・都市計画道路国3・4・12, 国3・4・1	→ 継続 →			建設事業課 (旧道路と下水道課)	
30年度実績	舗装補修工事の際に実施しました。(単年)785㎡ 市道幹16号線:785㎡(光町三丁目17番地先~高木町一丁目8番地先) 次年度の取組:当取組については、道路新設改良事業及び街路事業において、舗装工事を行う際に二次的に実施している取組であります。 舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要なときは低騒音舗装を採用します。					

*低騒音舗装

・自動車が走行するとき、タイヤと路面の間に空気が入り、これが騒音となります。低騒音舗装はこうした空気を舗装の中に逃がすことができ、騒音を3デシベル(デシベル→P151を参照)程度低減する効果があります。

取 組	内 容				4年後のイメージ	
(58)歩道のバリアフリー※化	歩道改修・設置工事の際は、道路構造令などにに基づき、歩道のバリアフリー化を進めます。				高齢者や視覚障害者、車いす使用者等を含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動の向上が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担 当 課
	・道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施 ・都市計画道路国3・4・12, 国3・4・1	→ 継続 →			建設事業課 (旧道路と下水道課)	

30年度 実績	舗装補修工事の際に誰もが通行しやすい歩道構造にするため、歩道改修・急勾配箇所の改良を行いました。(単年)9箇所 市道幹2号線:9箇所(東元町一丁目32番先～東元町二丁目13番先) 次年度の取組:当取組については、道路新設改良事業及び街路事業において、歩道等に関する工事を行う際に二次的に実施している取組であります。 歩道改修・設置工事の際は、引き続き、バリアフリー化を進めます。
------------	--

※バリアフリー

・高齢者や障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害(バリア)を除去するという考え方のことです。歩道のバリアフリー化の場合は、歩道面の勾配を緩やかにする、段差を解消する、点字ブロックを表示するなどが挙げられ、高齢者・障害者等が円滑に移動できるようにすることをいいます。

重点プロジェクトとの関係		5自転車・公共交通機関の利用促進	
通 番	31	主 な 施 策	
		自転車利用の推進	
目 的	自転車駐車場の整備を行うとともに、自転車利用のマナーの向上やルールづくりなど、自転車利用の促進に向けた普及啓発を行います。		

取組	重点プロジェクト5(P43参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(38)環境保全に関するPR		
取組内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。		

取組	重点プロジェクト5(P44参照)	担当課	交通対策課 (旧事業計画課)
	(59)自転車駐車場の整備		
取組内容	放置自転車対策の一つとして自転車駐車場における自転車の収容台数が課題となっています。現在、国分寺駅周辺の自転車駐車場の収容台数は再開発事業開始前に比べ約500台分不足している状況です。そのため、国分寺駅周辺地区まちづくり構想で示された国分寺駅周辺での約6,000台分の自転車駐車場の収容台数を確保するため、(仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場を整備し十分な自転車の収容台数を確保します。		

取組	重点プロジェクト5(P44参照)	担当課	交通対策課 (旧事業計画課)
	(60)自転車利用のルールの周知		
取組内容	市報・HP及び公共施設内の掲示板等で、適宜、交通安全に関する情報提供や、自転車利用のルールの周知を行います。それに加えて、交通安全教室及び啓発イベント(市民のつどい)の開催や、国分寺駅周辺で啓発ティッシュの配布(放置自転車クリーンキャンペーン)等を実施し、市民の自転車利用マナーの向上を図ります。		

3-2 環境に配慮したまちづくり

重点プロジェクトとの関係	—	
通番	32	主な施策 良質な住環境の創出
目的	建築物の高さ基準、開発区域面積に応じた敷地内の緑化・空地、雨水浸透施設の設置など、まちづくり条例による開発・建築の規制・誘導を進め、良質な住環境を創出します。また、環境改善の観点から、空き地及び空き家対策に取り組めます。	

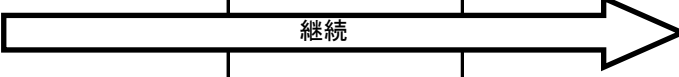
取組	内容				4年後のイメージ	
(61)開発・建築の規制・誘導	「まちづくり条例」において土地利用に関するルールを定め、安全で快適なまちづくりの実現を図るとともに、住環境を保全するため、開発事業に際しての敷地規模の最低限度を定め、適正な住宅の敷地面積の確保を図ります。				まちづくり条例に基づき、土地利用に関する助言・指導を行うことで、良質な住環境の創出が図られます。	
	年度別指標	H29 まちづくり条例に基づき、土地利用に関する助言・指導	H30	H31	H32	担当課 まちづくり推進課
30年度実績	<p><まちづくり条例運用> まちづくり条例に基づく開発事業30件に対し、土地利用(最低敷地面積の制限や道路後退、建築物の高さ、公開空地の整備など)に関する助言・指導を行いました。 開発事業のため、目標数値の設定はできませんが、まちづくり条例第41条に係る開発事業については、整備基準に基づき、道路後退や公開空地、緑化整備、横断歩道の溜まりなど、良好な地域環境の創出に向けて、事業者への指導協議ができたと考えます。 (参考:29年度 67件)</p>					

取組	内容				4年後のイメージ	
(62)空き地及び空き家の適正な管理の促進	「空き地及び空き家等の適正な管理に関する条例」*に基づき、空き家等及び空き地の所有者に対し、適正な管理を行うよう働きかけます。また、(仮称)空き家バンクを設立し、空き家の所有者等と利用希望者の橋渡しを行うことにより、空き家・空き地の有効活用を進めます。				適正な管理がなされていない空き家及び空き地がなく、空き家や空き地の利活用が進んでいます。	
	年度別指標	H29 空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録 空き家の利活用	H30 空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録物件数 2件 空き家の利活用件数 1件	H31 空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録 空き家の利活用	H32 空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録物件数 4件 空き家の利活用件数 2件	担当課 まちづくり推進課
30年度実績	<p>市内の空き家全件(219件※平成31年3月31日時点)について現地調査を行い、適正に管理されていない空き家延べ約80件について、所有者・管理者宛に適正管理依頼の文書を送付しました。空き家バンクは新たに1件の登録を行い、計3件となりましたが、空き家バンクを介した利活用は0件でした。 (参考:29年度 空き家件数 208(管理不全空き家件数 40件), 空き地件数27件(管理不全空き地件数4件))</p>					

*国分寺市空き地及び空き家等の適正な管理に関する条例

・この条例は、空き地及び空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることで、空き地等が管理不全な状態になることを防止し、市民の生活環境の保全と安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的としています(平成26年7月施行)。

重点プロジェクトとの関係		—
通 番	33	主 な 施 策 地域住民の交流によるまちづくり
目 的	地域の防災力を高めるため、地域住民が主体となった防災まちづくり推進地区 [※] の取組などを支援し、市民と市が協働して、災害に強いまちづくりを進めます。 また、むかしの井戸 [※] での井戸端会議 [※] や地域・団体交流会などにおいて、地域の課題を話し合う機会を創出するなど、地域住民の交流によるまちづくりを促進します。	

取 組	内 容				4年後のイメージ	
(63)防災まちづくり	地域社会において安全で住みよいまちづくりを積極的に推進するため、自治会・町内会などと協働のもと、防災まちづくりを進めます。				防災まちづくり推進地区の地区防災計画が地域防災計画に位置付けられています。また、防災まちづくり推進地区が市の面積の50%を超えることで、災害に強いまちづくりが促進されます。	
	年 度 別 指 標	H29	H30	H31	H32	担 当 課
		<ul style="list-style-type: none"> ・防災まちづくり推進地区協定締結への支援(組織づくりの助言など) ・協定締結後の支援(専門家の派遣など) ・既存地区間の代表者会議開催年1回 				防 災 安 全 課
30年度実績	<p>東恋ヶ窪四丁目自治会と防災まちづくり推進地区の協定を締結しました。</p> <p>北町地区防災会が防災まちづくり推進地区を目指していくかどうか等についての話し合いや防災訓練等に参加し、助言等の支援を行いました。</p> <p>平成28年11月に協定締結を行った第14号地区内藤・日吉地域連合防災会の防災会議(毎月1回)や防災訓練(年2回)に参加し、災害危険地図作成及び地区防災計画策定に向け、助言等の支援を行いました。</p> <p>平成30年6月27日に市役所第1・2委員会室で防災まちづくり推進地区の代表者が集まり、他地区同士の交流を図るとともに、他地区の先進的な取り組みについて事例紹介し、自地区で活用できるか等について、自由に意見交換を行いました。</p> <p>防災まちづくり推進地区の面積は、市の面積の49.1%になります。(令和元年5月1日現在)</p> <p>次年度の取組:既存地区間の代表者会議を年1回開催予定しています。</p>					

※防災まちづくり推進地区

・自治会や町内などの団体が市と協定を締結し、地域住民が中心となって、防災まちづくりを推進していく地区のことです。協定後は、防災コミュニティづくりや地区防災計画書の作成、災害時の体制づくりなどに取組み、安全で住みよいまちづくりを目指します。

※むかしの井戸

・災害用生活用水の給水施設として、市が公園などに設置した手押しポンプ式の井戸のことです。平成30年3月現在、市内に22箇所(2箇所は民間井戸)あり、そのうち20箇所を市が管理しています。地域の情報、防災や防犯などに関する情報交換など、市民のふれあいの場として、井戸端会議を開いている地域があります。

※井戸端会議

・地域住民を中心に、むかしの井戸で簡易水質検査やポンプの手入れを行うほか、地域の情報や防災・防犯に関する情報交換など行う機会のことです。

取組	内 容				4年後のイメージ	
(64)地区防災センターの円滑な運営	災害時、地区防災センター [*] の運営を円滑に行うことができるように、学校周辺の自治会などと連携を図ります。				初動要員と周辺自治会(自主防災組織等)の連携が強化されています。	
	年度別指標	H29 地区防災センター運営マニュアルに基づく訓練の実施 市総合防災訓練会場年1回実施 初動要員(市職員)と周辺自治会が連携して備蓄倉庫の確認など	H30	H31	H32	担当課 防災安全課
30年度実績	<p>平成31年2月18日三中にて三中地区協力会が地区防災センター運営マニュアルに基づき、発災から地区防災センター運営協議会設置までを確認しました。</p> <p>平成31年2月4日八小にて八小地区防災協力会が防災センター運営マニュアルに基づき、防災倉庫の資機材の扱い方の訓練を実施しました。</p> <p>平成30年11月21日二小にて二小地区防災協力会が避難所運営に関するクロスロード訓練を実施しました。</p> <p>平成30年7月22日(日)二小・八小・三中にて国分寺市総合防災訓練として各地区協力会による避難所運営・避難者受付訓練・備蓄倉庫の展示等を実施しました。</p> <p>平成30年12月8日(土)五小にて避難所運営訓練として防災倉庫確認及び備蓄食の試食、応急給水訓練を実施しました。</p>					

***地区防災センター**

・災害時の避難場所(各学校のグラウンド)、避難所(被災した市民を一時的に受け入れる場所のこと。体育館と教室の一部)、医療救護所、物資配布場所、情報伝達場所の機能を有する地域の拠点のことで、市立小中学校、都立国分寺高校及び東京経済大学が地区防災センターに指定されています。

取組	内 容				4年後のイメージ	
(65)井戸端会議との連携	地域の公園に設置してある「むかしの井戸」で市民防災推進委員が中心となって定期的に開催している「井戸端会議」に必要な支援を図ります。				むかしの井戸が平常時の地域コミュニティの場、災害時の生活用水の給水拠点として広く市民に認知されています。	
	年度別指標	H29 定期開催への支援(井戸水の簡易水質検査キットの配布や井戸端会議への参加及びツイッター [*] 等を利用した市民への広報)	H30	H31	H32	担当課 防災安全課
30年度実績	<p>井戸会議で水質検査を行う市民に対して簡易水質検査キットを配布しました。</p> <p>井戸端会議の開催日時については、HPや出前講座でご案内するなど広報を行っています。</p> <p>次年度の取組:定期開催への支援として、平成29年度同様に井戸水の簡易水質検査キットの配布や井戸端会議への参加及びHP・ツイッター等を利用して市民へ幅広く広報を行います。</p> <p>(参考:29年度井戸端会議13箇所実施)</p>					

***ツイッター**

・パソコンや携帯電話などで140文字以内の短文を投稿できる情報サービスのことで。

取組	内 容				4年後のイメージ	
(66)地域の 青少年育成	市内5地区の青少年育成地区委員会活動を支援します。				各地域で児童、青少年の健全育成のための取組が活発に行われます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	5地区の支援、補助金の交付、委員研修の実施年1回	→ 継続 →				子ども若者計画課
30年度実績	<p>国分寺市青少年育成地区委員会五地区（東地区・西地区・南地区・北地区・中央地区）全地区に対して、国分寺市における青少年の健全育成を図るため、地域における社会環境の浄化及び青少年育成活動を展開するために必要な経費として平成30年度に補助金を交付しました。市内を5つに分けた地域で、それぞれが地域に根ざした独自の行事を開催し、青少年と高齢者の異年齢による交流や宿泊を伴う野外での自然体験等の活動が展開されました。</p> <p>活動に携わる委員会役員及び委員に向けて、日々の活動において課題になっていることをテーマとした研修会を下記のとおりで開催しました。</p> <p>【委員研修会】 施設実地研修として野外活動体験と施設見学 研修先：「川崎市黒川青少年野外活動センター」日程：平成30年12月3日参加者数：16人</p> <p>【役員研修会】 テーマ：「障害者への理解」 講演会：第1部「ノーマライゼーション社会の実現に向けて～障害者スポーツを通して～」第2部「ポッチャ体験会」日程：平成31年2月7日講師：高橋明氏参加者数：20人 東京都が実施する「平成30年度青少年応援プロジェクト@地域」事業を活用しました。お互いが尊重し合える地域の再編につなげていききっかけの日とすることができました。</p> <p>次年度の取組：昨年度と同様に、補助金の交付、委員研修の実施（年1回）、各地区委員会が実施する各種事業への支援等に取組み、地域住民の交流の促進を図ります。</p>					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(67)住民合 意のまちづく り	地域の特性や課題を地域住民が共有し、協働のまちづくりを進めるまちづくり条例の仕組みの活用を奨励するとともに、必要な支援を図ります。				情報提供と支援の実施を行うことで、住民合意のまちづくりの促進が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	市報などによる情報提供と支援の実施 専門家派遣制度やまちづくり協議会等への助成制度の運用など	→ 継続 →				まちづくり推進課
30年度実績	<p>市報やHPを通じてまちづくり活動の支援制度について周知を行いました。（1回） まちづくり派遣要綱に基づき、まちづくりを進める団体へ、専門家派遣を実施しました。（6件） まちづくり活動助成制度については、周知を行いました。申請がなかったため実施に至りませんでした。 （参考：29年度 まちづくり協議会活動助成0件、専門家派遣3回派遣）</p>					

取組	重点プロジェクト9（P62参照）	担当課	協働コミュニティ課
	(68)地域づくり		
取組内容	コミュニティの活性化・地域福祉の充実を図ります。		

重点プロジェクトとの関係		—
通 番	34	主 な 施 策 まちなの美化活動の促進
目 的	ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発活動を行うとともに、不法投棄防止のパトロール、市内一斉清掃活動の実施など、市民や事業者等のまちなの美化活動を促進します。 路上の放置自転車や違法看板を撤去し、歩行者などの円滑な通行を確保します。	

取 組	内 容				4年後のイメージ	
(69)ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発	市民・事業者・市が協働してポイ捨てなどの防止、喫煙マナー向上の啓発活動を行い、まちなの美化を促進します。				市民や事業者等との協働によるキャンペーン活動を通じて、市民等にポイ捨ての防止と路上喫煙の規制について理解の促進及び行動につながります。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担 当 課
	マナーアップキャンペーン*の実施	→ 継続 →				環境対策課 (旧環境計画課)
30年度実績	国分寺駅連絡通路及び周辺において、毎月第3火曜日の17:30から18:30の間、ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止の啓発活動と駅周辺の清掃活動をマナーアップキャンペーンと位置付け、商工会・東京経済大学・市民団体等と協働して継続実施しました(年12回)。また路上禁煙地区での吸い殻等のポイ捨て防止を啓発するため、マナーアップ指導員を配置(国分寺・西国分寺駅各1人)し、継続して実施し、喫煙者への注意指導件数は、国分寺駅周辺714件、西国分寺駅周辺309件となりました。 次年度の取組:ポイ捨てなどの防止、喫煙マナー向上の啓発活動を行い、まちなの美化を促進します。 (参考:29年度 喫煙者への注意指導件数:国分寺駅周辺748件、西国分寺駅周辺377件)					

*マナーアップキャンペーン

・毎月第三火曜日に国分寺駅周辺において、市民や環境団体、東京経済大学、事業者と協働してポイ捨ての禁止及び路上喫煙防止の啓発活動と周辺の清掃活動を実施しています。

取 組	内 容				4年後のイメージ	
(70)不法投棄の防止活動	不法投棄防止のパトロールを行うとともに、市報などで啓発活動を行います。				ルールに従ったごみの適正な排出が行われ、市内の環境美化が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担 当 課
	①不法投棄防止の日中パトロール(平日)ほか早朝・夜間パトロールは適宜実施 ②啓発活動の実施市報やHPなどの掲載 ③不法投棄多発地域に防止看板を設置	→ 継続 →				環境対策課 (旧ごみ対策課)
30年度実績	年間、市内を職員が清掃指導業務等の一環でパトロールを行いました。活動回数は241回でした。また、早朝及び夜間パトロールは未実施でした。 不法投棄多発箇所への看板は市職員直接設置及び看板支給による市民等設置の合計で設置箇所59箇所、設置枚数131枚でした。 平成30年10月15日号及び平成31年3月15日号の2回、ごみ減量リサイクルだよりに不法投棄の啓発記事を掲載した。 不法投棄件数135件 次年度の取組:清掃指導業務活動の一環として、指導箇所への移動の際にパトロールを行います。平成29年度まではパトロールを主たる業務とする係員を配置していましたが配属職員数の減少(2人減)により、業務分担の見直し改善を行います。 啓発活動の方法は、市報への記事掲載を行います。 防止看板の設置は設置予定箇所の管理者の同意を得て設置します。 (参考:29年度 家電4品目5点(テレビ3点、冷蔵庫2点、洗濯機0点、衣類乾燥機0点処理)					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(71)クリーン運動※の実施	国分寺市民クリーン運動実行委員会を主体に、自治会・町内会などと連携し、公共の場所の一斉清掃を行います。				市民や事業者等との協働による市内一斉清掃のクリーン運動を通じて、市民等のまちの美化意識の向上が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	クリーン運動の実施	→ 継続				環境対策課 (旧環境計画課)
30年度実績	第69回クリーン運動を平成30年11月11日市内全域の宅地外を対象とし、自治会66団体(3,212人)、各種団体16団体(333人)が参加し、自主的に道路や公園などの清掃活動を行いました。収集量につきましては、もやせるごみ7,122kg、もやせないごみ748kg、汚泥・土230kg、不法投棄40kgでした。次年度の取組:今後も自治会・町内会などと連携し、市内の公共の場所の一斉清掃を行います。(参考:29年度 自治会63団体(3,218人、各種団体15団体(469人)もやせるごみ6,878kg、もやせないごみ722kg、汚泥・土100kg、不法投棄60kg 収集)					

※クリーン運動

・実行委員会を中心に自治会、老人会、各種団体等と連携し、ボランティア精神に基づき、道路や公園などにおける自主的な清掃活動を行い、地域環境の向上を図ります。毎年11月上旬に実施しています(昭和51年～)。

取組	内 容				4年後のイメージ	
(72)放置自転車などの撤去	円滑で安全な交通環境を確保するため、公共の場所に放置された自転車、道路上の不法占用物、違反看板などの撤去を行います。また、常習的に自転車が放置されてしまう道路には、バリケードの設置や指導員の配置等を実施し、自転車を放置させないための対策を行います。				駅周辺に放置自転車及び道路上の不法占用物がなくなり、安全な道路交通が確保されています。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数(警告数 230件 撤去数 28件) 道路上の違法看板及び不法占用物件については道路パトロールや警視庁、東京都、関連企業と連携し共同除却等	市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数(警告数 210件 撤去数 25件) 道路上の違法看板及び不法占用物件については道路パトロールや警視庁、東京都、関連企業と連携し共同除却等	市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数(警告数 190件 撤去数 23件) 道路上の違法看板及び不法占用物件については道路パトロールや警視庁、東京都、関連企業と連携し共同除却等	市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数(警告数 170件 撤去数 20件) 道路上の違法看板及び不法占用物件については道路パトロールや警視庁、東京都、関連企業と連携し共同除却等		①交通対策課 (旧事業計画課) ②道路管理課 (旧道路と下水道課)
30年度実績	①交通対策課(旧事業計画課) 放置自転車については市内1日あたり、警告161件・撤去16件を実施しました。10月4日に国分寺駅南口・北口周辺で警視庁、東京都、関連企業と共同で違法看板及び不法占用物件の撤去と指導を行いました。 ②道路管理課(旧道路と下水道課) 10月4日に国分寺駅南口・北口周辺で警視庁、東京都、関連企業と共同で違法看板及び不法占用物件の撤去と指導を行いました。 年間を通して市内の道路でパトロールを行い、違反広告物2,652枚(はり紙1,225枚、はり札等1,427枚)を除去しました。					

3-3 地域性豊かな景観の形成

重点プロジェクトとの関係		—				
通番	35	主な施策 地域特性にあった景観づくり				
目的	「国分寺市景観まちづくり指針 [*] 」の普及啓発により、自然や歴史的景観、まち並み景観などに対する市民や事業者等への関心を高めます。 また、建築物の高さや意匠、緑化などのルールを定めた地区計画の策定や建築協定の締結など、地域住民との協働によるまちづくりを進めます。					
取組	内容				4年後のイメージ	
(73)景観形成の方針の活用	「国分寺市景観まちづくり指針」に基づき、開発事業における景観の指導を行います。 また、イベントでの啓発活動を通じて、市民への景観に対する関心を高めます。				開発事業に対する景観配慮の指導を行うことで、良好な住環境の創出が図られます。 啓発活動により、市民及び事業者の景観まちづくりに係る関心の向上が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	景観指針に基づく開発事業の指導 イベントなどでの景観に関する啓発活動	→ 継続 →				まちづくり推進課
30年度実績	開発事業においては、景観まちづくり指針に基づき、建築物の外壁の色彩などについて景観協議を行いました。(30件)					

***国分寺市景観まちづくり指針**

・地域で育まれた固有の景観を保全し、新たに魅力ある景観を育み、活力ある景観を創出する視点を持ちながら、良好な景観形成を目的とした市の景観まちづくりに関する基本的な考え方をまとめたものです。

重点プロジェクトとの関係		6歴史的景観や文化財の保全・活用				
通番	36	主な施策 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用				
目的	国指定史跡武蔵国分寺跡などの公有化による歴史公園の整備、新たな文化財調査などにより、市内の歴史遺産及び文化財の保存・整備を進めます。 また、文化財愛護ボランティアの養成や文化財めぐりなどのイベントの開催、観光マップなどの広報活動の充実などにより、文化財とのふれあいを推進するとともに、活用を進めます。					

取組	重点プロジェクト6(P47参照)	担当課	ふるさと文化財課
	(9)歴史公園の整備		
取組内容	「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡保存管理計画」等に基づき、史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備を進めます。		

取組	重点プロジェクト6(P48参照)	担当課	ふるさと文化財課
	(74)(仮称)郷土博物館		
取組内容	史跡武蔵国分寺跡の整備にともない、(仮称)郷土博物館構想の具体化を図ります。		

取組	重点プロジェクト6(P49参照)	担当課	ふるさと文化財課
	(75)市内総合文化財調査		
取組内容	「市内総合文化財調査計画」に基づき、市内に所在するさまざまな文化財の所在調査を行い、目録に登録することによって、文化財の保護を図ります。		

取組	重点プロジェクト6(P49参照)	担当課	ふるさと文化財課
	(76)文化財とのふれあい推進		
取組内容	市内文化財めぐり、市外文化財めぐりなど、文化財を理解促進するイベントを実施します。		

取組	重点プロジェクト6(P50参照)	担当課	市政戦略室
	(77)広報の充実		
取組内容	歴史・観光マップを配布するほか、案内板などを整備します。		

取組	重点プロジェクト6(P50参照)	担当課	ふるさと文化財課
	(78)文化財普及事業の推進(広報)		
取組内容	各種パンフレット等の多言語化やICTを活用した情報発信を積極的に行い、市内外からの来訪者に対する文化財の理解促進に努めます。		

【地球環境】基本方針4:資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち

4-1 地球温暖化対策の推進

重点プロジェクトとの関係		5自転車・公共交通機関の利用促進	
通番	37	主な施策	
目的	地球温暖化対策の計画的な推進		
<p>市の事務事業を対象とした「国分寺市地球温暖化防止行動計画」(市役所版)に基づき、市は公共施設の省エネルギー化の推進、ノーカーデーの実施、グリーン購入の推進、節電行動などによって、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます。</p> <p>また、地域のエネルギーの方向性などを含め、市域を対象とした総合的な地球温暖化対策実行計画(市域版)策定の検討を進めます。</p> <p>さらに、市報などを通じて、市民や事業者等へ公共交通機関の利用促進、エコドライブなどの地球温暖化防止に関する普及啓発を進めます。</p>			

取組	重点プロジェクト5(P43参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(38)環境保全に関するPR		
取組内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。		

取組	重点プロジェクト5(P45参照)	担当課	契約管財課
	(79)庁用車の使用抑制		
取組内容	移動手段としての徒歩・自転車の推奨や長距離移動の場合には明確な理由を文書で提出させることで、日常的な使用抑制を図ります。		

取組	重点プロジェクト5(P45参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(80)地球温暖化防止行動計画(市役所版)の推進		
取組内容	「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」に基づき、省エネ行動などを実施し、温室効果ガス排出の抑制、省資源・省エネルギーを進めます。		

取組	重点プロジェクト5(P46参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(81)グリーン購入の推進		
取組内容	再生材などを使用した環境負荷の少ない製品の購入を推進します。毎年度「国分寺市グリーン購入ガイドライン」の見直しを行うとともに、前年度の調達実績等について調査します。		

重点プロジェクトとの関係		—	
通番	38	主な施策	
	地球温暖化への適応		
目的	近年、地球温暖化の影響と見られる猛暑などによって、熱中症が増加しています。こうした気候変動の予測や、熱中症の増加など懸念される影響について情報を収集するとともに、市民や事業者等には、夏期の打ち水の推奨や公共施設でクールシェアを行うなど、熱中症の予防策について普及啓発を進めます。		

取組	内容				4年後のイメージ	
(82)熱中症の予防に関する広報	夏場の熱中症予防対策として、注意喚起や予防法などを市報やHPなどで広報します。				熱中症の予防に関する知識が市民に浸透します。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	市報やHP・チラシによる広報 年1回	→ 継続 →				健康推進課
30年度実績	<p>全市民向けに、6月1日号市報で「夏の健康管理」の表題で記事を掲載しました。 内容：熱中症・脱水症の症状の解説、気を付けたい気候・予防のポイント、家庭での簡易型経口補水液の作り方、食中毒予防等。 同時期に、ホームページへの記事掲載・チラシ配架を併せて行いました。</p> <p>次年度の取組：引き続き全市民向けに、6月1日号市報で「夏の健康管理」の表題で熱中症を含む記事を入稿しています。 内容：熱中症・脱水症の症状の解説、気を付けたい気候・予防のポイント、家庭での簡易型経口補水液の作り方、食中毒予防等。 同時期に、ホームページへの記事掲載・チラシ配架を併せて行う予定です。</p>					

取組	内容				4年後のイメージ	
(83)高齢者の熱中症の予防に関する啓発活動	夏場の熱中症対策として、予防方法などを市報やHPなどで広報を行うほか、熱中症予防に関する各種教室、出張講座により、啓発活動を行います。				熱中症予防に関する講座の開催等、地域での意識の向上を図る取組が推進されています。高齢者が熱中症予防に関する適切な対応ができています。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
	熱中症に関する講座を各地域包括支援センターにおいて1回以上実施	→ 継続 →				高齢福祉課 (旧高齢者相談室)

30年度 実績	【目的】 夏季期間における高齢者の熱中症について注意喚起と夏場の過ごし方・熱中症対策について啓発を行う。 【実施期間】 平成30年6月～9月末 【実施内容】 (1)夏場の過ごし方・熱中症対策を周知するための講座開催:講座数36回,参加者数501人 (2)個別訪問による熱中症対策・予防の注意喚起:対象者(75歳以上の高齢者世帯)総数8,541人 (3)高齢者が利用する市内関係機関へのチラシ配布:配布先団体337ヶ所 (4)市内に涼み処を設置:公共施設27ヶ所,協力商店会5ヶ所,協力店舗29ヶ所 【実施における関係機関】 民生・児童委員協議会,地域包括支援センター,ケアマネジャー,市内関係機関等 市内で熱中症で搬送された数値。 H30:60人(34人)※()内が65歳以上の高齢者数内訳。 (参考:29年度 熱中症予防に関する講座:26回, 26箇所実施, 351人参加)

4-2 省エネルギー・省資源の促進

重点プロジェクトとの関係		8環境負荷の少ないライフスタイルの促進	
通番	39	主な施策 省エネルギー・省資源行動の促進	
目的	家庭におけるエネルギー使用量,二酸化炭素排出量を月1回記録することで,省エネルギーの意識を高める手段としての「環境家計簿」を普及拡大するとともに,市報やホームページなどを通じて,家庭や事業所等における具体的な節電対策,省エネルギー機器に関する情報など,省エネルギー・省資源に関する情報提供を行います。		

取組	重点プロジェクト5(P43参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(38)環境保全に関するPR		
取組内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また,HP等で新しい情報を提供します。		

取組	重点プロジェクト8(P59参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(84)環境家計簿の普及啓発		
取組内容	市民の省エネルギー・省資源などの意識を高める手段として,環境家計簿の普及啓発を推進します。		

4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進

重点プロジェクトとの関係		8環境負荷の少ないライフスタイルの促進	
通番	40	主な施策 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	
目的	新たに公共施設を整備する際は太陽光などの再生可能エネルギーの導入を図ります。 家庭においては,太陽光発電機器や燃料電池コージェネレーション機器などの設置費用の一部を助成することで,再生可能エネルギーの導入・創エネルギーを推進し,エネルギーの有効利用,地球温暖化対策を進めます。		

取組	重点プロジェクト8(P60参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(85)公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入		
取組内容	公共施設の新設・大規模改修に際して,再生可能エネルギー・創エネルギー機器の設置を推進します。		

取組	重点プロジェクト8(P60参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(86)住宅用太陽光発電機器等設置助成		
取組内容	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減, 省資源・省エネルギーの推進のため, 家庭向けの創エネルギー機器設置費用の一部を助成します。		

4-4 ごみの発生抑制, 減量化・資源化の推進

重点プロジェクトとの関係		—	
通番	41	主な施策 ごみの発生抑制	
目的	リデュース(ごみになる物をつくらない, 買わない)リユース(物を捨てずに人に譲ったり, 繰り返し使う)の促進による発生抑制を図ります。レジ袋削減などに積極的に取り組むリサイクル推進協力店制度の推進のほか, 市報等を通じて, ごみの排出抑制を重視した暮らしに関する普及啓発を進めます。		

取組	内容			4年後のイメージ	
(87)リサイクル推進協力店制度 [*] の拡充と啓発	事業系廃棄物の減量化・資源化に関する説明会を開催し, 事業者に対し積極的な働きかけを行い, ごみ減量・資源化に関する意識を啓発し, 資源の循環を図るためペットボトルの自主回収などのリサイクル推進協力店を増やす等, 制度の拡充と啓発を進めます。			過剰包装・使い捨て商品の抑制が促進され, リサイクル推進協力店, スーパー, コンビニエンスストアと連携し, マイバッグ運動や自主回収が推進されています。	
	年度別指標	H29 商店等に過剰包装・使い捨て商品の抑制の協力を要請(関係機関と広域的に連携)	H30 商店等に過剰包装・使い捨て商品の抑制の協力を要請(関係機関と広域的に連携) 検証及び見直し	H31 商店等に過剰包装・使い捨て商品の抑制の協力を要請(関係機関と広域的に連携)	H32 → 継続 →
30年度実績	ごみの減量・資源化に積極的に取り組んでいる事業者等を「国分寺市リサイクル協力店」に認定し, 市民及び事業者のごみの減量化・資源化に関する意識の啓発をするとともに, 市内における循環型社会の形成を推進している。協力店舗数 10店舗。市報でのごみの減量等の特集記事を, 年3回掲載し, ごみの減量抑制を重視した暮らしに関する普及啓発を行いました。				

***リサイクル推進協力店制度**

・創意工夫によるごみの減量・資源化に積極的に取り組む市内の事業所に対して, 市がリサイクル協力店として認定する制度のことです。レジ袋を無料で提供しない, マイバッグの持参を奨励しているなどの認定要件があります。

取組	内容			4年後のイメージ	
(88)図書館資料のリユース	除籍した図書館資料をリサイクル図書コーナーに置き, 市民に提供します。また, 図書館の運営体制の整備後に, 公民館まつり等のイベントに合わせてリサイクル市を行い, 除籍・廃棄資料のリユースを行います。			資料のリユースにより, 除籍資料や寄贈された資料の有効利用が図れます。	
	年度別指標	H29 リサイクルコーナーは市内5館で実施15,000冊(単年) リサイクル市は市内2館で実施	H30 → 継続 →	H31 リサイクルコーナーは市内5館で実施15,000冊(単年) リサイクル市は市内3館で実施	H32 リサイクルコーナーは市内5館で実施15,000冊(単年) リサイクル市は市内4館で実施

30年度 実績	<p>収納スペースに限りがあることから、配架場所の確保を目的に不要となった図書を有効利用するためリサイクルコーナーなどに配架し除籍しました。</p> <p>また、本多・光・もとまち・並木の各図書館では、公民館まつりの際にリサイクル市を開催し、不要となった除籍資料・寄贈資料を来場者に配布しました。</p> <p>除籍資料合計：16,364冊(単年)</p> <p>本多図書館(4,254冊)、恋ヶ窪図書館(2,417冊)、光図書館(2,663冊)、もとまち図書館(4,144冊)、並木図書館(2,886冊)</p> <p>(参考：29年度 合計15,878冊(単年))</p> <p>(内訳)本多図書館(2,842冊)、恋ヶ窪図書館(3,927冊)、光図書館(2,228冊)、もとまち図書館(4,499冊)、並木図書館(2,382冊)</p>
------------	---

重点プロジェクトとの関係		7資源循環型のまちづくりの推進	
通 番	42	主 な 施 策	
		ごみの減量化・資源化の推進	
目 的	<p>家庭用生ごみ処理機器購入助成の普及促進、給食残さ・せん定枝・家庭の厨芥類のたい肥化、リサイクル家具の販売、陶磁器、小型家電、金物類やごみ焼却灰の再資源化、清掃指導員による分別指導などのほかに、多摩地域各市の先行事例の分析・研究を行い、ごみの減量化・再資源化を推進することによって、資源の循環、ごみ焼却に伴い発生する二酸化炭素排出量の削減を進めます。</p>		

取組	重点プロジェクト7(P51参照)	担当課	ごみ減量推進課
	(89)生ごみ処理機器の普及促進		
取組内容	<p>生ごみ処理機器(ごみけしくん、市販型)の購入費の一部を助成するとともに、啓発活動により普及を図ります。</p>		

取組	重点プロジェクト7(P52参照)	担当課	ごみ減量推進課
	(90)給食残さ・家庭の厨芥類及びせん定枝のたい肥化		
取組内容	<p>小学校や保育園の給食残さ、集合住宅及び戸建住宅(自治会単位など)の生ごみ及び家庭のせん定枝をたい肥化し、小学校、保育園の園芸や家庭菜園などでの利用を促進します。</p>		

取組	重点プロジェクト7(P52参照)	担当課	ごみ減量推進課
	(91)ごみの減量化・資源化の推進		
取組内容	<p>「一般廃棄物処理基本計画やごみ減量化資源化行動実施計画(アクションプラン)」に基づき、ごみの減量化・資源化を推進します。</p>		

取組	重点プロジェクト7(P52参照)	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
	(92)分別の周知・指導		
取組内容	<p>市報やごみリサイクルカレンダーなどを通じて分別のルールを周知し、清掃指導員によるごみ分別指導や廃棄物減量等推進委員による啓発活動を行います。</p>		

重点プロジェクトとの関係		7資源循環型のまちづくりの推進
通番	43	主な施策 ごみ減量や分別などの普及啓発
目的	ごみ・リサイクルカレンダーの作成・配布、協働による分別体験説明会・イベントの開催、資源物の集団回収の推奨、リーフレットの作成や市報などを通じて、ごみ減量や分別に関する普及啓発を進めます。	

取組	重点プロジェクト7(P53参照)	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
	(93)ごみリサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルール等の啓発		
取組内容	分別ルールなどを記載したごみリサイクルカレンダーを全戸配布し、啓発を行います。		

取組	重点プロジェクト7(P54参照)	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
	(94)説明会やイベントなどでの啓発活動		
取組内容	分別体験説明会をはじめ、国分寺まつり、環境まつりなどの各種イベントにおいて、協働によるごみの減量・資源化、分別について啓発活動を推進します。		

取組	重点プロジェクト7(P54参照)	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
	(95)広報活動の充実		
取組内容	市報特集号やHP、アプリなどを通じて、ごみ減量・資源化の啓発を行います。		

【環境教育・環境学習】基本方針5:地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち

5-1 環境教育・環境学習の推進

重点プロジェクトとの関係		7資源循環型のまちづくりの推進 8環境負荷の少ないライフスタイルの促進
通番	44	主な施策 多様な主体による環境教育・環境学習の推進
目的	小中学校、公民館、地域センターなどを環境教育・環境学習の拠点施設として、市民、事業者等、学校や市などの多様な主体による講座や学習会を開催するなど、環境教育・環境学習を推進します。 また、市職員においては、環境教育・環境学習に関する講座や研修会などに積極的に参加し、環境意識の向上を図ります。	

取組	重点プロジェクト7(P55参照)	担当課	公民館課
	(96)公民館における「環境教育・環境学習」の推進		
取組内容	各公民館の地域特性などを活かして、体験学習や講座など環境教育・環境学習を推進します。		

取組	重点プロジェクト7(P55参照)	担当課	図書館課
	(97)環境に関する啓発活動		
取組内容	世界環境デー(6月)に合わせ、市内全図書館で、環境問題に関する資料の展示コーナーを設置します。		
取組	重点プロジェクト7(P56参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(98)環境学習の実施・支援		
取組内容	小中学校、自治会・町内会、市民団体等からの要請により、講師や職員を派遣し、環境学習を行います。		
取組	重点プロジェクト7(P56参照)	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
	(99)環境学習・啓発活動体制の推進		
取組内容	市内小学校の清掃センター見学、出前講座、分別説明会、環境まつりなどにおいて、子どもから大人までごみについて理解できるような取組を図ります。		
取組	重点プロジェクト7(P57参照)	担当課	ごみ減量推進課
	(100)3R講座の開催		
取組内容	市のごみの現状と処理について理解し、市民と行政が協働して地域のごみ問題を解決する3R講座を開催します。		
取組	重点プロジェクト7(P57参照)	担当課	環境対策課 (旧ごみ対策課)
	(101)清掃センターの見学受入		
取組内容	社会科見学、夏休み親子見学会や環境まつりなどにおいて、ごみの発生から中間処理、最終処分までの過程を講義するとともに、焼却施設などを見学することで、ごみの排出抑制、減量化・資源化を考える機会を提供します。		
取組	重点プロジェクト7(P57参照)	担当課	学校指導課
	(102)清掃センターの見学実施		
取組内容	小学3～4年に実施する、「わたしたちの国分寺」という授業の中で、ごみの流れを取り上げ、清掃センターの見学を実施します。		

取組	重点プロジェクト7(P58参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(103)全庁的な取組の実施		
取組内容	「環境基本計画実施計画」,「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」,「グリーン購入基本方針」を柱に、 庁内イントラネット,ポスター掲示,職員研修などを通して環境配慮に関する情報を共有し、全庁的な取組を進めます。		

重点プロジェクトとの関係	2地産地消の推進による都市農業の支援 3野川,用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用		
通 番	45	主 な 施 策 地域資源を活用した体験型学習の推進	
目 的	国分寺崖線や樹林地,都市農地,お鷹の道・真姿の池湧水群,史跡武蔵国分寺跡などの地域資源を活用しながら、 生命の尊さ,自然の大切さ,環境保全等を学ぶ機会として,自然観察会や農業体験などの体験型学習を進めます。		

取組	重点プロジェクト2(P28参照)	担当課	経済課
	(24)農業体験農園の支援		
取組内容	市民等が農業体験できる場として,農業体験農園の施設整備費及び自立支援への補助を行います		

取組	重点プロジェクト2(P28参照)	担当課	経済課
	(25)市民農業大学		
取組内容	農業者の指導のもと,市民に野菜づくりの一連の作業を体験する場や植木,鉢花,果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学べる場を提供します。		

取組	重点プロジェクト2(P28参照)	担当課	経済課
	(26)農ウォーク		
取組内容	農業委員会他共催で「農ウォーク」を開催し,市民が地域の畑などを歩いてまわり,農にふれる場を作ります。		

取組	重点プロジェクト2(P29参照)	担当課	子ども子育て事業課
	(27)市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動		
取組内容	市内農園(保育園の近隣地など)での野菜掘り会,園庭での野菜作りを行うことにより,農とのふれあいを図ります。		

取組	重点プロジェクト1(P26参照)	担当課	①まちづくり計画課(旧環境計画課) ②緑と建築課
	(36)観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供		
取組内容	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めるとともに、関係団体等と生物多様性保全に向けた調整を行います。		
取組	重点プロジェクト2(P32参照)	担当課	学校指導課
	(104)学童体験農園 小学校3校で実施(単年)六小, 八小, 十小の3校		
取組内容	農家の指導をうけて、土づくり, 種蒔きから収穫までの一連の農作業を体験し, 小学校と地域の連携を図ります。		
取組	重点プロジェクト2(P33参照)	担当課	学校指導課
	(105)児童の収穫体験		
取組内容	小学校の生活科, 理科の学習において, 農作物などの収穫を通して, 地域の中で自然に親しむことにより, 自然環境への関心を高めます。		
取組	重点プロジェクト2(P33参照)	担当課	緑と建築課
	(106)エコミュージアム事業の開催		
取組内容	市内の樹林地などについて, 市民団体との協働で緑地・水辺をネットワーク化したエコミュージアムとして活用します。		
取組	重点プロジェクト2(P34参照)	担当課	学校指導課
	(107)科学教室の開催		
取組内容	小学5~6年生を対象に大気, 水, 植物に関する学習や野外観察を通じ, 環境への関心を高めます。		
取組	重点プロジェクト2(P34参照)	担当課	学校指導課
	(108)宇宙の学校の開催		
取組内容	5歳児から小学4年生を対象とし, 宇宙や自然科学をテーマにした話や実験・工作などを通して, 宇宙や自然科学への興味や関心を高めます。		

重点プロジェクトとの関係		8環境負荷の少ないライフスタイルの促進	
通番	46	主な施策	
		環境学習に関する情報提供, 学習教材づくり	
目的	環境に関するイベントや講座の開催, 環境関連図書の設置, 環境施策の取組状況などを示した「環境報告書」の公開など, 環境学習に関する情報提供を進めます。 また, 市民や学校などと連携しながら, 子どもだけでなく大人にも有効な学習教材やプログラムづくりを進めます。		

取組	重点プロジェクト5 (P43参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(38)環境保全に関するPR		
取組内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また, HP等で新しい情報を提供します。		

取組	重点プロジェクト7 (P56参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(98)環境学習の実施・支援		
取組内容	小中学校, 自治会・町内会, 市民団体等からの要請により, 講師や職員を派遣し, 環境学習を行います。		

重点プロジェクトとの関係		—	
通番	47	主な施策	
		環境活動の促進と支援	
目的	環境アドバイザーの派遣, 省エネセミナーなどを開催し, 市民や事業者等の環境活動を促進するとともに, ホームページなどで市民等の環境保全活動を紹介するなど, その取組を支援します。		

取組	重点プロジェクト7 (P56参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(98)環境学習の実施・支援		
取組内容	小中学校, 自治会・町内会, 市民団体等からの要請により, 講師や職員を派遣し, 環境学習を行います。		

5-2 人づくり, 仕組みづくり

重点プロジェクトとの関係		9環境面における参加と協働による地域の活性化の推進	
通番	48	主な施策	
		環境教育・環境学習の機会の促進	
目的	環境に関する意見交換会を行う場である「環境ひろば」の活動, 地域の課題を地域で考える「地域・団体交流会」の開催, 地域住民の環境学習会へのアドバイザーの派遣など, 市民, 事業者等, 市が協働して環境教育・環境学習を促進します。		

取組	重点プロジェクト9 (P62参照)	担当課	協働コミュニティ課
	(68)地域づくり		
取組内容	コミュニティの活性化・地域福祉の充実を図ります。		

取組	重点プロジェクト7 (P56参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(98)環境学習の実施・支援		
取組内容	小中学校, 自治会・町内会, 市民団体等からの要請により, 講師や職員を派遣し, 環境学習を行います。		

取組	重点プロジェクト9 (P62参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(109)環境ひろばの開催 平成27年度環境シンポジウムの参加者満足度83%		
取組内容	環境ひろばを開催し, 市民, 事業者等, 市の環境に関する意見交換を行い, 環境学習を促進します。また環境シンポジウムを開催するなど, 市民や事業者等への啓発活動を推進します。		

重点プロジェクトとの関係		9環境面における参加と協働による地域の活性化の推進	
通番	49	主な施策	
		地域リーダーの育成, ネットワーク化の支援	
目的	わんぱく学校などを通じて, 人のかかわりを大切にした豊かな地域づくりを担う青少年地域リーダーの育成を進めるとともに, 環境教育・環境学習に取り組んでいる環境団体の連携, ネットワークづくりを支援します。		

取組	重点プロジェクト7 (P56参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(98)環境学習の実施・支援		
取組内容	小中学校, 自治会・町内会, 市民団体等からの要請により, 講師や職員を派遣し, 環境学習を行います。		

取組	重点プロジェクト9(P64参照)	担当課	社会教育課
	(110)青少年地域リーダーの育成		
取組内容	豊かな地域づくり・活性化のため、お年寄りから子どもまでの橋渡し役を担う青少年を育成します。		

取組	重点プロジェクト9(P64参照)	担当課	社会教育課
	(111)わんぱく学校		
取組内容	わんぱく学校の活動の中で地域の美化・環境活動などに参加します。		

取組	重点プロジェクト9(P65参照)	担当課	まちづくり推進課
	(112)まちづくりセンターの運営		
取組内容	まちづくり条例に基づく「まちづくりセンター」の事業を実施し、都市計画・まちづくりに関する講座や相談会の実施のほか、「まちづくり協議会設立」「まちづくり計画策定」の支援などを行うことで、市民主体のまちづくりを推進します。		



平成27年度動植物調査結果（重点プロジェクト1 取組34 P.25関連）

市では、動植物の生育・生息状況を把握し、希少種や外来生物対策の基礎データの整備、生きものと環境への関心を高める取組として、平成27年度に動植物調査を実施しました。

調査は、市内5か所での専門員による調査、市内2か所での環境団体参加による拠点調査（観察会）のほか、「身近な生きものさがし」と題して市民アンケート調査（目撃情報の収集）を行いました。

その結果は、下表のとおりです。

なお、動植物調査の詳細は、ホームページ掲載の動植物調査報告書をご覧ください。



<専門員調査・環境団体参加拠点調査で確認した各分類群の種数一覧>

分類群	確認種	希少種		外来種		
		国レッド・データ・ブック	都レッド・データ・ブック	特定外来生物	外来種リスト掲載種	その他
植物	531	3	7	0	28	98
鳥類	37	2	10	1	1	1
ほ乳類	1	0	0	0	0	0
は虫類	8	1	7	0	1	0
両生類	1	0	0	0	0	0
昆虫類	354	0	10	0	1	6
クモ類	60	1	1	0	0	0
水生生物	昆虫類	14	0	0	0	0
	魚類	7	1	0	0	1
	その他	12	0	0	1	0
合計	1,025	8	40	1	32	106

<「身近な生きものさがし」結果—特にさがしてほしい生きもの8種—>

分類群	種名	サンプル数		合計サンプル数
		市民	市立小中学校	
鳥類	オナガ	155	41	196
	ツバメ	62	101	163
昆虫類	カブトムシ	12	166	178
	アゲハチョウの仲間	159	228	387
植物	ネジバナ	46	20	66
	どんぐり類	16	41	57
は虫類	ニホンヤモリ	47	97	144
両生類	ヒキガエル	36	64	100
合計		533	758	1,291

第5章 各課の環境学習・啓発活動等一覧

※**協働**…ひとつの事業目標を達成するために、市民活動団体と市が情報を共有し、信頼関係のもとに責任を果たし、成果をあげること。（対象：共催、実行委員会、意見交換等）

●まちづくり計画課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
協働 国分寺市環境ひろば	毎月の第3日曜日 (原則)	市民・事業者・市が一堂に会し、環境をテーマに意見交換を行う場として年12回開催するとともに、イベントでの啓発活動、シンポジウムを開催しました。
環境家計簿モニター制度	期間： 7月～9月 12月～2月 参加世帯 49 世帯	環境家計簿の普及を図るために実施しました。市報によりモニターを募集し、夏期と冬期に分けて電気・ガスの使用量から算出した温室効果ガス排出量の前年比増減と、エコライフ（省エネルギー生活）の取組の報告を受けました。
協働 国分寺市環境シンポジウム	2月2日 参加者 121 人	環境ひろばと協働して、2月に環境に関する講演会を実施しました。 テーマ：国分寺の樹木・樹林地を考える ～みどりあふれるまちを目指して～ ・講演「国分寺の樹木・樹林地を考える ～人と自然が共生するまち～」 講師：福嶋 司 氏（東京農工大学 名誉教授） ・フロアディスカッション ・国分寺市の環境団体の紹介
環境情報ライブラリー	図書・資料の閲覧	環境白書（平成30年度版）1冊を購入し、配架しました。
姿見の池アメリカザリガニ捕獲大作戦	9月16日 参加者 40 人 10月6日 参加者 40 人	市内姿見の池とその接続した水路において、市内在住の小学生とその保護者を対象に外来種駆除と生きものへの関心を高めることを目的としたイベントを開催し、9月16日に90匹、10月6日に85匹のアメリカザリガニを捕獲しました。また国分寺市環境アドバイザーの林鷹央氏を講師に招き、アメリカザリガニの生態や姿見の池に生息する水生生物について学びました。



姿見の池アメリカザリガニ捕獲大作戦

●緑と建築課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
協働 エックス山等緑地 保全事業	毎月第2・3・4金 曜日作業 毎年1・4・7・10 月第2金曜日会議	エックス山等市民協議会と協働して、四半期ごとに1回意見交換を行うとともに、毎月3回（但し会議日を除く）西恋ヶ窪緑地において維持管理作業を実施しました。定例作業のほか、樹木更新を実施するため、11月から2月までの間週3回活動しました。
協働 砂川用水路維持管理 事業	土曜日（月3回程 度）定例作業	美しい用水の会と協働して、砂川用水のより良い環境維持を目的に、水路ののり面の除草やごみ揚げ清掃、樹木剪定などを毎月3回の定例作業等を実施しました。
協働 姿見の池緑地維持管 理事業	毎月1・4日曜日定 例作業	緑と自然を育てる会と協働して、姿見の池周辺緑地において、良好な環境保全を目的に水路ののり面の除草、清掃及び草花等の補植・管理を協働で実施しました。
バードウォッチング	4月25日雨天中止 11月22日 46名参加	野川の水源と貴重な森林が残る日立中央研究所で秋の樹木と鳥の観察をしました。
夏休み子ども自然教 室	【植物編】 7月30日8名参加 【昆虫編】 8月15日・16日 延べ36名参加	【植物編】 植物に関する講座を受け、西恋ヶ窪緑地を探索しながらクイズなどをしました。 【昆虫編】 西恋ヶ窪樹林地を探検して、せみの抜け殻を探したり、紙コップにわなを仕掛けて一晩置き、中に入った虫を観察して絵を描いたりしました。
湧水源周辺散策	11月4日 47名参加	小林理学研究所の協力で公開される所内の湧水源と国分寺崖線（はげ）、お鷹の道や真姿の池湧水群周辺など、武蔵野の面影を残す湧水や水路を散策しました。
エコミュージアム	11月27日 17名参加	市内を博物館に見立て、何気なく目にしている自然や生活環境を、歴史や文化・伝統に根ざした視点から、西恋ヶ窪緑地にはじまり、恋ヶ窪用水路周辺緑地などを探索し、都立多摩図書館を見学しました。



バードウォッチング（秋）

●まちづくり推進課			
事業名		実施日・参加者等	事業内容・目的等
まちづくりセンター	まちづくりライブラリー	図書・資料の閲覧	まちづくり，環境関連の図書閲覧を行いました。

●経済課			
事業名		実施日・参加者等	事業内容・目的等
市民農業大学		受講生 22 人 (うち修了生 21 人)	農業者が講師となり，市民自ら農作物の播種・定植から除草等の農場管理・収穫まで一連の農作業を体験することにより，農業と市民の相互理解を促進し，農業とふれ合う市民のすそ野を拡大しました。
援農ボランティア推進事業		市民農業大学で「援農ボランティア技術習得講座」を実施	市民農業大学受講生を対象に援農ボランティア技術取得講座を実施し，出席率により 21 人を東京都の「援農ボランティア」として認定しました。講座は実習（市民農業大学の実習を兼ねる）10 単位・座学 3 単位・体験学習（実務研修含む）3 単位を実施し，講座内容の充実に図りました。 平成 8～29 年度に（公財）東京都農林水産振興財団が認定した「援農ボランティア」のうち派遣希望のあった 83 人を 23 戸の農家に派遣しました。
市民農園		全 5 農園 457 区画	市民が野菜の栽培を通じて，土に親しむとともに生産の喜びを味わい，市民相互の交流を深め豊かな余暇生活の実現を図りました。
農ウォーク		7 月実施 参加者 49 人	国分寺市農業委員会・国分寺市都市農政推進協議会・JA 東京むさし国分寺地区と共催で実施しました。
農業なんでも相談会		11 月に実施	農業祭開催時に「農業委員会コーナー」を設置し，農業なんでも相談を実施しました。
親子農業体験教室		5 月～8 月 7 回実施 参加者 9 組(18 人)	市内在住の小学生親子を対象に，種まきから収穫までの農業体験を実施しました。
野菜作りの半日体験講習会		12 月 2 日 参加 9 人	土作りから収穫までの作業を半日体験しました。

●健康推進課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
食育講座	6月9日 参加者32人 7月26日 参加者29人 11月15日 参加者17人	既存の親子食育講座2回，大人を対象に「天平メニュー・国分寺ごはん」講座を実施しました。 (6月9日)「親子で作る料理体験会 おいしく作って食べよう」 (7月26日)「親子でクッキング体験会 おいしくおやつを作ろう」 (11月15日)「天平メニュー・国分寺ごはん 昔の食生活とバランスのいい食事」
	4回実施 参加者58人	食育に関する出前講座を子どもから高齢者を対象に実施しました。

●ふるさと文化財課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
ふるさと文化財愛護ボランティア養成講座	6月8日～8月31日 全7回 参加者10人	史跡ガイド・普及ボランティア・調査ボランティアの3部門のボランティアを募集し，国分寺市の歴史と文化財の保護，ボランティアの活動等についての講義と実習を実施
市民歴史講座	6月22日，7月6・20日，8月3日 参加者2人	ふるさと文化財愛護ボランティア養成講座の座学部分を市民歴史講座として希望者に聴講生として公開
市内文化財めぐり	10月10日 参加者29人	国分寺の国指定重文「木造薬師如来坐像」の御開帳に合わせ，史跡武蔵国分寺跡周辺をふるさと文化財課職員の解説のもと散策。ゴール地点の都立殿ヶ谷戸庭園では，庭園職員より解説。観光協会と共催で実施（東京文化財ウィーク参加事業）
現地説明会	11月4日 参加者200人	史跡ガイドボランティアによる史跡武蔵国分寺跡地他での定点ガイドを実施（東京文化財ウィーク参加事業）
歴史講演会	2月16日 参加者105人	恋ヶ窪村分水の市重要史跡指定を記念して，太田和子氏（国分寺市文化財保護審議会委員），小坂克信氏（産業考古学・水車と臼分科会代表）を招いて，国分寺市内の玉川上水分水・水車の講演を実施

●社会教育課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
青少年地域リーダー講習会	5月～11月 全6回 参加者7人	子どもからお年寄りまでの橋渡し役となり、豊かな地域づくりに貢献できるお兄さんお姉さん(青少年地域リーダー、中学1年から高校3年生)を育てる事を目的として実施しました。
わんぱく学校	4月～3月 全11回 参加者37人	体験学習や仲間との交流を通して、子どもたちの感受性・人間性を伸ばし、青少年リーダーとしての資質を育てることを目的として実施しました。 野外活動・ボランティア活動・友好都市との交流等の体験学習を実施しました。

●防災安全課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
市民防災 まちづくり学校 (通算38回目)	11回実施 受講生24人 (修了者20人)	防災都市づくりを総合的に進めるために、市民への防災まちづくりに関する教育、情報の提供を系統的・体系的に行って市民意識の高揚を図ると同時に、地域における市民防災の発展、あるいはまちづくりを自主的に推進するリーダーを養成することを目的としています。修了者数累計 1,391人 平成30年度修了者のうちから市民防災推進委員を20人認定しました。認定者数累計 1,254人
協働 イザ！カエルキャラバン！	学校及び児童館・学童保育所で実施 参加者902人	地域に密着し、子どもとその親世代を中心として防災に関心を高めてもらうため、イザ！カエルキャラバン！を第七小学校及び市内児童館4館・学童保育所1所・いずみホールにおいて開催し、その地域の防災まちづくり推進地区や防災会等がブース運営を担うことで地域コミュニティの活性化や世代間交流を図りました。
井戸端会議の実施	毎月1回実施 (13箇所)	地域社会における災害時の非常用水確保、水と緑を通した都市環境の保全、市民のふれあいの場の確保等を目的として設置した22箇所(うち2箇所は民間井戸)の井戸について市民と協働して維持・管理を行いました。 13箇所の井戸について、周辺に住んでいる市民防災推進委員や住民を中心として井戸端会議及びポンプ管理、清掃、簡易水質検査を行い、同時に市から防災に関する情報を提供しました。

●環境対策課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
清掃センター見学	市内小学校 10 校 夏休み親子施設見学会 6 回 その他の施設見学 計 5 回	ごみがどのように処理され、最終処分されるかを見学し、ごみの減量・分別意識を深めました。 市内小学校 10 校 948 人 親子施設見学会 6 回 20 人 環境まつりにおける工場見学会 53 人 三多摩一つなり交流事業 32 人
協働 喫煙マナーアップキャンペーン	毎月の第 3 火曜日	毎月第 3 火曜日に国分寺駅において、商店会、東京経済大学、関係団体等と協働でポイ捨ての防止及び路上喫煙に関する規制の啓発等、マナーアップキャンペーンを実施しました。
協働 クリーン運動	11 月 11 日 参加者 3585 人	国分寺市民クリーン運動実行委員会を主体に、自治会、老人会、各種団体等と連携し、ボランティア精神に基づいて自主的に清掃活動を行い、地域環境の向上を図ることを目的としています。 昭和 51 年に始まった国分寺市民クリーン運動も 69 回を数え、市民の間に定着し、11 月に公共の場所での一斉清掃を実施しました。 平成 27 年度からひとりでも多くの市民に参加してもらうため、自治会・町内会など団体に加えて、各種団体に加入していない方やマンションの管理組合などに対しても参加を呼びかけました。



クリーン運動

●ごみ減量推進課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
協働 3R講座	6月～11月 全6回 受講者24人	国分寺市のごみ処理，リサイクルの現状と処理について理解をして頂き，市民と行政の役割分担を明確にして，協働して地域のごみ問題を解決するボランティアリーダーの育成を目的として3R講座を実施しました。 3R講座の修了者のうち4人を，国分寺市廃棄物減量等推進委員に委嘱しました。
協働 国分寺環境まつり	12月2日 来場者約2,000人	市民，商工並びに農業者，行政が一体となり，ごみの減量及び資源の再利用化を考え，環境と調和したリサイクル型都市の形成を目指す市民イベントとして，市民の実行委員会形式で開催しました。
ごみの分別・ 出し方の啓発	分別相談・体験等での啓発 34回	臨時拠点取集・分別よろず相談所を実施しました。
	イベント 3回	市民が参加するイベントで，ごみの分け方・出し方を詳細に説明しました。

●公民館事業			
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等	
恋ヶ窪公民館	初夏編 6月 参加者14人 晩秋編 11月 参加者15人 子ども編 1月 参加者8人	恋ヶ窪公民館と第九小学校の周辺をじっくり歩きながら，草花の生育・においなど特性や特徴を学ぶ。 自然を通じ新たな地域コミュニティ形成を目指した。	
	赤米講座 「いにしえのお米に学ぶ」	9月～11月 全3回 延べ参加者52人	恋ヶ窪公民館で栽培している「武蔵国分寺種赤米」の，貴重な歴史や昔の生活を学び，いにしえの時に思いをはせる。 地域の歴史や文化を学び，地域への関心を高めた。
光公民館	野外講座 「歩こう，わがまち国分寺」	6月 全2回 延べ参加者25人	国分寺市江戸時代の用水，新田開発について座学と散策を行い，自然と歴史について学びあいました。 地域の歴史や自然について学び，野外で自然とふれあい，参加者同士の交流を目指した。

もとまち公民館	環境・自然をテーマにした学習会 「玉川上水の自然～武蔵野地域を中心にⅡ～」	5月 全2回延べ参加者数 36人	都市部に残された貴重な森林ベルトである玉川上水について、開削の経過、武蔵野の新田開発、小金井ザクラに焦点をあて、講義と散策を通して学ぶ。 玉川上水の役割について理解を深め、自然・環境を大事にすることやその保存・維持について考える契機とした。
並木公民館	農業体験講座 (並木ファーマーズ)	4月の月～9月 全55回 参加者 22人 延べ 863人 9月～3月 全47回 参加者 20人 延べ 672人	地元の農家の方の協力・実技指導を得ながら農作業を行い、約40種類の野菜を種から育て栽培した。また、昔から地元で培われてきた「農業」を学び、都市農業や地域での役割についての理解を深めた。 講座参加者同士の出会いと交流、公民館事業への参加を通し、地域社会とのつながりを深めることができた。
	子ども農業体験講座	5～11月 全10回 参加者 24人 延べ 168人	座学で野菜について学び、畑に出て野菜の観察や種まき・栽培の作業をし、収穫するまでの様子を「野菜日記」にまとめた。農業体験講座の参加者が指導にあたり、地域の大人と子どもが異世代で交流することができた。 土に親しみながら、作物を収穫する大変さと楽しさを学び、自然の厳しさや偉大さを実感する機会になった。



【並木公民館】子ども農業体験講座



【並木公民館】農業体験講座

●学校指導課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
授業における環境学習・清掃センターの見学	市内の10小学校	社会科副読本「わたしたちの国分寺」にはくらしとごみの単元があり、ごみの出し方、行方、量、再利用等について調べました。また、清掃センターの見学を行いました。

科学教室の開催	5年生コース (29回) 参加者 95人 6年生コース (28回) 参加者 33人	5年生コースでは「光の科学」「大気の科学」「水の科学」を、6年生コースでは「植物の科学」「土の科学」「電気の科学」を取り上げ、観察や実験を行いました。
宇宙の学校の開催	キッズコース 参加者 261組 ファンダメンタルコース 参加者 98人	キッズコース 5歳児から小学2年生を対象 ファンダメンタルコース 小学3・4年生を対象 配布する冊子を用いた学習とスクーリングにより実施しました。配布した科学冊子をもとに、各自が家庭で学習を進め、スクーリングでは参加者が協力しながら実験を行いました。
学童体験農園	3校(六小・八小・十小)で実施	農家の指導を受けながら、土づくり、種まきから収穫までの一連の作業を通して、児童に勤労の尊さや喜び、成就感を実感させるとともに協調性を養うことができました。

●交通対策課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
協働 駅前放置自転車クリーンキャンペーン	10月22日～10月31日	キャンペーン期間中は、放置自転車の撤去活動を強化するとともに、10月22日には国分寺駅前にて、各種団体のご協力を得て、啓発用ティッシュ配布とともに放置自転車のマナー向上を呼びかける駅頭広報活動を行いました。



駅前放置自転車クリーンキャンペーン

第6章 委員会等の活動経緯

1 国分寺市環境審議会（附属機関）

環境基本条例に基づき、平成30年度環境報告書(平成29年度実績)の内容などについて協議しました。

回	開催日	内 容	委員
1	平成30年 12月25日	・第四次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）（素案）について ・平成30年度環境報告書(案)について	11人
2	平成31年 1月22日	・第四次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）（素案）について ・平成30年度環境報告書(案)について	10人
3	2月26日	・平成30年度環境報告書(案)について ・平成30年度環境報告書から見た市の環境施策に関する意見について	10人

2 国分寺市環境推進管理委員会

環境基本条例に基づき、環境基本計画実施計画に係る環境施策の進捗よく状況の確認・評価を行った。

回	開催日	内 容	委員
1	平成30年 7月20日	・平成29年度実績管理票の確認及び評価について	11人
2	8月8日	・平成29年度実績管理票の確認及び評価について	10人
3	9月10日	・平成29年度実績管理票の確認及び評価について	8人
4	10月12日	・平成30年度国分寺市環境推進管理委員会報告（案）のまとめ	11人
5	平成31年 1月21日	・第四次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）（素案）について	9人

3 国分寺市環境ひろば

環境基本条例に基づき、毎月原則第三日曜日に市民・事業者・市が一堂に会し、環境をテーマに意見交換する場として開催しました。

回	開催日	内 容	参加者
160	平成30年 4月15日	報告 ・人事異動 ・環境推進管理委員会 公募委員募集について など 協議 ・ひろばニュース ・フリートークのテーマ フリートーク 「緑地の現状と保全について その2」	14人
161	5月20日	報告 ・ゴーヤ・アサガオの種の配布状況について ・ヤゴ救出作戦 など 協議 ・ひろばニュース ・フリートークのテーマ フリートーク 「フードロスについて その2」	14人
162	6月17日	報告 ・環境ひろば運営委員会について ・夏期 環境家計簿モニター募集 について など 協議 ・ひろばニュース ・フリートークのテーマ フリートーク 「国分寺の野鳥について」	15人
163	7月8日	報告 ・環境ひろば運営委員会について ・アメリカザリガニ捕獲大作戦 について など 協議 ・ひろばニュース ・フリートークのテーマ フリートーク 「ごみの現状と課題について」	15人
164	8月12日	報告 ・環境推進管理委員会の開催について ・アメリカザリガニ捕獲大作戦 について など 協議 ・ひろばニュース ・フリートークのテーマ フリートーク 「ごみの現状と課題について その2」	11人
165	9月9日	報告 ・環境推進管理委員会の開催について ・アメリカザリガニ捕獲大作戦 について など 協議 ・ひろばニュース ・環境シンポジウムについて フリートーク 「空き家・空き地問題について」	14人
166	10月21日	報告 ・アメリカザリガニ捕獲大作戦について ・環境推進管理委員会について など 協議 ・ひろばニュース ・環境シンポジウムについて フリートーク 「姿見の池の環境の変化等について」	12人
167	11月18日	報告 ・国分寺まつりについて ・環境推進管理委員会 ・ごみに関する 提言 など 協議 ・ひろばニュース ・フリートークのテーマ フリートーク 「廃プラスチック問題について」	7人
168	12月16日	報告 ・環境審議会開催について ・環境まつりについて など 協議 ・ひろばニュース ・フリートークのテーマ など フリートーク 「第14回国分寺環境シンポジウムの事前学習について」	11人
169	平成31年 1月20日	報告 ・環境ひろば運営委員会について など 協議 ・ひろばニュース ・フリートークのテーマ など フリートーク 「第四次国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版)(素 案)について」	7人
170	2月17日	報告 ・環境審議会の開催について ・環境シンポジウムについて など 協議 ・ひろばニュース ・フリートークのテーマ など フリートーク 「防災・ハザードマップの更新について」	7人
171	3月17日	報告 ・環境ひろば運営委員会報告について ・環境推進管理委員会 委員の募集について など 協議 ・ひろばニュース ・フリートークのテーマ フリートーク 「環境シンポジウムで学んだこと・反省すること・活かす ことについて」	8人

4 国分寺市環境ひろば・国分寺市で共催した事業

(1) 環境シンポジウムの開催

多くの市民と環境問題について考える機会として、国分寺市環境ひろばと協働で環境シンポジウムを開催しました。第14回は「国分寺の樹木・樹林地を考える ～みどりあふれるまちを目指して～」をテーマに「国分寺の樹木・樹林地」の現状や将来に向けての保全等について講演会を開催しました。

○シンポジウム

テーマ：『国分寺の樹木・樹林地を考える
～みどりあふれるまちを目指して～』

日時：平成31年2月2日（土）
午後1時30分から4時30分

会場：リオンホール（cocobunji WEST 5階）

参加者：121名



プログラム

- ① 市内活動団体の紹介
- ② 講演 「国分寺の樹木・樹林地を考える ～人と自然が共生するまち～」
講師 福嶋 司 氏（東京農工大学名誉教授・国分寺市文化財保護審議会委員・国分寺市遺跡調査会理事・羽村市環境審議会会長 他）
- ③ フロアディスカッション（意見交換）

(2) 国分寺まつり・環境まつりへの参加

環境基本計画の紹介、国分寺市環境ひろばのPR及び省エネに関する情報提供などを目的に参加しました。パネル展示、生物多様性に関するアンケート等を実施しました。

国分寺まつり

日時：平成30年11月4日（日）

場所：都立武蔵国分寺公園

環境まつり

日時：平成30年12月2日（日）

場所：国分寺市清掃センター

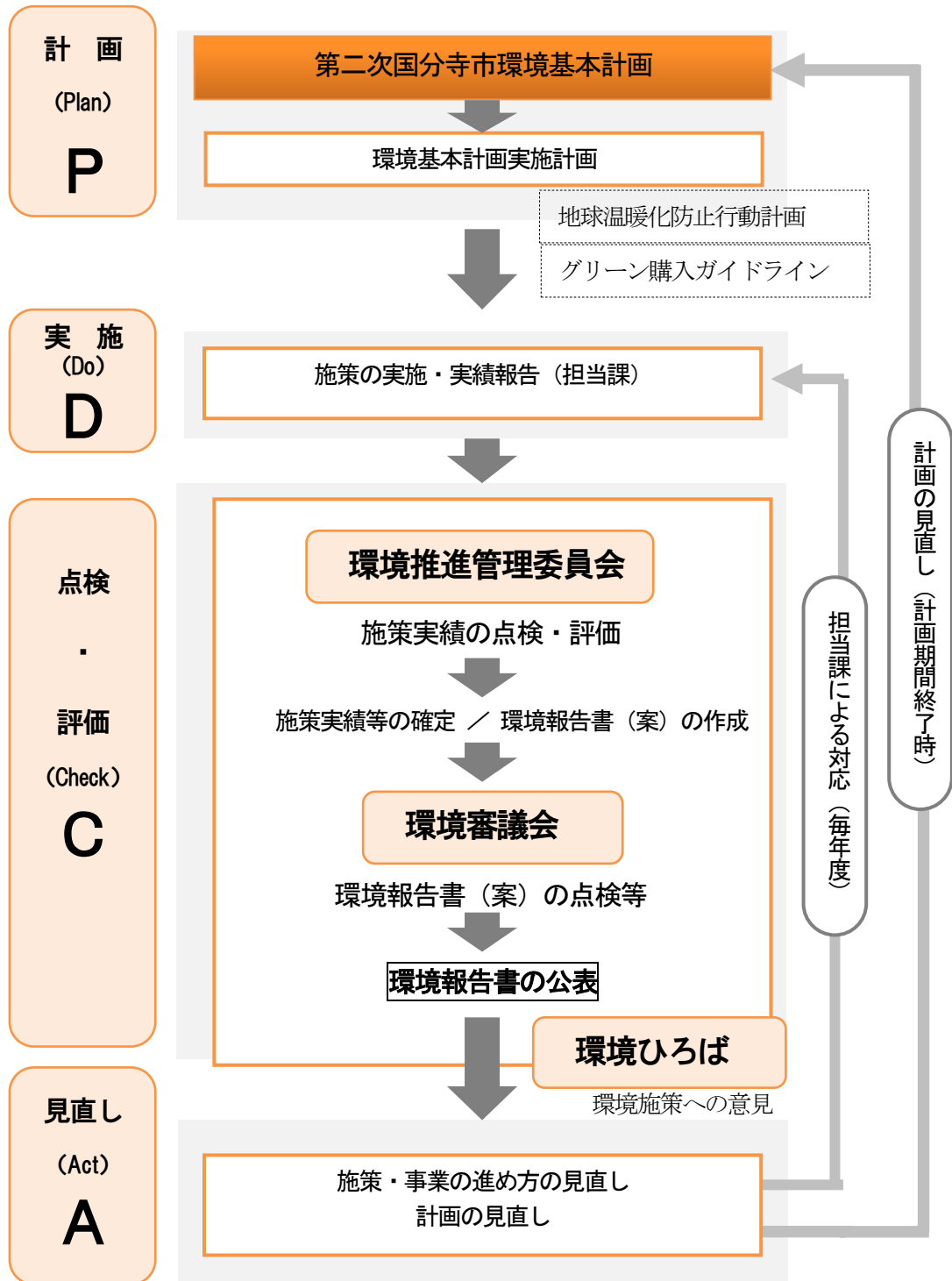


第7章 国分寺市の環境活動

環境マネジメントシステム (P6再掲載)

環境マネジメントシステムとは、下図のとおり計画 (PLAN)、実施・運用 (DO)、点検 (CHECK)、見直し (ACT) の手順により、各課の事業が環境に対してどのような負荷や影響を与えているかを把握し、環境に配慮した行動 (環境プログラム) を推進するシステムです。

図9-1 マネジメントシステムの仕組



《チェック機能》（P7再掲載）

●国分寺市環境推進管理委員会

国分寺市環境推進管理委員会は、国分寺市環境基本条例第27条の規定に基づき、公募市民（2人）、事業者の代表者（2人）、学識経験者（3人）、環境ひろばから選出された者（2人）、市職員（3人）の12人で構成される組織です。環境基本計画実施計画に基づく施策・事業の進ちょく状況の管理・評価を行います。

●国分寺市環境審議会

国分寺市環境審議会は、国分寺市環境基本条例第30条の規定に基づき、公募市民（4人）、学識経験者（4人）、事業者の代表者（2人）、関係行政機関の職員（2人）の12人で構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画等や、環境の保全、回復及び創造に関する基本的事項に関して審議、答申を行うとともに、必要に応じて市長に建議を行います。

●環境ひろば ※協働の推進組織

国分寺市環境基本条例第28条の規定に基づき、協働の推進組織として平成16年8月に環境ひろばを設置しました。

毎月1回、市民、事業者、市が一堂に会して環境に関する意見交換を行うとともに、市の環境施策に関する意見や要望を提出するほか、市民への啓発活動、環境イベントの開催などを行っています。

○ 国分寺市の状況

市の環境マネジメントシステムは、以下の1. 国分寺市環境基本計画実施計画、2. 国分寺市地球温暖化防止行動計画、3. 国分寺市グリーン購入ガイドラインにより推進しています。

1 環境基本計画実施計画

環境基本計画に基づく実施計画（中期）の期間は、平成29～32年度の4年間となっています。平成30年度の各課の事業実績は本報告書（P17～P109）に記載しています。これらの事業実績について環境推進管理委員会により確認・評価が行われました。

○ 国分寺市環境基本計画実施計画の進ちょく状況について

表7-1 国分寺市環境基本計画実施計画の主な施策の項目数

実施計画の取組の項目数	52
再掲載の施策の項目数	3

表7-2 主な施策の担当課の自己評価と環境推進管理委員会での評価(再掲載事業を含む)

評価基準	評価 (主な施策)	施策数に対する割合(%)
順調(順調・おおむね順調の割合の合計が100%)	42	80.8
おおむね順調(順調・おおむね順調の割合の合計が80%以上100%未満)	1	1.9
停滞(順調・おおむね順調の割合の合計が40%以上80%未満)	8	15.4
停滞(順調・おおむね順調の割合の合計が40%未満)	1	1.9
合計	52	100

表7-3 国分寺市環境基本計画実施計画の主な取組みの項目数

実施計画の取組の項目数	169
再掲載の施策の項目数	57

表7-4 主な取組の担当課の自己評価と環境推進管理委員会での評価(再掲載事業を含む)

進捗状況の評価基準	進捗状況	構成比
1. 順調(年度別指標を達成した。または、上回った。)	101	59.8%
2. おおむね順調(年度別指標に対して、80%以上の達成率のとき。)	57	33.7%
3. 停滞(年度別指標に対して、80%未満の達成率のとき。)	9	5.3%
4. 停滞(年度別指標に対して、実績がない。未実施の場合。)	2	1.2%
合計	169	100%

○環境審議会による環境報告書の案の確認について

環境推進管理委員会での環境施策の実績確認・評価を行った後、毎年発行している環境報告書の案について環境審議会でも内容等を確認しました。報告書の構成、掲載位置、標記の修正などに関する意見を参考にしながら、本報告書を作成しました。

2 地球温暖化防止行動計画

(1) 計画策定の背景と現在の国における目標の推移

平成9年(1997年)12月に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)では、二酸化炭素(CO₂)に代表される6種類の温室効果ガスの削減目標が「京都議定書」として締結され、平成17年(2005年)2月に発効しました。「京都議定書」では、日本は温室効果ガスの総排出量を「平成20年(2008年)から平成24年(2012年)の5年間に、平成2年(1990年)レベルから6%削減」とすることが目標として定められました。

平成25年(2013年)11月にポーランド・ワルシャワで開催された第19回締約国会議(COP19)では、上記の「京都議定書」に代わるものとして平成32年(2020年)以降の温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みについて議論され、第21回締約国会議(COP21)の開催前までに各国が約束草

案を国連に提出することになりました。日本政府は、平成 32 年（2020 年）までの削減目標を、「2005 年比 3.8%減（90 年比約 3.1%増）」に見直すことを表明しました。

これを受けて、平成 27 年（2015 年）7 月に、「平成 42 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比 26%削減」との目標草案を国連に提出しています。

平成 27 年（2015 年）11 月にフランス・パリで開催された第 21 回締約国会議（COP21）で、平成 32 年（2020 年）以降の温暖化対策の国際的枠組みを示す「パリ協定」が正式に採択されました。

日本政府は、「パリ協定」及びそれに先立ち提出した目標草案を踏まえ、平成 28 年 5 月に地球温暖化対策を推進するために計画を閣議決定しています。

（2） 地方公共団体の責務

地球温暖化対策推進法〔地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）〕第 4 条において温室効果ガスの排出抑制等のための施策を進めることが決まったほか、第 20 条の 3 において温室効果ガスの排出抑制のための実行計画の策定・公表等が義務付けられました。

（3） 国分寺市地球温暖化防止行動計画

上記第 4 条、第 20 条の 3 に基づき、平成 18 年 3 月に「国分寺市地球温暖化防止行動計画」を策定し、継続して温室効果ガスの削減に取り組んできました。

平成 26 年 3 月には「第三次国分寺市地球温暖化防止行動計画」を策定し、当該行動計画では、基準年度（平成 24 年度）の基準排出量（10,443 t-CO₂）に対し平成 30 年度までの 5 年間で 15%以上の削減目標を設定し、市の事務及び事業に係る温室効果ガスを削減することを目標としています。

また、「第三次国分寺市地球温暖化防止行動計画」の計画期間の終了に伴い、新たに「第四次国分寺市地球温暖化防止行動計画」を平成 31 年 3 月に策定しました。

表7-5 計画概要の推移

	計画期間	基準年度	目標設定とその達成状況
第一次計画	平成 18～23 年度	平成 16 年度	平成 16 年度（20,439.2 t-CO ₂ ）に対し 6%（目標値 19,212.9 t-CO ₂ ）の削減目標 平成 22 年度及び平成 23 年度にあつては、6%の削減目標を達成
第二次計画	平成 24・25 年度	平成 22 年度	平成 22 年度の総排出量（15,279.2 t-CO ₂ ）に対し、年度ごとに 1%ずつ削減をし、平成 25 年度までに合計 2%（305.6 t-CO ₂ ）を削減 平成 24・25 年度の 2 年間合計で約 5.7%（約 870.9 t-CO ₂ ）減少
第三次計画	平成 26～30 年度	平成 24 年度	基準年度（平成 24 年度）の基準排出量（10,443 t-CO ₂ ）に対し平成 30 年度までに 15%以上の削減目標を設定
第四次計画	平成 31（2019）～令和 5（2023 年度）	平成 25 年度	基準年度 平成 25（2013）年度の基準排出量（6,947 t-CO ₂ ）に対し令和 12（2030）年度までに 40%削減。 中間目標として、計画期間となる令和 5（2023）年度までに 16.7%の削減目標を設定

(4) 平成29年度国分寺市温室効果ガス総排出量

平成30年度に平成29年度の温室効果ガスの総排出量を集計した結果、総排出量は約10,036 t-CO₂で、基準排出量(10,443 t-CO₂)に比べ約3.9%減少しました。

第三次計画の削減目標値を達成するためには、更に1,160 t-CO₂を削減する必要があります。引き続き、各施設内の照明の間引き、執務室内の消灯励行をするなど、エネルギー使用量の削減に取り組むなど地球温暖化防止行動が求められています。

3 グリーン購入

○ グリーン購入とは

「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法)」に基づき、原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境負荷の少ない製品やサービスを優先して購入することです。市では、平成18年度にグリーン購入基本方針及びガイドラインを策定し、平成19年度からグリーン購入の本格的な取組を進めています。平成30年度は13分野91品目について取組を行いました。分野別の取組結果は、下表のとおりです。

表7-6 平成30年度グリーン購入調達実績(分野別取組結果)

年度・分類 特定調達 品目分野	購入実績に伴う調達 率		やむを得ない 理由によるも のを除いた調 達率(※)	調達できなかった主な理由
	H29	H30	H30	
用紙類	99.7%	99.6%	100.0%	種類により適合品がない
文具・事務用品	95.1%	94.7%	100.0%	物品の価格差 種類により適合品がない
事務用機器類	70.4%	79.2%	100.0%	物品の価格差 種類により適合品がない
OA機器	97.8%	99.3%	100.0%	種類により適合品がない
照明	87.1%	93.0%	100.0%	種類により適合品がない
文書保存箱	100.0%	100.0%	100.0%	
自動車	0.0%	100.0%	100.0%	
衣料品等	99.6%	93.5%	100.0%	種類により適合品がない
作業手袋	95.1%	99.1%	100.0%	種類により適合品がない
繊維製品等	83.1%	93.3%	100.0%	種類により適合品がない
災害備蓄用品	100.0%	0.0%	100.0%	種類により適合品がない

衛生用品	100.0%	98.7%	100.0%	物品の価格差 種類により適合品がない
印刷物	99.5%	99.9%	100.0%	種類により適合品がない
平均	86.7%	88.5%	100.0%	

※価格、品質の差によりやむを得ず非適合品を購入したものを除いた調達量

4 国分寺市の環境年表

	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
享保年間 (1716-1735)	新田開発		
慶応3年(1867)	鷹場廃止		
明治22年(1889)	市制・町村制により国分寺村誕生 (二村八新田が合併) 甲武鉄道(現JR中央線)開通 国分寺駅開業		
明治27年(1894)	川越鉄道(現在の西武国分寺線)開通		
明治43年(1910)	砂利運搬鉄道開通(下河原線)		
大正4年(1915)	電灯が点灯する		
大正9年(1920)	下河原線国有化となる		
大正10年(1921)	電話開通		
大正11年(1922)	国分寺駅まで電車が開通 小学校に電灯		
大正12年(1923)	関東大震災		
大正15年(1926)	国立駅開業		
昭和3年(1928)	国分寺・府中間バス開通 多摩湖電車(国分寺・萩山間)開通		
昭和15年(1940)	町制施行(国分寺町となる)		
昭和16年	(第2次世界大戦)		
昭和20年(1945)	軍需景気を受け住宅、工場が増加する	人口13900人	
昭和24年			東京都公害防止条例制定
昭和27年		2万人を超える	
昭和28年	リヤカー等による各戸ごみ収集開始		
昭和29年			清掃法制定
昭和30年(1955)	恋ヶ窪駅開設		
昭和31年	国分寺駅南口開設		
昭和31年	焼却炉完成(処理能力日量7t)		
昭和33年	国立駅北口開設	3万人を超える	
昭和35年(1960)	町営水道始まる (西部の農村地区も住宅化)		
昭和37年		4万人を超える	(東京にスモッグ連続発生)
昭和38年	旧本庁舎完成		
昭和39年	市制施行(国分寺市となる) ポリバケツによるごみ回収方式採用	5万人を超える	
昭和41年	焼却炉改造(処理能力日量40t)	6万人を超える	
昭和42年	中部幹線下水道事業開始		公害対策基本法制定 大気汚染防止法制定
昭和43年		7万人を超える	騒音規制法
昭和44年			東京都公害防止条例制定 水質汚濁防止法制定
昭和45年(1970)	市営運動場の開設		廃掃法制定
昭和46年	国分寺市公害防止条例制定		(PCBの環境汚染表面化)
昭和47年	公共下水道事業開始	8万人を超える	自然環境保全法制定
昭和48年	武蔵野線開通 西国分寺駅開業		
昭和49年			(酸性雨の被害発生)
昭和50年(1975)	粗大ごみ収集開始		(6価クロムによる土壌汚染発生)
昭和51年	公共下水道の使用開始(東元町)		
昭和52年	殿ヶ谷戸庭園開園		
昭和55年(1980)	三多摩地域廃棄物広域処分組合設立		
昭和58年		9万人を超える	

	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
昭和59年	日の出町に最終処分場開場 資源物集団回収奨励金制度開始		
昭和60年(1985)	清掃センター完成(処理能力日量140t) 「お鷹の道・真姿の池湧水群」が環境庁 (現環境省)の『名水百選』に選定		
昭和62年			東京都管理計画の策定
平成元年 (昭和64年)	国分寺市水と緑の国分寺プラン策定		
平成3年	新小平駅 台風の影響による地下水位の上 昇による水没事故発生(10月)		リサイクル法施行
平成4年		10万人を超える	東京都廃棄物の処理および 再利用に関する条例制定
平成5年			環境基本法の制定
平成6年	生ごみたい肥化容器の斡旋開始		第1回環境の日(6月5日)
平成7年(1995)	資源物(紙・布・ビン・カン)の収集が開始		東京都地球温暖化防止対策 地域推進計画の策定
平成8年			容器包装リサイクル法施行
平成9年			東京都環境基本計画を策定 京都議定書採択
平成10年	事業系一般廃棄物の全面有料化		東京エネルギービジョン策定 地球温暖化対策推進法
平成11年	せん定枝のたい肥化開始		PRTR法公布 ダイオキシン類対策特別処置法公布
平成12年(2000)	ペットボトルの拠点回収を開始 有害ごみの日を新設 国分寺市都市マスタープラン策定		緑の東京計画策定 グリーン購入法施行 循環型社会形成推進基本法公布
平成13年	家電リサイクル法始まる 国分寺市緑の基本計画策定 国分寺市一般廃棄物処理基本計画策定		環境確保条例と 自然保護条例の施行 家電リサイクル法施行
平成14年	資源プラスチックの分別収集開始(市内全域) 清掃センター・ダイオキシン類削減対策工事完了		エネルギー政策基本法制定 廃棄物処理計画の策定 土壌汚染対策法公布
平成15年		11万人を超える	エネルギー基本計画策定(第一次) 東京の名湧水選定 (ディーゼル車規制開始)
平成16年	国分寺市環境基本計画策定(3月) 国分寺市まちづくり条例制定(6月) 環境ひろば第1回開催(8月) 国分寺市環境基本条例制定(9月)		景観法公布 外来生物法制定
平成17年(2005)	環境審議会第1回開催(2月) 環境推進管理委員会第1回開催(5月) 粗大ごみ有料化開始(10月) 公共施設のアスベスト使用状況調査 環境マネジメントシステム運用開始 国分寺市地球温暖化防止行動計画策定		京都議定書発効
平成18年	ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する 条例の制定 国分寺市環境基本計画実施計画策定		持続可能な東京の実現をめざす 新戦略プログラム策定 東京都再生可能エネルギー戦略の策定
平成19年	ごみの戸別収集開始(1月) グリーン購入の導入(4月) 環境家計簿モニター開始		エネルギー基本計画策定(第二次) 東京都気候変動対策方針策定
平成20年			G8北海道洞爺湖サミット開催 (新)東京都環境基本計画策定 生物多様性基本法制定

	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
平成21年	一般廃棄物処理基本計画の改定		
平成22年(2010)	緑の基本計画改定		生物多様性条約COP10愛知県開催 名古屋議定書、愛知目標採択
	ごみ減量化・資源化行動実施計画改定		エネルギー基本計画策定(第三次)
平成23年	東日本大震災(3月)以降の公共施設及び 清掃センター等の節電対策		
平成24年	国分寺市湧水及び地下水の保全に関する条例 制定		再生可能エネルギーの固定価格 買取制度開始
	国分寺市放射能対策に関する基本的な対応 方針策定		
	地球温暖化防止行動計画改定(第二次)		生物多様性国家戦略策定
平成25年	家庭ごみ有料化開始(6月)		東京都気候変動対策方針策定
	ごみ減量化・資源化行動実施計画改定		小型家電リサイクル法施行
	住宅用太陽光発電機器等助成制度開始(7月)		改正フロン排出抑制法公布
平成26年	日野市・国分寺市・小金井市 新可燃ごみ処理 施設の整備及び運営に関する覚書締結(1月)		雨水の利用の推進に関する法律 施行
	環境基本計画改定(第二次)		エネルギー基本計画策定(第四次)
	地球温暖化防止行動計画改定(第三次)		水循環基本法施行
	国分寺市空き地及び空き家等の適正な管理 に関する条例制定		空家等対策の推進に関する特別 措置法制定
	環境基本計画実施計画改定(第二次 前 期)		
平成27年(2015)	浅川清流環境組合設立(日野市・国分 寺市・小金井市 新可燃ごみ処理施設 の整備及び運営)(7月)		改正フロン排出抑制法施行
平成28年	ごみ減量化・資源化行動実施計画改定	12万人を超える	建築物のエネルギー消費性 能の向上に関する法律施行
平成29年	住宅用太陽光発電機器等設置助成金交 付規則 一部改正		廃棄物の処理及び清掃に関 する法律の一部改正
平成30年	地球温暖化防止行動計画改定(第四次)		バーセル法改正

資料：東京都環境局「東京の環境」「東京都環境白書」
国分寺市教育委員会「郷土こくぶんじ」「国分寺市統計」

第8章 環境測定データ編（平成30年度環境調査結果）

1 大気環境分析調査

市内の主要幹線道路における大気の現況を把握することを目的として、市内のA～G地点（表8-1参照）で毎年定期的に調査を実施しています。（平成17年度より調査地点にF・Gの2地点追加）

調査期間：（冬期）平成30年12月13日（木）0:00～12月19日（水）24:00（7日間連続測定）

（1）調査結果

本調査の結果では、全項目において環境基準を超過した時間値・日平均値はありませんでした。

表8-1 大気環境分析調査結果

項目		単位	A地点 五日市街道	B地点 府中街道	C地点 国分寺街道	D地点 内藤橋街道	E地点 戸倉通り	F地点 熊野神社通り	G地点 多喜窪通り	環境基準
二酸化窒素 (NO ₂)	日平均値 の最高値	ppm	○ 0.035	○ 0.039	○ 0.038	○ 0.032	○ 0.03	○ 0.034	○ 0.032	0.06ppm以下
	日平均値 の最高値	ppm	-	○ 0.7	-	-	-	○ 0.6	○ 0.6	10ppm以下
8時間平均値 の最高値	-		○ 0.9	-	-	-	○ 0.8	○ 0.9	20ppm以下	
二酸化硫黄 (SO ₂)	日平均値 の最高値	ppm	-	○ 0.002	-	-	-	○ 0.001	○ 0.001	0.04ppm以下
	1時間平均値 の最高値		-	○ 0.004	-	-	-	○ 0.003	○ 0.003	0.1ppm以下
浮遊粒子状物質 (SPM)	日平均値 の最高値	mg/m ³	○ 0.022	○ 0.018	○ 0.02	○ 0.02	○ 0.019	○ 0.02	○ 0.018	0.1mg/m ³
	1時間平均値 の最高値		○ 0.05	○ 0.055	○ 0.046	○ 0.049	○ 0.058	○ 0.046	○ 0.059	0.2mg/m ³
微小粒子状物質 (PM _{2.5})※	日平均値 の最高値	ug/m ³	20.4	19.6	18.2	19.6	16.6	15.9	15.4	35ug/m ³

備考：○印環境基準を満足していることを示します。

“-（ハイフン）”は未測定です。平成18年度以降、一酸化炭素、二酸化硫黄は都市計画道路国3・2・8号線の建設予定地付近F地点、G地点を追加して3箇所測定しています。

※微小粒子状物質（PM_{2.5}）の環境基準は、1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であることと示されていますが、年間を通して測定していないことから記載した数値は参考値となります。

（2）結果概要と考察

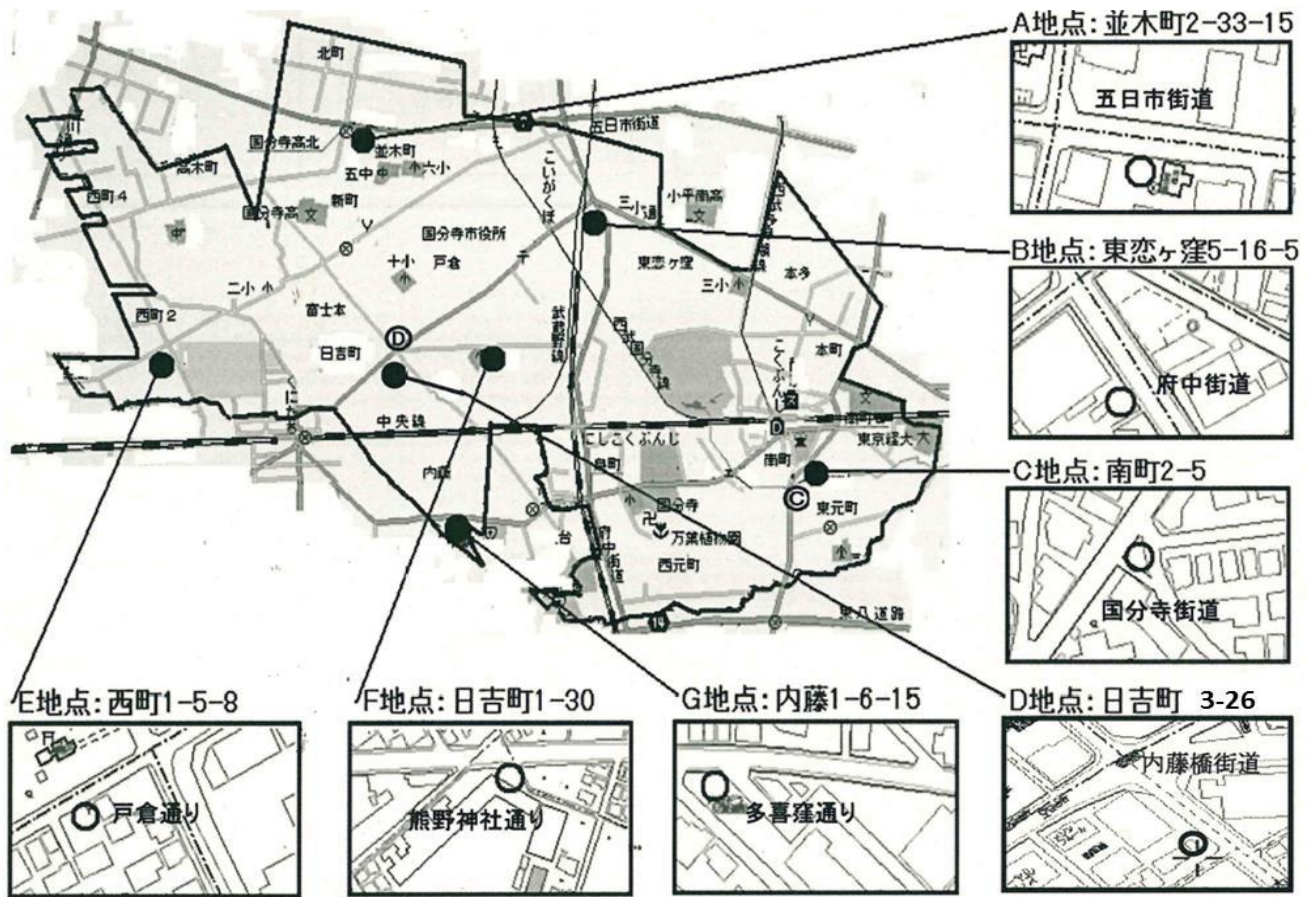
環境基準値との比較において、今回の7日間の測定ではすべての調査地点の全項目において、環境基準を超過した時間値、平均値はありませんでした。

調査地点の特徴として、B地点（府中街道）が二酸化窒素、一酸化炭素、二酸化硫黄の3項目において調査地点の最高値を記録しました。浮遊粒子状物質と微小粒子状物質（PM_{2.5}）においては、A地点（五日市街道）が調査地点の最高値を記録しました。これは都市計画道路国3・2・8号線（府中所沢線）が一部開通しましたが、計測地点までは開通されていないため、そのため交通量が集中したものと考えられます。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）について、A～F地点においては重量法を用いて測定し、G地点（多喜窪通り）ではβ線吸収法での測定を行いました。なお、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の環境基準は、1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であることと示されていますが、年間を通して測定していないことから記載した数値は参考値となります。

平成29年度冬期との比較（図8-2）（季節ごとの変化変動は大きいため、昨年度の冬期調査結果と比較を行いました。）では、窒素酸化物（NO、NO₂、NO_x）では、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物全てにおいて全地点で減少しました。一酸化炭素（CO）も減少しました。二酸化硫黄（SO₂）は同程度もしくは若干減少しました。微小粒子状物質（PM_{2.5}）は府中街道において増加しました。交通量はA、B、C、F地点で若干減少し、D、E、G地点で若干増加しました。

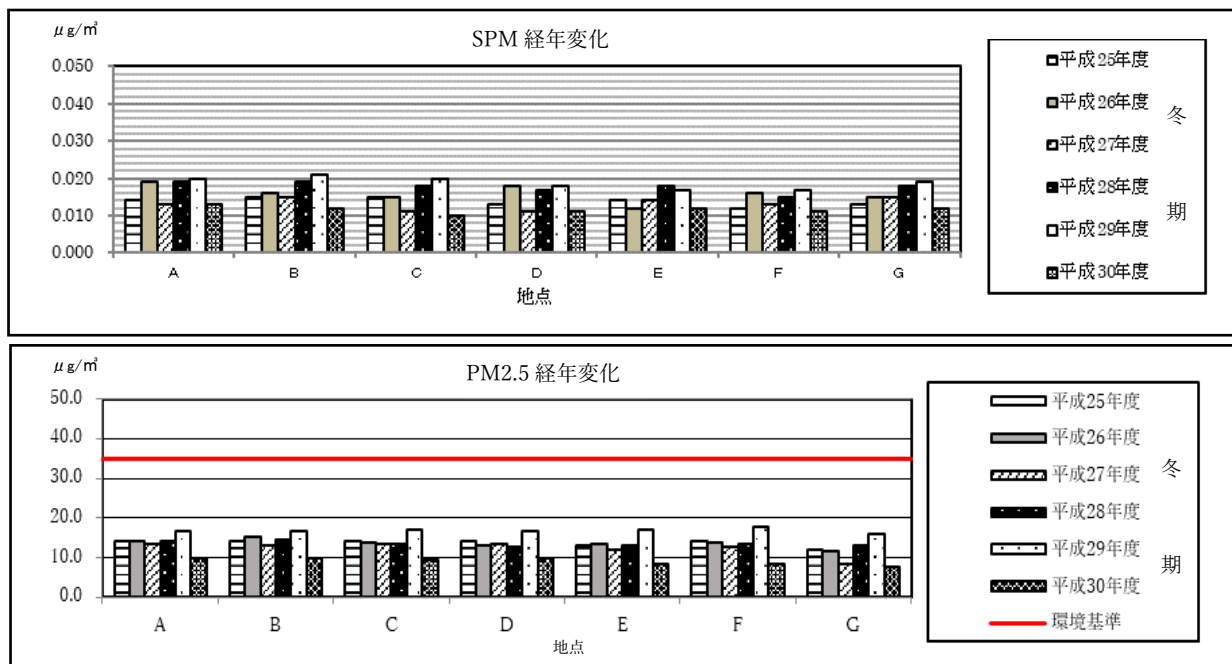
図 8-1 大気及び騒音・振動観測地点とその地点における交通状況



SPMとPM2.5の大気中濃度

平成 30 年度冬期の期間平均値（平成 30 年 12 月 13 日～平成 30 年 12 月 19 日）

浮遊粒子状物質自動計測器を用いて、測定を行ったA～G地点におけるSPMの濃度は、0.011～0.013mg/m³の範囲にあり、A地点で最大値を示しました。また、PM2.5の濃度は重量法を用いて測定を行ったA～F地点は7.7～10.0μg/m³の範囲にあり、B地点で最大値を示しました。β線吸収法を用いて連続測定を行ったG地点における最高値は10.0μg/m³でした。微小粒子状物質(PM2.5)は昨年度に対し全地点において減少しました。



平成 30 年度と平成 29 年度との比較

各地点の平成 29 年度までの調査結果(時間値の期間平均値)と平成 30 年度調査結果の比較を、示しています。(季節ごとの変化変動が大きいいため、各年度の冬季調査結果と比較を行いました。)

(1) 大気汚染物質濃度の平成 29 年度との比較(図8-2)

- ① 窒素酸化物(NO, NO₂, NO_x)
一酸化窒素, 二酸化窒素, 窒素酸化物は平成 29 年度冬季に対し全地点におい若干減少しました。
- ② 一酸化炭素(CO)は平成 29 年度冬季に対し若干減少しました。※B, F, G 地点のみ測定
- ③ 二酸化硫黄(SO₂)は平成 29 年度冬季に対し同程度もしくは若干減少しました。※B, F, G 地点のみ測定
- ④ 浮遊粒子状物質(SPM)は平成 29 年度冬季に対し全ての地点において減少しました。
- ⑤ 微小粒子状物質(PM_{2.5})は平成 29 年度冬季に対し全ての地点において減少しました。

(2) 交通量の比較(図8-3)

交通量は平成 29 年度冬季に対し, A, B, C, F 地点で若干減少し, D, E, G 地点で若干増加しました。

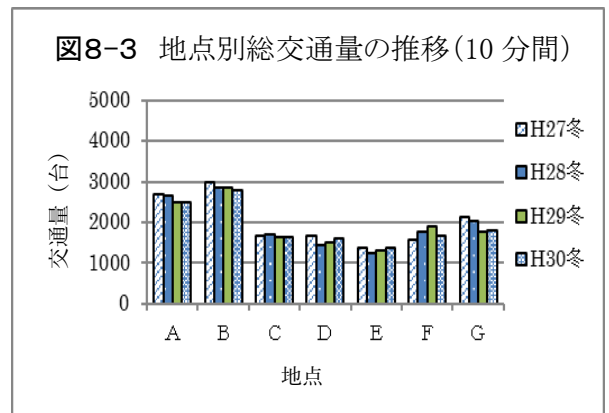
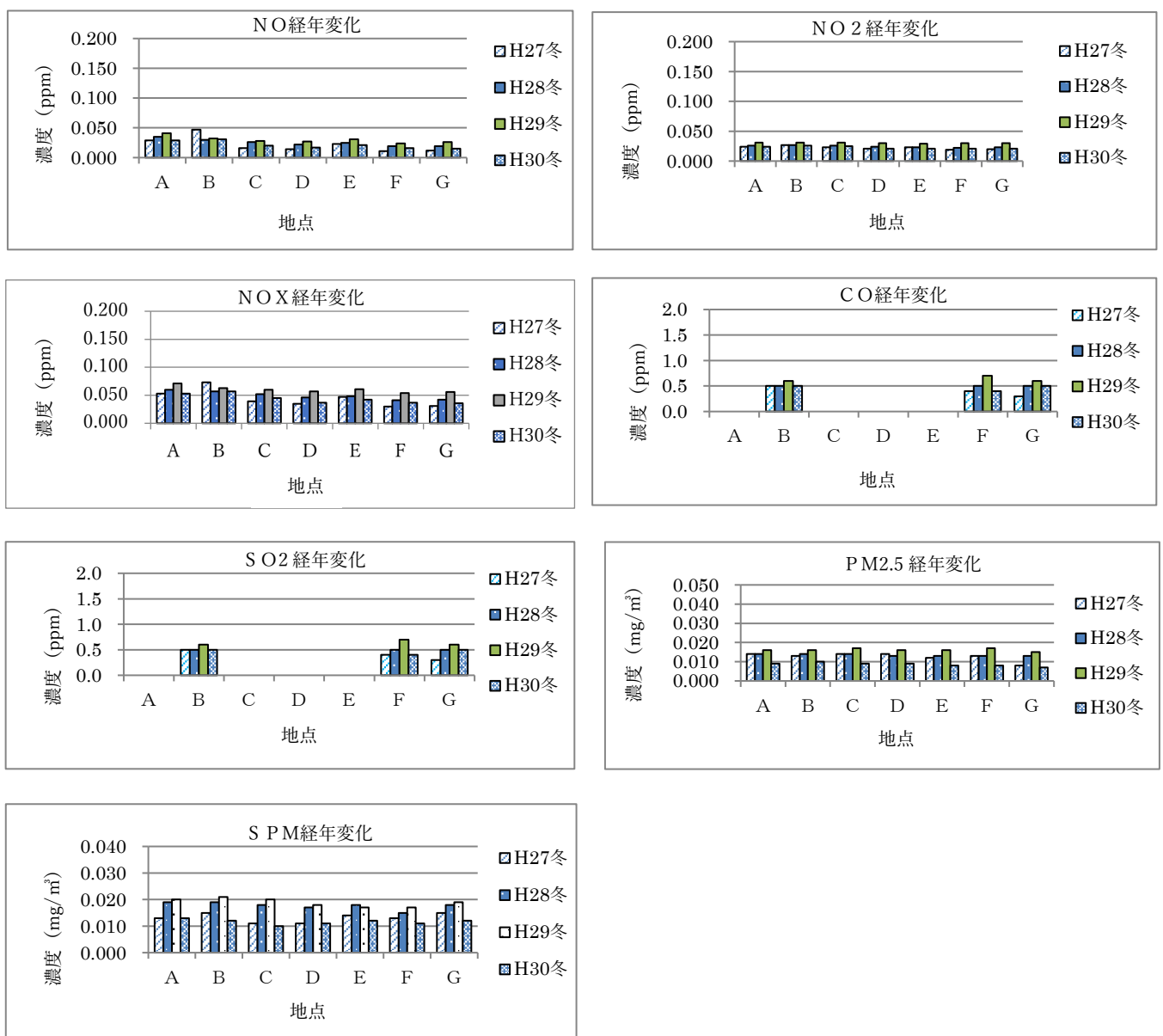


図8-2 観測地点における大気環境の経年変化(年度ごとの期間平均値)



2 騒音・振動及び交通量調査

市内の主要幹線道路における騒音・振動の現況を把握するため、調査は騒音・振動の状況が標準的と考えられる平日1日(連続24時間)について、市内のA～G地点(P132の図8-1参照)で実施しました。

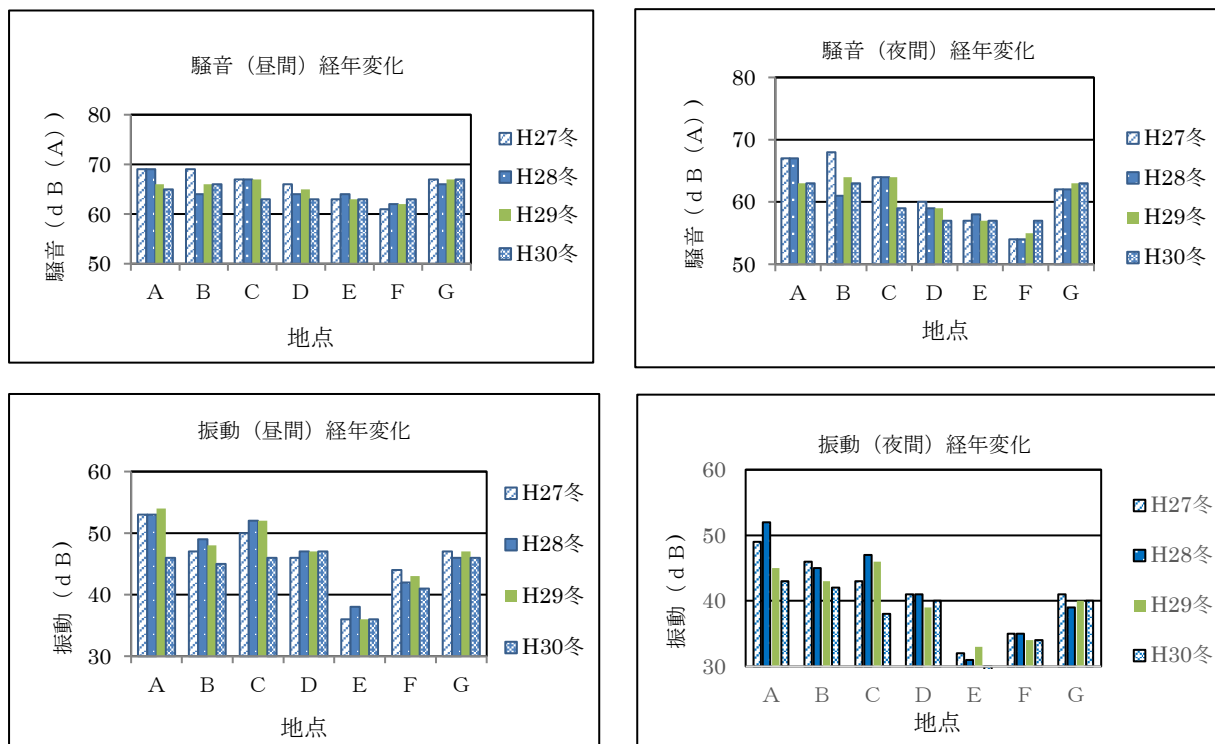
測定期間：平成30年12月13日10:00～12月14日10:00

表8-2 騒音調査結果総括表

地点	時間帯	観測時間	基準比較	L _{aeq} (dB)	環境基準 (dB)	要請 限度 (dB)	総交通量(台)	平均車速
							一時間	(km/時間)
A地点 五日市街道	昼間	6～22	○	66	70	75	13,214	39.8
	夜間	22～6	○	63	65	70	1,945	41.8
B地点 府中街道	昼間	6～22	○	66	70	75	14,594	40.6
	夜間	22～6	○	64	65	70	2,575	43.7
C地点 国分寺街道	昼間	6～22	○	67	70	75	8,830	41.8
	夜間	22～6	○	64	65	70	981	44.6
D地点 内藤橋街道	昼間	6～22	△	65	60	70	8,593	37.4
	夜間	22～6	△	59	55	65	759	38.8
E地点 戸倉通り	昼間	6～22	△	63	60	70	7,381	38.7
	夜間	22～6	△	57	55	65	707	40.6
F地点 熊野神社通り	昼間	6～22	△	62	60	70	10,435	44.4
	夜間	22～6	○	55	55	65	820	45.8
G地点 多喜窪通り	昼間	6～22	○	67	70	75	9,901	42.2
	夜間	22～6	○	63	65	70	1,052	44.4

注：表中の記号は○：環境基準及び要請限度を満足、△：環境基準超過及び要請限度を満足、×環境基準及び要請限度超過を示す。

図8-4 騒音・振動の経年変化



(1) 調査結果

騒音については、環境基準を下回ったのは A,B,C,G 地点の両時間帯（昼間・夜間）、F 地点の夜間であった。D, E 地点の両時間帯（昼間・夜間）、F 地点の昼間について環境基準を超過していました。要請限度については全地点で下回りました。(表8-2)
振動については、全地点で要請限度を下回りました。(表8-3)

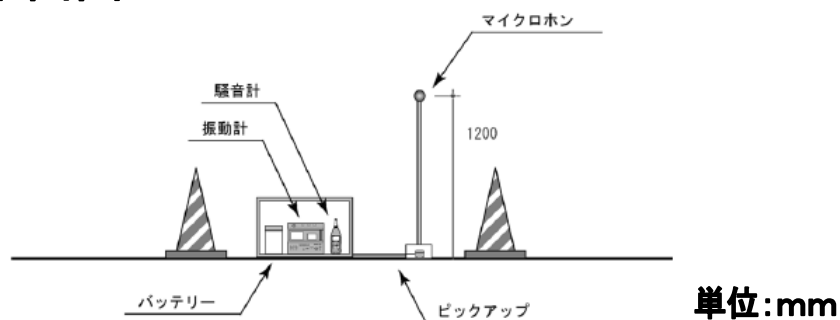
表 8-3 振動調査結果総括表

地点	時間帯	観測時間	基準比較	L ₁₀ (dB) 時間帯平均	要請限度 (dB)	総交通量(台)	平均車速
						10分間	(km/時間)
A地点 五日市街道	昼間	8～19	○	46	65	1,565	40.5
	夜間	19～8	○	43	60	921	45.4
B地点 府中街道	昼間	8～19	○	45	70	1,918	38.8
	夜間	19～8	○	42	65	884	43.8
C地点 国分寺街道	昼間	8～19	○	46	70	1,205	39.8
	夜間	19～8	○	38	65	423	44.1
D地点 内藤橋街道	昼間	8～19	○	47	65	1,108	40.7
	夜間	19～8	○	40	60	512	40.9
E地点 戸倉通り	昼間	8～19	○	36	65	1,015	35.5
	夜間	19～8	○	29	60	371	38.0
F地点 熊野神社通り	昼間	8～19	○	41	65	1,214	40.7
	夜間	19～8	○	34	60	464	41.9
G地点 多喜窪通り	昼間	8～19	○	46	70	1,362	40.3
	夜間	19～8	○	40	65	450	42.0

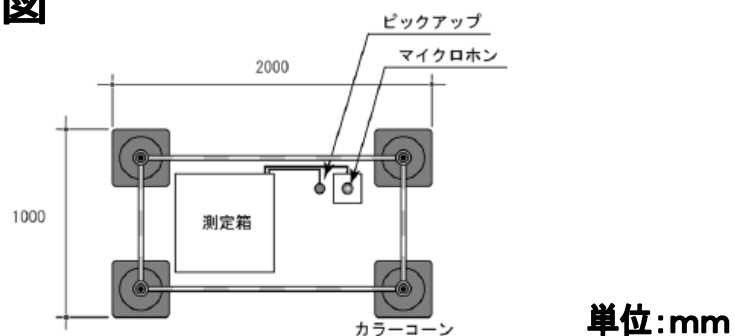
注：表中の記号は○：環境基準及び要請限度を満足、△：環境基準超過及び要請限度を満足、×環境基準及び要請限度を超過を示す。

図 8-5 騒音・振動測定機器の機器配置

平面図



立面図



3 酸性雨調査

大気中の二酸化炭素と平衡状態にある降雨水のpHは5.6前後とされ、一般にpHが5.6以下の降雨水は酸性雨と言われています。市内の降雨の状況を把握するために調査を実施しました。

調査期間：平成30年4月から平成31年3月までの1年間
 実施場所：清掃センター事務所棟屋上

(1) 調査結果

採取した降水のpHは4月、5月、6月、7月、8月、10月、11月2月は5.6以下の酸性雨でしたが、それ以外の月では酸性雨は記録されませんでした。

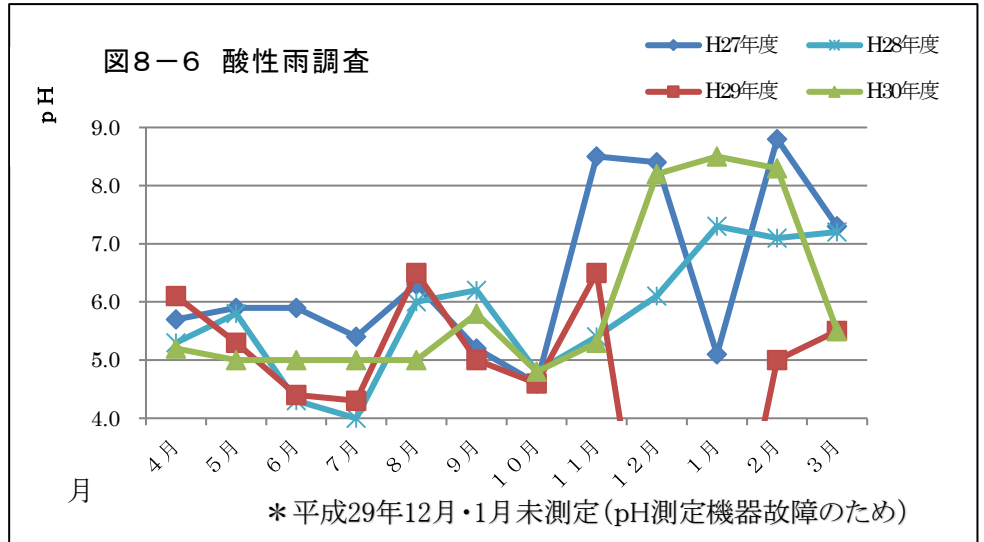
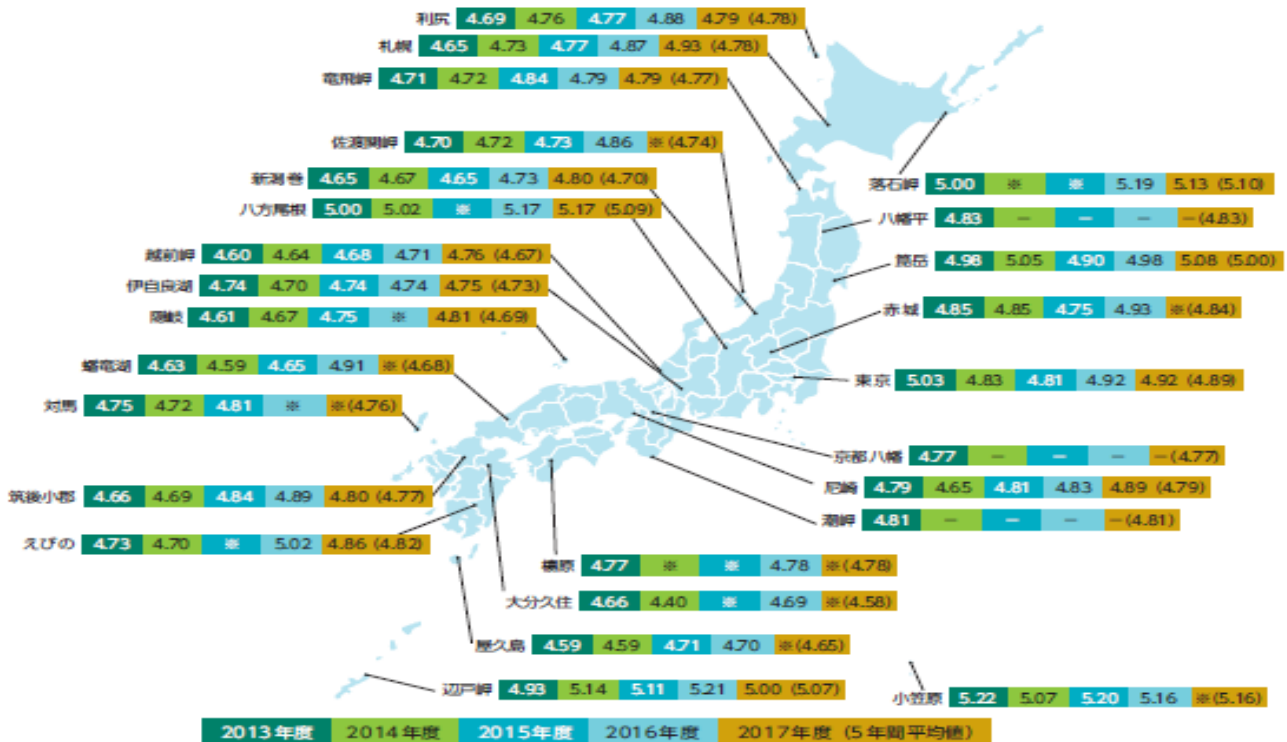


図8-7 日本の酸性雨状 pH分布図2012(平成24)年度~2017(平成29)年度



—：測定せず。
 ※：当該年平均値が有効判定基準に適合せず、棄却された。
 注：平均値は降水量加重平均により求めた。

全国的に酸性雨が観測されており、現在のような酸性雨が今後も降り続ければ、将来、更に酸性雨による深刻な影響が生じる恐れがあります。

データ出典：平成31年版環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

4 野川の水質状況

鞍尾根橋（南町1-1）を境にした野川の様子



国分寺市側



小金井市側

野川の3地点で年7回の調査を実施し、生活環境項目について環境基準（D類型）（P152参照）との比較を行うことにより、野川の水質の汚濁状況の確認を行いました。その結果、全地点で環境基準を下回りました。詳しい結果は以下のとおりです。

4.1 押切橋

野川の源流は㈱日立製作所中央研究所の湧水池からの流出水です。上記流出点より約100m下流の押切橋上流付近で行いました。

BODは0.5未満～1.8mg/Lの範囲で、良好な値で推移しました。また、BODの75%値は1.3mg/Lで環境基準を下回りました。

その他の項目でも、全ての調査月で環境基準を下回りました。

表8-4 押切橋における調査結果と環境基準との比較（生活環境項目）

平成30年度

単位：mg/L（pHを除く）

調査月 項目	4月	6月	8月	9月	11月	1月	3月	平均値 (75%値)*	環境基準
pH	7.5	7.5	7.6	7.5	7.1	7.6	7.8	7.5	6.0以上 8.5以下
BOD	1.8	0.5	1.3	0.9	<0.5	<0.5	1.1	1.0 (1.3)*	8以下
SS	15	6	9	8	3	2	3	7	100以下
DO	8.5	8.5	8.5	8.5	9.5	11.1	10.7	9.3	2以上

注）*：（ ）内の数値は、BODの75%値。

BODの75%値とは、各月毎のデータが年間12個ある場合、水質の良い順に並べて9番目の値のことであり、年間の値を評価する際に使用します。本調査においては、年間7回の測定であるため、水質の良い順に並べて6番目の値が75%値となります。

4.2 一里塚橋

調査は上流側に元町用水が流入している一里塚橋の下流約10m付近で行いました。

BODは0.5未満～1.4mg/Lの範囲であり、良好な値で推移していました。また、BODの75%値は

1. 0mg/Lであり環境基準を下回りました。

その他の項目でも、全ての調査月で環境基準を下回りました。

表 8-5 一里塚橋における調査結果と環境基準との比較（生活環境項目）

注）*：（ ）内の数値は、BODの75%値。本調査では年間7回の測定であるため、水質の良い順に並べて6番目の値が75%値となります。

平成30年度

単位：mg/L（pHを除く）

調査月 項目	4月	6月	8月	9月	11月	1月	3月	平均値 (75%値)*	環境基準
pH	7.7	7.7	8.0	7.8	7.3	7.7	7.6	7.7	6.0以上 8.5以下
BOD	1.4	0.5	0.7	<0.5	<0.8	<0.5	1.0	0.7 (1.0)*	8以下
SS	6	6	12	11	3	<1	4	6	100以下
DO	10.0	9.7	9.6	9.7	10.3	12.8	9.9	10.3	2以上

4.3 鞍尾根橋

国分寺市内を流れる野川の最下流地点として、小金井市との市境である鞍尾根橋の上流約5～10m付近で測定を行いました。なお、鞍尾根橋の上流側左岸より東経大の湧水が流入していますが、調査は流入地点より上流で実施しています。

BODは0.5未満～1.2mg/Lの範囲で、良好な値で推移しました。また、BODの75%値は1.2mg/Lで環境基準を達成しました。

その他の項目についても、全て環境基準を下回りました。

表 8-6 鞍尾根橋における調査結果と環境基準との比較（生活環境項目）

注）*：（ ）内の数値は、BODの75%値。本調査では年間7回の測定であるため、水質の良い順に並べて6番目の値が75%値となります。

平成30年度

単位：mg/L（pHを除く）

調査月 項目	4月	6月	8月	9月	11月	1月	3月	平均値 (75%値)*	環境基準
pH	8.0	7.9	8.3	8.2	7.6	7.7	7.7	7.9	6.0以上 8.5以下
BOD	1.2	0.6	0.6	0.7	<0.5	<0.5	1.2	0.8 (1.2)*	8以下
SS	3	6	7	4	4	<1	1	4	100以下
DO	10.4	9.8	10.4	10.4	10.1	13.1	10.1	10.6	2以上

5 野川の底質状況

底質の調査は、平成17年度までは鞍尾根橋で行っていましたが、上流側がコンクリート三面貼りとなった平成16年9月以降、底質の採取が困難となったため、平成18年度からは一里塚橋で調査を行っています。底質については、暫定除去基準及び参考基準との比較を行いました。表に示すように、比較した全ての項目に対して、暫定除去基準及び参考基準を下回りました。

表8-7 一里塚橋における調査結果と暫定除去基準との比較（底質含有分析）

調査年月日：平成30年5月10日

項目	単位	一里塚橋	暫定除去基準*
総水銀	mg/kg	0.10	25ppm以上
PCB	mg/kg	<0.01	10ppm以上

注) mg/kg=ppm

表8-8 一里塚橋における調査結果と参考基準との比較（土壌環境基準項目）

調査年月日：平成30年5月10日

項目	単位	一里塚橋	参考基準*	
カドミウム	mg/L	<0.001	0.01以下	
全シアン	mg/L	<0.1	検出されないこと	
有機燐	mg/L	<0.1	検出されないこと	
鉛	mg/L	0.009	0.01以下	
六価クロム	mg/L	<0.005	0.05以下	
砒素	mg/L	0.001	0.01以下	
総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005以下	
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	検出されないこと	
PCB	mg/L	<0.0005	検出されないこと	
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0.02以下	
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002以下	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0.004以下	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.1以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0.04以下	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	1以下	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0.006以下	
トリクロロエチレン	mg/L	<0.003	0.03以下	
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01以下	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002以下	
チウラム	mg/L	<0.0006	0.006以下	
シマジン	mg/L	<0.0003	0.003以下	
チオベンカルブ	mg/L	<0.001	0.02以下	
ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01以下	
セレン	mg/L	0.001	0.01以下	
ふっ素	mg/L	<0.08	0.8以下	
ほう素	mg/L	<0.1	1以下	
含有	砒素	mg/kg	<0.5	15未満(田に限る)
	銅	mg/kg	12	125未満(田に限る)

※暫定除去基準：昭和63年環水管第127号 環境庁水質保全局通知

※参考基準：土壌の汚染に係る環境基準（平成28年環告30号）を用い、参考基準としました。

6 湧水の水質状況

湧水には環境基準等が定められていないため、ここでは、生活環境の保全に関する環境基準〔河川〕と地下水の水質汚濁に係る環境基準を参考基準*として比較を行うことにより、湧水の汚濁状況の確認をしました。

湧水の水質分析調査は、市内2地点（真姿の池、東京経済大学新次郎池）で年6回行いました。

6.1 真姿の池

真姿の池は㈱日立製作所中央研究所の湧水池と同様、野川の源流の一つです。また環境省の「名水百選」に選ばれており、現在も生活用水として利用されています。調査は元町用水の最上流部である真姿の池において行いました。

BODは0.5未満～0.9mg/Lの範囲であり、参考基準1*を満足していました。その他の項目についても全ての調査月で参考基準1*を下回りました。

表8-9 真姿の池における調査結果と参考基準との比較（生活環境項目等）

平成30年度

単位：mg/L（pHを除く）

項目 \ 調査月	4月	6月	8月	11月	1月	3月	平均値	参考基準1*
pH	6.3	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.0以上8.5以下
BOD	0.9	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	8以下
SS	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	100以下
DO	8.0	7.0	6.7	5.6	4.7	9.3	6.9	2以上
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5.55	5.19	4.94	3.92	6.47	6.13	5.37	10以下
トリクロロエチレン	-	<0.001	-	<0.001	-	-	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	-	0.0022	-	0.0016	-	-	0.0019	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン	-	<0.0002	-	<0.0002	-	-	<0.0002	1以下
四塩化炭素	-	<0.0002	-	<0.0002	-	-	<0.0002	0.002以下
1,1-ジクロロエチレン	-	<0.002	-	<0.002	-	-	<0.002	0.1以下

注) - : 調査を行っていない項目

※ 参考基準1 : 生活環境項目については流入先の野川における環境基準（平成28年環告37号，河川，D類型）を，その他の項目については，地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成28年環告31号別表）を参考基準としました。

pH（水素イオン濃度指数），BOD（生物化学的酸素要求量），SS（浮遊物質質量），DO（溶存酸素量）の用語解説は152ページを参照してください。

〔飲料水適合試験〕

表8-10 真姿の池における調査結果と参考基準との比較（飲料水適合試験）

平成30年度

単 位	測定月日	測定月日		参考基準2*
		6月14日	11月1日	
項 目				
一般細菌	個/mL	4	1	100 以下
大腸菌	-	不検出	不検出	検出されないこと
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	4.8	4.8	10 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04 以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0018	0.0017	0.01 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下
塩化物イオン	mg/L	9.6	9.3	200 以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	<0.3	0.3	3 以下

pH	—	6.1	6.2	5.8～8.6
味	—	異常なし	異常なし	異常でないこと
臭気	—	異常なし	異常なし	異常でないこと
色度	度	<1	<1	5以下
濁度	度	<1	<1	2以下

※参考基準2：飲料水適合試験については、水道水質基準（平成15年厚生労働省令第101号）を参考基準としました。

6.2 東京経済大学新次郎池

敷地内の新次郎池を源に流れている湧水の流出口の直下で調査を行いました。
BODは0.5未満mg/L～0.6mg/Lの範囲であり、年間を通じて低濃度で推移しました。
その他の項目についても全ての調査月で参考基準1を下回りました。

表8-11 東経大における調査結果と参考基準との比較（生活環境項目等）

平成30年度

単位：mg/L（pHを除く）

項目	調査月	4月	6月	8月	11月	1月	3月	平均値	参考基準1 [※]
pH		7.3	7.4	7.4	6.7	7.5	7.5	7.3	6.0以上8.5以下
BOD		<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.6	0.5	8以下
SS		1	7	6	<1	2	1	3	100以下
DO		8.1	8.2	8.0	7.9	11.4	9.1	8.8	2以上
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素		5.01	7.31	3.90	5.94	5.49	1.28	4.82	10以下
トリクロロエチレン		—	—	—	<0.001	—	—	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン		—	—	—	0.0014	—	—	0.0014	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン		—	—	—	<0.0002	—	—	<0.0002	1以下
四塩化炭素		—	—	—	<0.0002	—	—	<0.0002	0.002以下

注) —：調査を行っていない項目。

※参考基準1：生活環境項目については流入先の野川における環境基準（平成28環告37号，河川，D類型）を，その他の項目については，地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成28年環告31号別表）を参考基準としました。

6.3 姿見の池の水質とホタルの成育条件

姿見の池は、JR武蔵野線トンネル付近の住宅の浸水対策として、トンネル内部に設置した横井戸から抜き取った地下水の有効利用のために再現された池で、地下水は姿見の池を經由し、野川源流へと流入しています。池への流入直前の地点と、地下水が集水管を經由し姿見の池へと続く水路が、ホタルが生息するために適した水質かどうかを検討するために、水路の2箇所調査を行いました。（実施日：5月10日）

ゲンジボタルの生息に必要な水質の条件は、酸素が十分に溶け込んでいるということ、カルシウム分が多いこととされています。姿見の池上流にて、わずかにカルシウムが超過しましたが、大幅に超えるものではなく、問題ないものと考えられます。pH、COD、DO、カルシウム、塩化物イオン、電気伝導率、水温は姿見の池上流、下流ともにゲンジボタルの生息条件の範囲内でした。

表8-12 姿見の池における調査結果とゲンジボタル生息地の水質との比較

調査地点		姿見の池 上流	姿見の池 下流	ゲンジボタルの生息条件 (東京の生息3地域の値)
項目	調査日 単位	平成30年5月10日		
pH	pH	7.1	7.4	6.5 ~ 8.3
BOD	mg/L	<0.5	<0.5	0.5 ~ 1.8
COD	mg/L	0.6	1.0	0.5 ~ 3.4
SS	mg/L	<1	<1	—
DO	mg/L	9.9	10.0	6.8 ~ 11.8
カルシウム	mg/L	14	13	11.46 ~ 13.2
塩化物イオン	mg/L	10.9	10.9	6.19 ~ 11.2
硝酸体窒素	mg/L	7.01	6.98	0.43 ~ 0.45
アンモニウム体窒素	mg/L	<0.01	<0.01	0.03 ~ 0.12
イオン状シリカ	mg/L	27	27	0.50 ~ 0.58
マグネシウム	mg/L	6.8	6.9	2.5 ~ 3.2
電気伝導率	mS/m	18.3	18.4	8 ~ 20
水温	℃	16.7	16.5	2.0 ~ 28.0

出典：「ホタル百科事典」 東京ゲンジボタル研究所 <http://www.tokyo-hotaru.com/jiten/hotaru.html>

硝酸体窒素，イオン状シリカ，マグネシウムについては，両地点とも生息地の水質の範囲を上回る値となりました。

ホタルの自然生息には川岸や水辺に草があり中洲や淵のある，多様な周辺環境の整備を行う必要があります。これはホタルだけでなく他の水生生物にとっても生息しやすいものと考えられます。

7 井戸水調査

井戸水調査は年1回，市内20箇所の井戸（図8-8参照）で下記の7項目について実施しました。調査結果を環境基準等と比較することにより，井戸水の汚濁状況の確認を行いました。

調査項目	①トリクロロエチレン，②テトラクロロエチレン，③1,1,1-トリクロロエタン， ④四塩化炭素，⑤シス-1,2-ジクロロエチレン，⑥1,1-ジクロロエチレン，⑦大腸菌
------	---

※地下水の環境基準との比較を行いました。なお，大腸菌については，地下水の環境基準が定められていないため，参考として水道水質基準を参考基準としました。

環境基準等の達成状況をみると，もみじ井戸（光町1丁目）及び都立殿ヶ谷戸庭園（南町2丁目）の2箇所でテトラクロロエチレンが環境基準値を超過しました。（表8-13-1，表8-13-2）

もみじ井戸及び都立殿ヶ谷戸庭園は例年環境基準値を超過していることから，今後も継続的に調査・監視していく必要があります。

また，大腸菌調査の結果は，西恋ヶ窪1丁目及び西元町1丁目でも陽性でした。（29年度は全ての井戸で陰性でした。）

表8-13-1 井戸水調査結果と環境基準等との比較（1）

調査年月日：平成31年2月7日

調査地点	調査項目	時間 単位	西恋ヶ窪1丁目 40番	東恋ヶ窪3丁目 8番	本多5丁目 15番	本町3丁目 13番	都立殿ヶ谷戸庭園 南町2丁目 16番	東元町1丁目 21番	東元町3丁目 2番	西元町1丁目 13番	戸倉公園 戸倉4丁目 8番	内藤橋井戸 内藤1丁目 28番	環境基準 (参考基準) ※
			9:05	9:25	9:50	10:10	10:30	10:55	11:10	11:30	12:00	13:15	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.0010	0.0035	0.0011	0.12	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
	大腸菌	-	陽性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陽性	陰性	陰性	(検出されないこと)

注) ：基準値超過

※環境基準（参考基準）：地下水の環境基準との比較を行った。なお、大腸菌については、地下水の環境基準が定められていないため、参考として水道水質基準を参考基準とした。

表8-13-2 井戸水調査結果と環境基準等との比較（2）

調査年月日：平成31年2月7日

調査地点	調査項目	時間 単位	光町1丁目 33番	もみじ井戸 光町1丁目 15番	90度井戸 富士本3丁目 19番	つづじ井戸 西町2丁目 22番	西町4丁目 17番	西町5丁目 19番	北町2丁目 7番	戸倉1丁目 15番	東恋ヶ窪 かしの木公園 東恋ヶ窪6丁目 17番	たきくぼ井戸 泉町3丁目 5番	環境基準 (参考基準) ※
			13:50	14:00	14:20	14:35	14:55	15:20	15:45	16:05	16:25	16:50	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.017	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0034	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0022	0.01以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
	大腸菌	-	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	(検出されないこと)

注) ：基準値超過

※環境基準（参考基準）：地下水の環境基準との比較を行った。なお、大腸菌については、地下水の環境基準が定められていないため、参考として水道水質基準を参考基準とした。

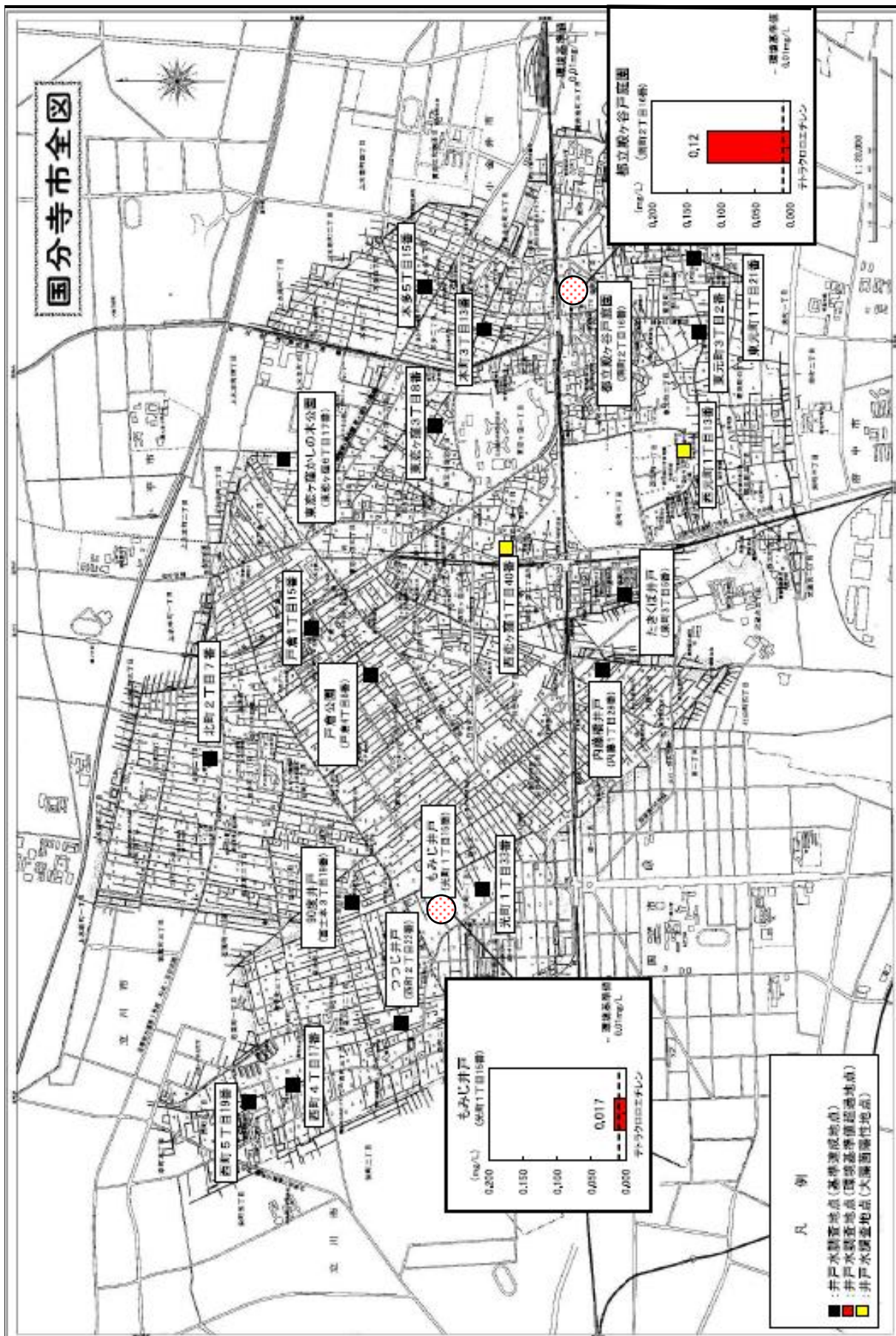


図8-8 井戸水の環境基準達成状況及び環境基準値超過地点における調査結果

8 野川水生・底生生物調査

市内を流れる野川に生息する水生生物を調査し生息状況を把握するとともに、生物学的な水質判定等を行い、野川の河川環境を保全するための基礎資料とするため調査を行っています。野川上流の押切橋、下流の鞍尾根橋付近が完全なコンクリート三面貼りの生物の住みにくい環境となったため、調査は中流の一里塚橋のみで実施しています。

調査日：平成30年5月10日（木）
 調査地点：一里塚橋（野川中流）（下図）
 調査項目：底生生物、付着藻類及び魚類の3項目

図8-9 野川中流（一里塚橋）



国分寺市内を流れる野川の中流地点であり、元町用水合流点の下流側。民家の間を流れており、流路幅は約1m、コンクリート三面張りであるが、橋の上流側は川幅が広く、池のようになっています。



〔 判定方法 〕

【耐 認 性】 清水性種 (A)：汚濁に耐えられない種
 汚濁性種 (B)：汚濁に耐えられる種

【汚濁階級指数】 その生物が代表する水質階級
 1：貧腐水性水域 2：β-中腐水性水域 3：α-中腐水性水域
 4：強腐水性水域

【水 質 階 級】 その生物がよく出現する水域
 Os：きれいな水域 βm：わりあいきれいな水域 αm：よごれている水域
 Ps：とてもよごれている水域

【生物学的水質判定法】

優 占 種 法：最も出現頻度の高い種が示す水質階級で判定

Kolwitz 法：個体数にかかわらず最も多くの種が含まれる水質階級で判定

Beck-Tsuda 法
 表8-14

生物指数(B.I.)	水質階級	汚濁の度合
0~5	Ps	とてもよごれている
6~10	αm	よごれている
11~19	βm	わりあいきれい
20以上	Os	きれい

汚濁指数法
 表8-15

汚濁指数	水質階級	
1.0~1.5	Os	貧腐水性水域
1.5~2.5	βm	β-中腐水性水域
2.5~3.5	αm	α-中腐水性水域
3.5~4.0	Ps	強腐水性水域

(1) 調査結果

A. 底生生物による水質判定

川床に砂礫等の堆積する場所にサーバーネット (25cm×25cm) を設置して定量採集を行い、2ヶ所分を1試料としました。底生生物の分類学的集計により29種、2,104個体が確認されました(表8-16)。優占種はユスリカ亜科の一種で出現個体数は734個体、優占度は34.9%(表8-17)(表8-20)でした。また、きれいな水域の指標となる水質階級Osの種は、11種確認されました。

底生生物の調査にもとづく生物学的水質判定の結果では、野川中流はOs（きれいな水域）となりました。（表 8-18）

表 8-16
底生生物の出現種の分類学的集計結果

分類		調査地点
		一里塚橋
水生昆虫	蜉蝣目（カゲロウ目）	3種
	蜻蛉目（トンボ目）	1種
	積翅目（カワケラ目）	1種
	毛翅目（トビゲラ目）	7種
	双翅目（ハエ目）	7種
扁形動物		1種
軟体動物		2種
環形動物		2種
節足動物		5種
種数合計		29種
個体数合計（25 cm × 25 cm × 2回あたり）		2,104 個体

表 8-17
底生生物の出現種の優占種と優占度

優占種		生物特性		
		耐忍性	汚濁指数	水質階級
第一優占種	ユスリカ亜科の一種 Chironomidae sp	B	-	-
優占度(%)	34.9%			
第二優占種	ナガケイソウの一種 Synedra ulna	B	2	$\beta\alpha$
優占度(%)	73.2%			

優占種の属する水質段階が不明であったため、判定できませんでした。

表 8-18 底生生物による水質判定結果

判定方法		年度	平成29年度	平成30年度
			αm	不明
優占種法	判定結果		αm	不明
Beck-Tsuda法	清水性種数(A)	9	9	11
	汚濁性種数(B)	19	19	16
	生物指数(2A+B)	37	37	38
	判定結果	Os	Os	Os
Kolkwitzshu法	貧腐水性水域	9	9	11
	β -中腐水性水域	4	4	5
	α -中腐水性水域	6	6	3
	強腐水性水域	2	2	0
	不明種数	9	9	10
	判定結果	Os	Os	Os
汚濁指数法	汚濁指数	2.02	2.02	1.63
	判定結果	βm	βm	βm
総合判定			Os~ βm	Os

注) 清水性種 (A) : 汚濁に耐えられない種

汚濁性種 (B) : 汚濁に耐えられる種

Os : きれいな水域 (貧腐水性水域)

βm : わりあいきれいな水域 (β -中腐水性水域)

αm : よごれている水域 (α -中腐水性水域)

Ps : とてもよごれている水域 (強腐水性水域)

B. 付着藻類による水質判定

砂礫等が堆積している川床の、比較的平らな礫に5cm×5cmのゴム板(コドラート)をあてがい礫に付着した藻類をこすり落として試料としました。(1箇所)

調査の結果、28種、細胞数3,102細胞の付着藻類が確認されました。(表8-19)。優占種はナガケイソウで、細胞数/mm²2,270、優占度73.2%でした。付着藻類による生物学的水質判定の結果は、野川中流の水質は βm (わりあいきれいな水域)でした。(表8-21)

表 8-19 出現種の分類学的集計結果

調査地点	一里塚橋
分類	
緑藻類 Green Algae	2種
珪藻類 Diatoms Algae	26種
種数合計	28種
細胞数合計(1mm ² あたり)	3,102細胞

表 8-20 底生生物の優占種及び優占度


調査地点	一里塚橋
優占種 (優占度%)	ユスリカ亜科の一種 <i>Chironomidae sp</i> (34.9%)
	

表 8-21 付着藻類による生物学的水質判定

調査地点		一里塚橋
判定方法		
優占種法	判定結果	β m
Beck-Tsuda 法	清水性種数 (A)	12種
	汚濁性種数 (B)	15種
	生物指数 (2A+B)	39
	判定結果	O s
Kolkwitz 法	貧腐水性水域	11種
	β-中腐水性水域	19種
	α-中腐水性水域	5種
	強腐水性水域	2種
	不明種数	3種
	判定結果	β m
汚濁指数法	汚濁指数	1.85
	判定結果	β m
総合判定		β m

注) 清水性種 (A) : 汚濁に耐えられない種 汚濁性種 (B) : 汚濁に耐えられる種

O s : きれいな水域 (貧腐水性水域) β m : わりあいきれいな水域 (β-中腐水性水域)
α m : よごれている水域 (α-中腐水性水域) P s : とてもよごれている水域 (強腐水性水域)

C. 魚類の出現種

魚類の調査は、タモ網による捕獲及び目視による確認を行いました。調査の結果、カワムツ、オイカワ、タモロコ、モツゴ、アブラハヤ、コイ、スゴロモコ、ニゴイ、ウグイ、ヨシモボリ類の11種が確認されました。

(2) 生物学的水質判定結果と水質調査結果の比較

野川中流の底生生物及び付着藻類による生物学的水質判定結果と、水質との関連性をみるために、国分寺市で継続して調査を実施している野川の水質調査結果のうち、有機汚濁の指標となるBODの測定結果との比較を行いました。また参考として魚類調査結果も記載しました。(表8-22)

今年度の底生生物による生物学的水質判定結果は、O s (きれいな水域)、付着藻類による生物学的水質判定結果は、β m (わりあいきれいな水域) でした。

魚類については例年確認されている7種(H29年出現種)にスゴロモコ、ニゴイ、ウグイ、ヨシノボリ類が加わった11種が確認された。底生生物、付着藻類及び魚類の出現種数は、多

少の増減はあるものの近年5年間で大きな変化はみられなかった。底生生物の優占種を見ると水質階級が不明のユスリカ亜科の一種が第1位優占種となっており、付着藻類は水質階級がβm（わりあいきれいな水域）のナガケイソウが第1種優占種でした。

水質、生物学的水質判定結果ともに一里塚橋では、βm（わりあいきれいな水域）である判定がされましたが、平常時の水深は浅く、河床や岸はコンクリートで三面護岸されていて、水生生物にとって自然な生息環境とは言えません。

表8-22 生物学的水質判定結果と水質調査結果との比較

項目		一里塚橋			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
底生生物	生物学的水質判定結果	O s	O s	O s～βm	O s
	出現種数	26	32	30	29
	優占種	ユスリカ亜科の一種	ミズムシ	ミズムシ	ユスリカ亜科の一種
付着藻類	生物学的水質判定結果	β m	β m	β m	β m
	出現種数	30	29	44	29
	優占種	チャヅツケイソウ	チャヅツケイソウ	チャヅツケイソウ	ナガケイソウ
BOD(mg/L)* (測定年度)		0.6 (H26)	0.7 (H27)	0.6 (H28)	0.8 (H29)
魚類出現種		アブラハヤ オイカワ カワムツ コイ モツゴ ウグイ タモロコ (7種)	アブラハヤ オイカワ カワムツ コイ モツゴ (5種)	アブラハヤ オイカワ カワムツ コイ モツゴ タモロコ ギンブナ (7種)	カワムツ オイカワ タモロコ モツゴ アブラハヤ コイ スゴロモコ ニゴイ ウグイ ヨシモボリ類 (11種)

* BOD（生物学的酸素要求量）の解説は152ページを参照

(3) 多摩川水系野川流域河川整備計画（平成29年7月 東京都）

国分寺市内の野川最下流端にあたる鞍尾根橋から最上流端までの区間は1時間50mm降雨に対処した改修事業が完了していません。「多摩川水系野川流域河川整備計画」（平成29年7月、東京都）によりますと、この区間では河道拡幅により低水路と高水敷を整備した複断面河道（図5参照）を用いた護岸整備を実施する計画です。複断面河道は、低水路の直線化を防止できて、高水敷を散策路としても利用できる等のメリットがあります。水生生物保護の観点からはこうした整備の際に、流れには瀬や淵などがあり、河床や水際には生物の隠れ家となる草本類等がある環境が形成されることが望まれます。



図5 計画標準断面図（野川、鞍尾根橋～不動橋の複断面河道整備）

出典：「多摩川水系野川流域河川整備計画」（平成29年7月 東京都）

9 放射線と放射性物質への対応について

○「国分寺市放射能対策に関する基本的な対応方針」の策定

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故によって放射性物質が拡散し、新たな課題が生じました。

市では、平成24年5月に、市民の身体・生命を守り、安全・安心なまちづくりを進めるため、放射性物質に対する総合的な対策として、測定などの具体的取組と、高数値及び基準値を超えた数値が検出された場合の対応を定めた、標記の対応方針を策定しました。

(1) 空間放射線量測定

①市の除染基準値…地上5cmで0.23 μ Sv/h

- ・市立保育所5園（恋ヶ窪保育園，こくぶんじ保育園，ひかり保育園，もとまち保育園，しんまち保育園），市立公園8箇所（黒鐘公園，窪東公園，こぼと公園，本多わかば公園，北町公園，南町さんかく公園，富士本わくわく公園，姿見の池），市立小中学校15校（第一～十小学校，第一～五中学校），その他施設2箇所（プレイステーション，真姿の池湧水群）を定点として空間放射線量の測定を行います。さらに，通学路やその他の公共施設についても順次測定します。

(2) 給食食品等の放射性物質濃度測定

①厚生労働省の検査基準値…野菜類，穀類，肉・卵魚等：100Bp/kg 飲料水：10Bp/kg 牛乳・乳製品・乳児用食品：50Bp/kg

- ・市立保育所，私立保育所，市立小中学校，私立幼稚園，社会福祉施設の給食食品を対象に，放射性物質の濃度測定を行います。

(3) プール水・公園親水施設等に関する放射性物質濃度測定

①水道水中の放射性物質に係る管理目標値…セシウム10Bp/kg

- ・市立小中学校の水泳プール，窪東公園やけやき公園の親水施設等に含まれる放射性物質の濃度測定を行います。

(4) 廃棄物等に関する測定

①清掃センター焼却灰（焼却残さの放射性物質に関する日の出町と二ツ塚廃棄物広域処分場東京たまエコセメント化施設による特別協定書…8,000Bp/kg以下），排ガス（放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則…セシウム134は20Bp/kg，セシウム137は30Bp/kg）

- ・清掃センターでもやせるごみ等を焼却した後の残さ（主灰・飛灰固化物），焼却により発生する排ガスの放射性物質の濃度測定を行います。また，清掃センター敷地境界線の空間放射線量の測定を行います。

②清掃センターで作成したたい肥（肥料・土壌改良資材，培土中の暫定許容値400Bp/kg以下）

- ・たい肥の放射性物質の濃度測定を行います。

○空間放射線測定器の貸出し

市民の皆さんが自宅などの空間放射線量を測定できるように，平成24年3月から測定器の貸出しを開始しました。

○測定結果について

測定結果は市のホームページを中心に公表しています。（市ホームページ→くらしの情報→地震関連情報）また，平成30年度においては，除染などの対応が必要になる高数値等は検出されませんでした。

10 環境基準※一覧

人の健康の保護及び生活環境の保全のために望ましい基準として、大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境基準が定められています。これは環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づいた公害対策を進める上での行政上の目標を示しています。

以下本報告書に係る平成30年度現在の基準一覧を示します。

● 大気汚染に係わる環境基準（平成30年環境省告示第100号）

物質	環境上の条件	用語説明
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	硫黄酸化物(SO _x)の代表的なもので、主に燃料中の硫黄分が燃焼して発生する。慢性気管支炎、喘息など呼吸器疾患の原因となる。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	燃料などの不完全燃焼により発生する。工場・事業所からも排出されるが、主に自動車から排出されている。血液中のヘモグロビンと結びつき酸素供給を妨げることで、中枢神経の麻痺・機能障害を起こす。頭痛・めまいなどの症状があらわれる。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	煤塵、粉塵やディーゼル車から排出されるガスに含まれる粒子など、大気中に浮遊する粒子状物質でその粒径が 10 μm (1/100mm) 以下のものをいう。呼吸器に沈着し、呼吸疾患の原因となる。ディーゼル車排出ガス中の粒子は発がん性が疑われる。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	燃料の燃焼に伴い工場・自動車から排出された NO(一酸化窒素)が大気中で NO ₂ (二酸化窒素)になる。呼吸器障害を起こすほか、酸性雨の原因となる。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	空気中の窒素酸化物や炭化水素などが化学反応を起こしてできる酸化物の総称で、光化学スモッグの原因となる。目、のどの粘膜の炎症や、植物への被害を起こす。
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	基礎的な化学原料として広く使われている。大量吸入による急性中毒で、頭痛、めまい、吐き気が現れ、死亡することもある。高い発がん性がある。白血病の原因となることが知られている。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	油脂分解力が強く、金属機械部品等の脱脂洗浄剤として広く使用される。急症状として頭痛、吐き気、めまい、意識喪失などがある。慢性毒性として肝・腎臓障害が認められる。発がん性も疑われる。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	ドライクリーニング、金属の脱脂洗浄剤などとして用いられている。急性毒性として皮膚・粘膜刺激、麻酔作用(中枢神経抑制作用)、慢性毒性としては肝・腎臓障害が認められる。発がん性の疑いが高い。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	金属製品の洗浄剤及び脱脂溶剤、塗料剥離材などに使われている。めまい、吐き気、しびれなど神経系に対する作用がある。発がん性が疑われる。

※環境基準は、工業用専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域を対象とする。

●騒音・振動に係わる環境基準

〈騒音〉

騒音規制法に基づく自動車騒音に係わる要請限度

(単位: dB デシベル)

区域の区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA区域を含む)	1車線	65	55
		2車線以上	70	65
		近接区域	75	70
b区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに接する地先, 水面	1車線	65	55
		2車線以上 近接区域	75	70
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一車線 2車線以上 近接区域	75	70

〈振動〉

振動規制法の道路交通振動に係わる要請限度

(単位: dB デシベル)

区域の区分		時間の区分				
	当てはめ地域	8時	昼間	19時	夜間	8時
第一種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域		65		60	
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		70	20時	65	

項目	用語説明
騒音レベル, (dB デシベル)	騒音の大きさを表す単位。通常の間人が聞きうる最小の音を0デシベルとし、耳に痛みを感じる音を130デシベルとするとき、この間を感覚等分することにより決められた値。
振動レベル (dB デシベル)	振動の加速レベルに振動補正を加えたもので、単位としてはデシベルを用いる。
等価騒音レベル(L _{Aeq})	変動する騒音レベルのエネルギー一平均値、すなわち、変動音と等しいエネルギーを持つ定常音のレベルをいう。(※L _{eq} と表わされる場合もある)
要請限度	自動車排ガスによる大気汚染や、自動車交通による騒音及び振動により、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると知事又は市町村長が認めるとき、道路管理者又は公安委員会に対しその改善を要請する際の基準。

●水質汚濁に係わる環境基準

①生活環境の保全に関する環境基準(河川)(昭和46年環境庁告示第59号)

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級, 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN※ /100mL以下
A	水道2級, 水産1級, 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級, 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100mL以下
C	水産3級, 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級, 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級, 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

※基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

※MPN(最確数) most probability number

- | | |
|----------|---|
| 1 自然環境保全 | : 自然探勝等の環境保全 |
| 2 水道1級 | : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの |
| 水道2級 | : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの |
| 水道3級 | : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの |
| 3 水産1級 | : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 |
| 水産2級 | : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 |
| 水産3級 | : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用 |
| 4 工業用水1級 | : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの |
| 工業用水2級 | : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの |
| 工業用水3級 | : 特殊の浄水操作を行うもの |
| 5 環境保全 | : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度 |

項目	用語説明
水素イオン濃度(pH)	水の酸性・アルカリ性を示す指数。pH7が中性で7より小さくなるほど酸性が強くなり、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなる。
生物学的酸素要求量(BOD) Biological Oxygen Demand	水中の有機性汚濁物質が微生物により酸化分解されるために必要とされる酸素量。数値が高くなるほど川は汚れていることになる。BODが高いと水中の溶存酸素量(DO)が減少し、水生生物の育成に影響を与える。魚の生育環境としては5mg/L以下が望ましく、人為的汚染のないきれいな河川では1mg/L以下、10mg/L以上となると悪臭が発生する。
溶存酸素量(DO) Dissolved Oxygen	水中に溶けている酸素量で、空気や、水中の植物の光合成により供給される。酸素量が一定量を下回ると水生生物は生存できない。きれいな河川の状態では8~9mg/L。比較的汚染に強いコイ・フナなどでも5mg/L以上が望ましい。
浮遊物質(SS) Suspended Solid	水中に浮遊する直径2mm以下、孔径1μmの濾材上に残留する物をいう。プランクトン・生物の死骸やその破片、排泄物、泥粒、下水、工場排水など人工的汚濁物質からなる。水の汚濁の状態を示す重要な指標のひとつで、河川水にSSが多くなると光の透過を妨げ、自浄作用を阻害したり、魚類に悪影響を及ぼす。
化学的酸素要求量(COD) Chemical Oxygen Demand	有機物による水質汚濁の度合いを示す指標で、CODの値の大きいほど汚染がひどい。水中の有機物に酸化剤を加えて反応させ、消費した酸化剤の量を酸素の量に換算した値。湖沼および海域の環境基準や排水規制の項目、総量規制の対象項目に採用されている。湖沼の水質環境基準としては、非常に清澄な水は1mg/L以下、水道原水としては3mg/L以下、不快感を感じない限度は8mg/L以下である。
大腸菌群数	大腸菌群は大腸菌及びそれによく似た性質を持つ菌類の総称。糞便汚染の指標となる(土壌・植物由来も含まれる)。多量に検出された場合、赤痢、コレラなどの病原菌が存在する危険性がある。

②水質の人の健康の保護に関する環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)
及び地下水の水質汚濁に係わる環境基準(平成9年環境庁告示第10号)

項目	基準値	用語説明
カドミウム	0.003mg/L以下	メッキ、顔料、電池などで使用されている。腎・肝臓に蓄積し障害をおこす。慢性中毒では、異常疲労、貧血、骨軟化などがある(イタイタイ病)。
全シアン	検出されないこと	メッキ、化学物質の原料、触媒などに使用。数秒～数分程度で中毒症状が現れ頭痛・めまい、意識障害、けいれんなどを起こし死亡することがある。
鉛	0.01mg/L以下	鉛管、板、蓄電池など金属のまま利用される他、その化合物も多く利用される。貧血・食欲不振、筋肉虚弱等の症状がある。発ガン性が疑われる。
六価クロム	0.05mg/L以下	顔料、染料、塗料、メッキや金属表面処理、酸化剤に使用。皮膚発疹、咽頭炎、鼻中隔炎症などがみられる。変異原性、発ガン性がある。
砒素	0.01mg/L以下	半導体の原料、医薬品、農薬、殺鼠剤、防腐剤などに使用。急性では嘔吐、腹痛など。慢性中毒では皮膚の黒化・角化、神経炎を起こす。発ガン性が疑われる。
総水銀	0.0005mg/L以下	有機水銀化合物、無機水銀化合物をあわせたもの。化学品製造、医薬品、乾電池などに使用。慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響がある。有機水銀のメチル水銀(アルキル水銀)は特に毒性が高い。
アルキル水銀	検出されないこと	諸臓器・脳に蓄積され、運動失調、視野狭窄、知覚障害等の中枢神経障害の要因とされる(水俣病)。生物濃縮率が高く魚介類に高濃度に蓄積される。
PCB (ポリ塩化ビフェニール)	検出されないこと	熱やアルカリに強く、電気絶縁性が高いなど工業的に利用度が高く、トランス油、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙等に利用された。難分解性で脂肪組織に蓄積され、影響が長期化する。皮膚色素沈着、内臓障害がある。胎盤透過性があり胎児・乳幼児に障害が及ぶ(カネミ油症)。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	金属製品の洗浄剤および脱脂溶剤、塗料剥離材などに使用。分解されにくく地下水汚染の心配がある。めまい、吐き気、しびれなど神経系に対する作用がある。発ガン性が疑われる。
四塩化炭素	0.002mg/L以下	試薬、化学物質の原料として使用。オゾン破壊物質として「モントリオール議定書」にリストアップされている。発ガン性が疑われる。
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	塩化ビニル樹脂などの原料として使用。肝機能への影響がある。変異原性があり、発ガン性も疑われる。
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	塩化ビニルなど樹脂の原料、食品包装フィルムなどとして使用。肝・腎臓障害が知られている。麻酔作用がある。変異原性を持つ。
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	溶剤、プラスチックの原料として使用。高濃度で麻酔作用がある。
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	金属洗浄剤、ドライクリーニング溶剤、代替フロン原料として使用。中枢神経抑制作用がある。オゾン破壊物質。
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	油脂、ワックス、溶剤等として使用。変異原性を持つ。
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	代替フロンの原料、金属機械部品の脱油洗浄、羊毛・皮の脱脂洗浄溶剤として使用。めまい、頭痛などの神経症状、肝・腎臓障害が認められる。
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	代替フロンの原料、ドライクリーニング溶剤、などとして使用。頭痛、めまいなど神経系や肝・腎臓障害がある。発ガン性をもつ疑いがある。
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	農薬として土壌害虫殺虫剤に使用される。変異原性があり、発ガン性が疑われる。
チウラム	0.006mg/L以下	農薬(殺菌剤として種子消毒、茎葉散布材として使用)。分解が速く、環境中での寿命は短い。
シマジン	0.003mg/L以下	農薬(野菜、果樹、芝生の除草剤)。安定性が高いため残留性が高い。内分泌かく乱作用が疑われる。
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	農薬(水田除草剤)として使用されている。
ベンゼン	0.01mg/L以下	染料、医薬品、農薬等様々な化学薬品の合成原料、溶剤、抽出剤として使用。白血病、再生不良性貧血を起こす。変異原性・発ガン性を持つ。
セレン	0.01mg/L以下	コピー機の感光ドラム、ガラス着色剤、化合物は絶縁体として広く使用される。呼吸器への影響が知られている。
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸塩、亜硝酸塩として含まれている窒素。人体内で亜硝酸イオンとなるため、多量に人体に摂取されると、メヘモグロビン血症などの障害を起こす。
ふっ素	0.8mg/L以下	フッ素樹脂等の製造原料、ガラス等の表面加工に使用。過剰摂取により歯表面が斑状になったり、着色する。骨硬化症状による骨折リスクが高まる。
ほう素	1mg/L以下	ガラス繊維材料、化合物は防腐剤、ゴキブリ駆除剤などに使われる。傷口や粘膜から吸収された時の毒性が指摘されている。

1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	トランジスター、合成皮革や塗料、洗浄剤の調整用溶剤、繊維処理・染色・印刷時の分散剤、潤滑材などに使用されている。発ガン性が疑われる。
-----------	-------------	--

参考資料: 化学物質ファクトシート(環境省)
環境用語辞典(共立出版)他

③水生生物の保全に係る環境基準(河川及び湖沼)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域	0.04mg/L 以下

注) 基準値は年間平均値とする。

④底質の暫定除去基準(昭和 50 年環水管第 119 号)

項目	暫定除去基準
水銀	25ppm 以上
PCB	10ppm 以上

●ダイオキシン類に係わる環境基準 (平成 21 年環境省告示第 11 号)

ダイオキシン類による大気・水質の汚濁(水底の底質)及び土壌の汚染に係わる環境基準

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1000 pg-TEQ/g 以下
用語説明	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)のことで、きわめて強い毒性を持つ。ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)とコプラナーPCBも似た構造を持ち、併せてダイオキシン類と定義されている。

※TEQ: 毒性を評価する際の単位

※大気、水質は年間値

●微小粒子状物質に係る環境基準 (平成 21 年環境省告示第 33 号)

物質	環境上の条件	用語説明
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること	煤塵、粉塵やディーゼル車から排出されるガスに含まれる粒子など、大気中に浮遊する粒子状物質でその粒径が 2.5 μm 以下のものをいう。呼吸器に沈着し、呼吸疾患の原因となる。ディーゼル車排出ガス中の粒子は発ガン性が疑われる。

令和元年度 環境報告書

(平成30年度実績報告)

発行：国分寺市 編集：まちづくり部まちづくり計画課

〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1

Tel: 代表 042-325-0111 内線 356

直通 042-328-2192

Fax: 042-324-0160